

事業類型変更に伴う小規模保育事業の認可・確認について

小規模保育事業について、当該事業の類型を変更する場合には、新規の認可・確認を行う必要があるため、新たに小規模保育事業の認可・確認を行うもの。

【変更内容】

越谷市内 ふえありい保育園6園に係る類型変更に伴う小規模保育事業の認可・確認

類 型 変 更	小規模保育事業B型 → 小規模保育事業A型 (保育士の割合 1/2 以上) (全員保育士)
変 更 時 期	令和8年(2026年)10月1日

【事業者概要】

株式会社城南進学研究社

名 称	株式会社城南進学研究社
所 在 地	神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2
代 表 者 名	代表取締役 下村 勝己
市内運営事業所	【小規模保育事業所】 ふえありい保育園 南越谷園 (H27.4.1開設) ふえありい保育園 東越谷園 (H27.4.1開設) ふえありい保育園 蒲生園 (H27.4.1開設) ふえありい保育園 レイクタウン・トマト園 (R2.4.1開設) ふえありい保育園 レイクタウン・レモン園 (R2.4.1開設) ふえありい保育園 レイクタウン・みかん園 (R3.4.1開設)

【事業所概要】

1 ふえありい保育園 南越谷園

事 業 類 型	小規模保育事業A型(変更後)
所 在 地	越谷市南越谷1丁目5番地58
認可定員・利用定員	19人(内訳:0歳児3名、1・2歳児16名)
開所日・開所時間	月曜日～土曜日・7:30～19:00 ※土曜日は18:30まで
設 置 年 月 日	平成27年4月1日

案内図



2 ふえありい保育園 東越谷園

事業類型	小規模保育事業A型（変更後）
所在地	越谷市東越谷1丁目9番地17
認可定員・利用定員	19人（内訳：0歳児3名、1・2歳児16名）
開所日・開所時間	月曜日～土曜日・7:30～19:00 ※土曜日は18:30まで
設置年月日	平成27年4月1日

案内図



3 ふえありい保育園 蒲生園

事業類型	小規模保育事業A型（変更後）
所在地	越谷市蒲生茜町28番地13
認可定員・利用定員	19人（内訳：0歳児3名、1・2歳児16名）
開所日・開所時間	月曜日～土曜日・7:30～19:00 ※土曜日は18:30まで
設置年月日	平成27年4月1日

案内図



4 ふえありい保育園 レイクタウン・トマト園

事業類型	小規模保育事業A型（変更後）
所在地	越谷市레이크タウン7丁目8番地14 リザーブレイクタウンレジデンス1F B号室
認可定員・利用定員	19人（内訳：0歳児3名、1・2歳児16名）
開所日・開所時間	月曜日～土曜日・7:30～19:00 ※土曜日は18:30まで
設置年月日	令和2年4月1日

5 ふえありい保育園 レイクタウン・レモン園

事業類型	小規模保育事業A型（変更後）
所在地	越谷市레이크タウン7丁目8番地14 リザーブレイクタウンレジデンス1F C号室
認可定員・利用定員	19人（内訳：0歳児3名、1・2歳児16名）
開所日・開所時間	月曜日～土曜日・7:30～19:00 ※土曜日は18:30まで
設置年月日	令和2年4月1日

6 ふえありい保育園 レイクタウン・みかん園

事業類型	小規模保育事業A型（変更後）
所在地	越谷市레이크タウン7丁目8番地14 リザーブレイクタウンレジデンス1F A号室
認可定員・利用定員	19人（内訳：0歳児3名、1・2歳児15名）
開所日・開所時間	月曜日～土曜日・7:30～19:00 ※土曜日は18:30まで
設置年月日	令和3年4月1日

案内図



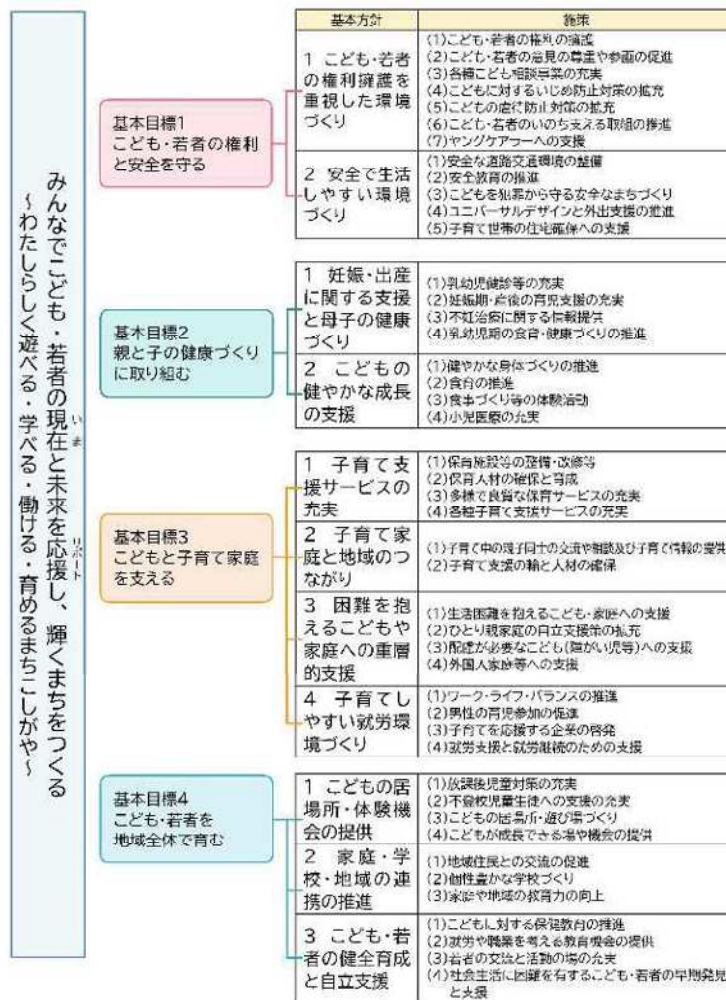
第1期越谷市こども計画進捗状況（第4・5章） 令和7年度進捗状況報告について

1 進捗状況について

○計画の進行管理の位置づけ

「第1期越谷市こども計画」第6章では、「計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価」と記載しております。

○計画の体系



○点検・評価の対象

令和7年度の取組を対象に点検・評価を行います。

2 各事業の進捗状況

第1期越谷市こども計画 第4章………資料3のとおり
第5章………資料4のとおり

3 令和7年度各事業の進捗状況（主要事項のみ抜粋）

基本目標1「こども・若者の権利と安全を守る」

令和7年度	事業名	スクールロイヤーの配置		
	事業内容	虐待やいじめのほか、過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、初期対応の段階から予防的に弁護士等に関わってもらうことで、法的見地に基づく学校への支援等、こどもたちへの最大の利益を図ります。		
	令和8年度の取り組み	拡大	理由	学校警察連絡協議会におけるスクールロイヤーによる講演の実施、小中学校教員の研修におけるスクールロイヤーの指導の実施を予定しているため。

基本目標3「こどもと子育て家庭を支える」

令和7年度	事業名	送迎保育事業		
	事業内容	利便性の高い駅前の保育ステーションにおいて、送迎バスを運行し、保育園への送迎を実施します。		
	令和8年度の取り組み	廃止	理由	駅付近を中心に保育施設の増加、待機児童数の減少、働き方の多様化等の理由から、送迎保育の利用者数が減少したため。
	事業名	病児保育事業		
	事業内容	保育所等に通っている児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、その児童を専用のスペースで一時的に保育を行います。		
	令和8年度の取り組み	拡大	理由	地域の需要を満たすため、新たに令和8年度開設の病児保育室を整備したため。
	事業名	子育てサロン事業		
	事業内容	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。子育ての悩みや不安を持つ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。		
	令和8年度の取り組み	拡大	理由	新たにイオンレイクタウン内2カ所において子育てサロンを実施するため。

基本目標4「こども・若者を地域全体で育む」

令和7年度	事業名	こどもの居場所づくり事業		
	事業内容	市と地域をつなぐ機能を持つこどもの居場所支援団体（中間支援組織）が、協働してこどもの居場所づくりを支援することで地域の課題解決を目指します。		
	令和8年度の取り組み	拡大	拡大の理由	中間支援組織との協働によるこどもの居場所づくり支援事業の新規実施
	事業名	子ども健全育成事業		
	事業内容	学童野球大会、ドッジビー大会、かるた取り大会等各種大会を開催し、青少年健全育成を図ります。		
	令和8年度の取り組み	拡大	拡大の理由	各地区の子ども会が、自治会館等を借用し、新たなこどもの居場所を創出するための事業を追加

第1期越谷市こども計画（第4章） 令和7年度進捗状況報告調書

令和8年度第2回児童福祉専門分科会

資料3

1：こども・若者の権利と安全を守る

(1)こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

①こども・若者の権利の擁護

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度 of 取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課
1	1	1	こどもの権利等啓発活動	児童虐待防止推進月間などの機会に、児童虐待に関するパンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を行います。	①子ども虐待防止オレンジリボン運動普及啓発のため、オレンジリボン運動ピンバッジ、オレンジリボンを配布した。 ②国・県が作成したポスターの掲示と、リーフレットやパンフレットを窓口で配布するとともに、関係機関にもポスター掲示とリーフレット等の配布を依頼した。	①オレンジリボン運動ピンバッジ、オレンジリボンを配布。 ②国が作成した児童虐待防止ポスター等の配布。 ・ポスター 540部 ・リーフレット 5,430部	継続	こども家庭センター	
1	1	1	越谷市子ども憲章の啓発活動	将来を担うこどもが、夢と希望を持ち、自ら考え、行動するための指針である「子ども憲章」を、青少年健全育成啓発冊子や各種イベントの配布資料等に掲載し、啓発を推進します。	青少年を対象とした事業や青少年関係団体の会議における資料、健全育成啓発用クリアファイル等に掲載した。	1 青少年を対象とした事業や青少年関係団体会議資料への掲載 2 啓発用クリアファイルの配付 ※啓発用クリアファイルを7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の啓発活動として、市内高等学校・大学への配架を行った。また、11月の市民フォーラムにおいても参加者へ配付を行った。（合計859枚）	継続	青少年課	こども政策課
1	1	1	人権教育推進事業	人権教育研修会の実施や児童生徒用の人権教育リーフレットの作成・配布等を行い、こどもの権利擁護についての意識を高めます。	各学校の人権教育・男女平等教育の年間指導計画に基づく、人権教育を実施した。また、指導課主催の市内教職員対象人権教育研修会、各学校における人権教育研修会を実施するなど教職員の研修を充実させた。	(1)転入・新採用教職員対象人権教育研修会 4回 (2)管理職対象人権教育研修会 校長1回 教頭1回 (3)各学校における人権教育校内研修 44校 (4)市内小学生用入権学習資料を作成・配付 (5)市内教職員へ「人権教育の窓」配付1回	継続	指導課	
1	1	1	若年層に向けた男女共同参画の啓発	できるだけ早い段階から男女共同参画の考え方を身につけられるよう、児童生徒や保護者に対し男女共同参画に関する啓発資料の配布などを実施します。	市立小学校6年生全員に「越谷市男女共同参画推進条例」のこどもリーフレットを配付するとともに、ホームページに掲載した。	小学6年生及びその学級担任に配付 【配付数】2,933部	継続	人権・男女共同参画推進課	
1	1	1	人権相談	人権擁護委員と連携し、こどもの人権問題を含めた市民が抱える人権に関する悩みや心配事を解決するため、人権相談所を開設し、助言・援助等を行います。	毎月第1・3木曜日に越谷市本庁舎において、特設人権相談所を開設したほか、老人福祉センターにおいて出張による特設人権相談所を開設した。	①特設人権相談所 【日時】毎週第1・3木曜 13:00～16:00（年間24回） 【場所】越谷市役所本庁舎4階相談室 ②出張による特設人権相談所 【日時】令和8年1月22日（木） 11:00～13:00 【場所】越谷市立老人福祉センターひのき荘	継続	人権・男女共同参画推進課	
1	1	1	人権啓発活動	人権擁護委員と連携し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、越谷市民まつりや人権週間においてこどもの人権問題を含めた人権に関する啓発活動を行います。	越谷市民まつりの会場において、人権擁護委員の活動紹介や人権啓発ポスターの掲示、啓発物の配布などの啓発活動を行い、中学生1名を1日人権擁護委員に委嘱し、ともに啓発活動を行った。 また12月の人権週間の期間で、人権擁護委員の活動紹介や小・中学生による人権標語、人権作文コンテスト優秀賞受賞作品の掲示、人権啓発ポスターの掲示、人権作文パネルの展示、啓発物の配布などの啓発活動を行った。	①越谷市民まつり 【日時】令和7年9月28日（日） 【アンケート回答者数】500人 【啓発物配布数】500セット ②人権週間 【日時】令和7年12月1日（月）～12月5日（金） 【場所】越谷市役所エントランス棟1階 【啓発物配布数】150セット	継続	人権・男女共同参画推進課	

②こども・若者の意見の尊重や参画の促進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
1	1	2	こども・若者の意見の尊重 や参画の促進	こども・若者に関わる事業について、こども・若者の 意見が十分反映されるよう配慮します。また、計画策 定や事業実施などへの参加を積極的に進めます。	こどもの権利条例の制定について検討を行い、他自治 体の事例調査を実施した。	1 他市の事例調査（条例制定までの流れや条例内容の確認 等）	継続	子ども施策推進課	こども政策課

③各種こども相談事業の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
1	1	3	家庭児童相談室	家庭におけるこどものしつけや行動、親子関係など、 心配や悩みがある人に対して、専任の家庭児童相談員 が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行いま す。	家庭における児童の問題について、専任の相談員を2人 配置し、交代で面接・電話相談、指導等を行い、児童の 健全育成、子育て家庭への支援を図った。	1 開催日 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 2 開催場所 中央市民会館4階 第6相談室 3 相談件数 延べ475件	継続	こども家庭センター	
1	1	3	児童館の子ども家庭相談	専任の子ども家庭相談員が発育や生活習慣、遊びにつ いてなど、相談及び助言を行うとともに、他の相談機 関との連携を図ります。	子育てに関する悩みや家庭内での問題について、各館1 人の専任の相談員を配置し、面接・電話相談、助言等 を行い、児童の健全育成、子育て家庭への支援を図った。	1 児童館コスモス (1)開設日数 178日（R7年度は、7月1日～実施） (2)相談件数 409件 2 児童館ヒマワリ (1)開設日数 238日 (2)相談件数 424件	継続	青少年課	こども政策課
1	1	3	青少年相談室	悩みを抱える青少年や青少年の非行、問題行動で悩ん でいる保護者等の相談を受け付けます。	週4日（月・火・水・金）に専門の相談員が対応し、青 少年の非行、問題行動で悩んでいる保護者や悩みを抱え ている青少年を対象に相談事業を実施した。	1 相談件数 201件	継続	青少年課	こども家庭センター
1	1	3	教育相談事業	4歳児から中学生までの就学相談や小学生から中学生 までのいじめや不登校等、教育相談を月曜日から土曜 日まで行います。メール相談は随時受け付けます。	教育相談の中で保護者への指導、支援を行った。担当 内での事例検討会において対応の研修を行い、こども家 庭センター、児童相談所等との連携の下、ケースに応じ た具体的な対応策について共通理解を図った。また、要 保護児童対策地域連絡協議会を通じて情報交換を行っ た。	1 1回あたり面談時間 40分 2 延べ来所相談者数 6,271人 うち 不登校 2,071人 発達相談 1,300人 就学相談 2,094人	継続	教育センター	
1	1	3	児童精神カウンセリング	市立病院において、臨床心理士により、専門的な相談 を受け付けます。	毎週金曜日に小児科専門医が専門外来（思春期外 来）、毎週月・火・水・木・金曜日に臨床心理士が専門 外来（カウンセリング外来）として対応している。ま た、入院患者に対しても継続的なカウンセリングを行っ ている。	延べ相談者（外来患者）数 867件	継続	市立病院庶務課	

④こどもに対するいじめ防止対策の拡充

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
1	1	4	いきいきアンケートの実施	一人一台のタブレットで市内全小中学生を対象とした 調査を実施し、学校と教育委員会が同じ視点に立ち、 潜在的ないじめについて早期発見・早期対応に取り組 むとともに、些細ないじめも見逃さないよう、教職員の 認知に関する意識向上を図り、今後の生徒指導・教 育相談に関する取組を充実させます。	市内全小中学生を対象とした調査を実施した。学校と市 教育委員会が同じ視点に立ち、潜在的ないじめについ て早期発見・早期対応に取り組むとともに、些細ない じめも見逃さないよう、教職員の認知に関する意識向上 を図り、今後の生徒指導・教育相談に関する取組を充 実させた。	年1回6月上旬にタブレット端末を使用して実施 市内小中学校児童生徒約24,690名	継続	指導課	
1	1	4	「トラブル相談ホットライ ン」の運用	一人一台のタブレットから、こどもたちがより手軽に SOSを発信できるツールで、教育委員会がホットライ ンの投稿を確認します。投稿があれば学校へ連絡し、 組織対応を開始します。	投稿に対し、学校へ連絡を行った。児童・生徒のSOSに対 し、確認を促し、組織対応が行えるよう運営を行った。	投稿数合計113件 投稿の内訳で、最も多かったのは「場所」は「学校」。「内 容」は「言葉で嫌な思い」であった。	継続	指導課	
1	1	4	スクールロイヤーの配置	虐待やいじめのほか、過剰な要求や学校事故への対応 等の諸課題について、初期対応の段階から予防的に弁 護士等に関わってもらうことで、法的見地に基づく学 校への支援等、こどもたちへの最大の利益を図ります 。	いじめ、保護者対応に関する相談、各種書面のリーガル チェック、保護者が代理人弁護士を立てた際の立ち合 い、各学校への巡回相談を実施した。	学校による法務相談：15件 指導課からの法務相談：15件 リーガルチェック：3件 保護者が代理人弁護士を立てた際の立ち合い：4件 市内全小中学校への巡回相談	拡大	指導課	

⑤こどもの虐待防止対策の拡充

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
1	1	5	要保護児童対策地域協議会	適切な支援を図るために、要保護児童等に関する情報交換や支援等の内容に関し、協議及び調整を行っています。	越谷市要保護児童対策地域協議会にて、関係機関との連携強化を進めるとともに、実務者会議開催により要保護児童の実情把握と支援策について共有した。	1 開催回数 (1) 要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回 (2) 要保護児童対策地域協議会実務者会議 12回 (3) 個別ケース検討会議 48回 (4) 児童虐待防止に向けた研修会 1回「不十分な養育環境で育つ子どもたちとその家族への支援～児童養護施設での経験から～」	継続	こども家庭センター	
1	1	5	児童福祉に係る相談、指導	子育てに関しての不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、市内の児童福祉施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	社会福祉主事が、子育てに関しての不安や悩み等及び乳幼児の発達に関する相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関へあつ旋や紹介を行った。また、市内の児童福祉施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生の予防、早期発見と早期対応に努めた。	相談件数：1,050件	継続	こども家庭センター	
1	1	5	居住実態が把握できない児童に関する調査	住民票はあるものの保健福祉サービスを受けていない子どもなど、居所不明児童の実態を把握します。	住民基本台帳登録はあるものの、保健福祉サービス等を受けていない子どもや音信不通の子どもなど、居所不明児童の実態調査を行った。	R7.6.1時点で居住実態が把握できない児童数：17人 対象児童全員をR8.2.28までに居住実態を把握できた。 【確認対象児童として判断した主な事由】 ①乳幼児健康診査未受診等：12人 ②未就園：0人 ③不就学等：0人 ④児童手当等の支給事務に必要な届出や手続を行っていない：5人 【状況確認ができた児童の確認方法】 ①目視等：13人 ②東京出入国在留管理局に出国照会：4人 ③信頼性に確信が持てる情報を入手：0人	継続	こども家庭センター	
1	1	5	児童相談所等との連携	必要に応じて専門的診断や助言・同行調査等の協力を依頼し、立入調査や一時保護の判断を求めています。	こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行った。	—	継続	こども家庭センター	
1	1	5	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な存在として、民生委員・児童委員が各種相談に応じます。また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が、民生委員・児童委員の支援を行うとともに、児童相談所、学校、保健所等の機関との連携により、こどもの虐待防止に努めます。	1 地域の身近な相談・支援 自宅訪問等を通して、子育てに関するさまざまな相談を受けたり、適切な指導や情報の提供を行う。悩みごとの早期解決を図ると共に、内容に応じた関係機関を紹介し問題解決の支援をした。 また、学校や関係課の専門機関からの要請等により、見守りや声掛けを行い、情報共有を行うことで地域での生活を支援している。 2 主任児童委員部会 主任児童委員としての役割や日々の活動について、市内13地区の主任児童委員が集まり、会議や情報共有、研修を行っている。 3 主任児童委員研修 主任児童委員部会や埼玉県社会福祉協議会主催等の研修会にて、知識の取得や支援技術の研鑽に努めている。	1 相談・支援件数(分野別) (1) こどもに関すること 988件 (2) 要保護児童の発見・通告・仲介 28件 2 主任児童委員部会(研修) 開催回数 年 3回	継続	福祉総務課	
1	1	5	民生委員・児童委員、主任児童委員の確保	民生委員・児童委員や主任児童委員など、子育て支援に携わる担い手の確保に努めます。	3年に一度の委員改選の年度であり、自治会からの委員選出依頼、主任児童委員選出のための地区準備会開催、イベントでの活動PRなどを実施している。	1 イベントでの活動PR 実施回数 3回	継続	福祉総務課	
1	1	5	DV、デートDV防止の啓発	交際相手やパートナーからの暴力を防止するため、講座の開催等による啓発を実施します。	若年者にデートDV防止のための意識啓発を図るため、男女共同参画支援センターにおいて、パネル展示を実施した。	【開催日】令和7年11月5日(水)～11月30日(日) 【内容】パネル展「好きなのに…一緒にいるのがつらい「デートDV」してない？されてない？」	継続	人権・男女共同参画推進課	

⑥こども・若者のいのちを支える取組の推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
1	1	6	SOSの出し方に関する教育	教育委員会や各学校と連携し、教材やグループワークを活用した、生徒向けのSOSの出し方に関する教育を実施します。	教育委員会や各学校と連携し、教材やグループワークを活用した、生徒向けのSOSの出し方に関する教育を実施した。	1 開催回数 2回 2 参加者数 828人	継続	こころの健康支援室	
1	1	6	教職員に対する研修等の実施	教育委員会出前講座を利用し、教職員向けにゲートキーパー研修を実施します。	教育委員会出前講座を利用し、教職員向けにゲートキーパー研修を実施した。	1 開催回数 2回 2 参加者数 64人	継続	こころの健康支援室	
1	1	6	市民向けのゲートキーパー研修	市民向け、地域向けのゲートキーパー研修を実施し、市民の自殺対策への意識の向上に取り組みます。	市民向け、地域向けのゲートキーパー研修を実施し、市民の自殺対策への意識の向上に取り組んだ。	1 開催回数 1回 2 参加者数 25人	継続	こころの健康支援室	
1	1	6	性的少数者の理解啓発、支援の推進	性の多様性についての理解を促進するため、市民、事業者、職員、教職員向けの人権啓発研修等を実施します。	管理職対象に当事者団体の方を講師に迎え、性的マイノリティについての研修を行った。また、監督職対象に市職員として性的少数者に配慮するために研修を行った。また、市民向けに、身近で影響力の大きいアイドルは異性愛が前提でSOGIが顧みられないが、アイドル表象を切り口に、根底にある異性愛主義の視点を見逃さず、性の多様性を考えていく講座を実施した。	①管理職対象 【日時】令和8年1月23日（金） 【参加者数】26人（副課長級） 【内容】LGBTQなどの性的マイノリティについて ②監督職対象 【日時】令和7年10月10日（金） 【参加者数】60人 【内容】職員対象の性的少数者（LGBTQ等）に配慮した対応ガイドラインについて ③市民対象 【日時】令和7年6月18日（水）18：30～20：30 【場所】男女共同参画支援センター「ほっと越谷」 【参加者数】31人 【内容】『アイドル・コード』異性愛主義の視点から考える	継続	人権・男女共同参画推進課	

⑦ヤングケアラーへの支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
1	1	7	ヤングケアラーの実態に関する調査	ヤングケアラーの実態調査を行い、全体数の把握に努め、こどもやその家族にとって必要な支援、求められている支援を検討し、ヤングケアラー支援の実施に努めます。	教育センターが市内の学校に通う児童にヤングケアラーのアンケートを実施した。こども家庭センターとしては、今後の支援について検討していく。	—	継続	子ども施策推進課 こども家庭センター	こども家庭センター
1	1	7	ヤングケアラーのための相談支援体制の整備	本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行うことで、学業や交友関係に支障をきたしてしまう恐れのあるこどもに寄り添い、必要な支援を繋ぐことができる支援体制整備に努めます。	R8.4発行に向けて「越谷市ヤングケアラー支援の手引き」の作成準備を行った。	—	継続	こども家庭センター	
1	1	7	学校におけるヤングケアラーのための支援体制の整備	ヤングケアラーとされる児童生徒を適切に支援できる体制整備のために、教職員を対象としたヤングケアラー支援研修を実施します。	こども家庭センターの職員を講師として招聘し、学校の教育相談主任に対してヤングケアラー支援研修を実施を行った。	1 開催回数 1回 2 参加者数 44名	継続	教育センター	

(2)安全で生活しやすい環境づくり
①安全な道路交通環境の整備

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
1	2	1	交通安全対策事業	交通事故の未然防止や歩行者・自転車利用者等の安全確保を図るため、危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全施設（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止めなど）等を行います。通学路の安全対策等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図ります。	危険箇所や交通事故発生箇所等に交通安全施設（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識等）の設置や、区画線の整備を行った。	道路照明灯・・・70基 道路反射鏡・・・10基 区画線・・・5,165m 道路標識・・・7基 啓発看板・・・58枚	継続	道路総務課	
1	2	1	道路新設改良事業	新設道路及び既設道路の歩道整備を行います。	安全な歩道空間の確保を図るため、歩車道の分離の整備を推進した。	歩道の新設等 L=10.8m	継続	道路建設課	
1	2	1	新規道路の歩道整備	市街地開発事業による新規道路の歩道整備を行います。	安全な歩道空間の確保を図るため、歩車道の分離の整備を推進した。	歩道の新設等 L=162m	継続	市街地整備課	

②安全教育の推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課	
1	2	2	交通安全教育の推進	事故や不審者から児童生徒を守るための危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全教室や避難訓練、不審者への対応等の訓練を実施します。また、スクールガード・リーダーを中心として家庭・学校・地域が一体となった防犯体制の充実を図ります。	「登下校防犯プラン」を受け、市内全小・中学校1年生保護者及び小中学校の協力のもと、防犯の観点による危険個所の抽出を電子申請を使って行い、後に越谷警察及び関係各課と合同点検を行い、対策を順次行った。 新入学児童全員に防犯ブザー等を配付した。市内幼稚園・こども園・小中学校担当者と保護者が一同に会す「交通安全教育推進のつどい」を実施した。「スクールガード・リーダー研修会」を実施し、児童生徒の安全を守るための学校・家庭・地域の連携による取組の充実を図った。	1 防犯ブザー等配布数 約3,000個 2 交通安全教育推進のつどい 3 スクールガード・リーダー研修会	継続	指導課	
1	2	2	交通安全指導事業	登校時における児童の交通安全対策として、交通指導員による交差点等での安全指導を行います。また、こどもが正しい交通ルールやマナーを身につけられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において、交通安全教室を開催するとともに、保護者が行う交差点等での安全活動について指導を行います。	市内小中学校の通学路における危険箇所に交通指導員を配置し、登校する児童の安全確保を図った。また、小学校や幼稚園等において交通安全教室を実施し、児童及び園児、保護者等に対して交通安全についての指導及び啓発を行った。 また、自治会や老人福祉センター等において交通指導員を派遣した出張講座を行った。 さらに、自転車の交通事故防止対策として、中学生を対象にスタントマンが事故を再現し、恐怖を体験するスクエアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教育を開催した。	1 交通指導員の配置 70人 2 交通安全教室の実施 111回 19,222人 (1)幼 児 46回 4,189人 (2)小学生 40回 10,836人 (3)中学生 5回 2,950人 (4)PTA等 7回 207人 (5)高齢者 7回 253人 (6)その他 6回 787人	継続	くらし安心課	防犯・交通安全室

③子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課	
1	2	3	地区青少年指導活動	各地区の青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等を実施します。	各地区青少年指導員協議会による街頭指導パトロール活動及び健全育成研修会を実施した。 1 街頭指導パトロール (1)実施回数 255回 (2)出勤人数 1,361人 2 健全育成研修会 (1)開催数 13回 (2)参加者数 599人	継続	青少年課	こども政策課	
1	2	3	「子ども110番の家」活動への支援	越谷市PTA連合会が主体として活動している「子ども110番の家」事業を支援します。	「子ども110番の家」表示板を設置し、子どもの安全に寄与した。 1 設置件数 2,492件 2 作成枚数 320枚	継続	生涯学習課		
1	2	3	地域の防犯活動への支援	こどもの安全確保のため、「青色防犯パトロール」を継続的に実施します。 また、越谷警察署等と連携しながら、犯罪抑止効果のある街頭防犯カメラの設置の検討を行うとともに、人の目による「ながら見守り」を推奨します。その中で、ドライブレコーダーを「動く防犯カメラ」として有効活用し、不審者情報の越谷Cityメール配信と併せて、地域の見守り活動の充実を図ります。	自主防犯活動団体を支援するため、防犯活動グッズの貸出を行うほか、市民の防犯意識を高めるため、防犯講演会や出張講座を実施した。 また、こどもの犯罪から守るために、青色防犯パトロールを実施し、不審者情報があった場合はcityメールや市ホームページにて周知を図った。 さらには、街頭防犯カメラを300台増設したほか、越谷市防犯カメラ設置補助金を創設し、個人や自治会に対して、防犯カメラの設置に係る費用を補助した。	1 令和7年度までに継続して貸出している自主防犯活動用品 防犯ベスト2,988枚、腕章662枚、帽子1,631個、合図灯686本、青色LED合図灯432本、LEDライト78本 2 防犯講演会（第31回越谷市地域安全推進大会）の開催 1回 3 平日（祝日等を除く）の午後2時30分から5時まで、地域の安全やこどもの安全確保のための青色回転灯を装備した車でパトロールを実施した。（自主防犯活動団体3団体+市職員） 4 不審者情報等の越谷Cityメールによる配信数 81件 5 市ホームページに不審者情報を掲載 19件 6 防犯パトロールアドバイザーによる防犯講話の実施 6回 7 補助金交付件数 900件	継続	くらし安心課	防犯・交通安全室

④ユニバーサルデザインと外出支援の推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課
1	2	4	授乳・おむつ交換ができる環境づくりの推進	乳幼児と一緒に出かけやすい環境づくりを進めるため、外出中の授乳やおむつ交換ができる施設（赤ちゃんの駅など）を公共施設に設置し、気軽に立ち寄れる環境づくりを推進します。	公共施設等におむつ交換台やベビーチェア等を設置し、乳幼児と一緒に出かけやすい環境づくりを推進した。また、産後の女性が授乳室を安心して利用できるよう、搾乳マークを掲示した。	1 赤ちゃんの駅登録施設数 69か所（R7.12末現在。埼玉県の施設区分が、市町村・市町村民間経由の施設）	継続	子ども施策推進課	こども政策課
1	2	4	公共サインの整備	わかりやすいまちの構造をつくるための具体的手段として、主に公共施設への案内誘導サインの整備を行います。また、越谷らしさの表現や景観にも配慮した計画を進めます。	越谷市内に設置している公共サインの周辺案内図や誘導表示を最新の情報に更新を行った。また、破損箇所等について、点検を行い、修繕した。	越谷市内に設置している公共サインの周辺案内図や誘導表示を最新の情報に更新を行った。また、破損箇所等について、点検を行い、修繕した。 1 公共サイン更新 既存の公共サイン 2か所 2 公共サイン修繕 既存の公共サイン 6か所 3 点検箇所 104か所	継続	都市計画課	
1	2	4	ノンステップバス導入促進事業への支援	路線バスのバリアフリー化を進めるため、ノンステップバス導入促進事業を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付します。	市内バス路線においてノンステップバスを新規導入するバス事業者がなかったため、補助を実施しなかった。	—	継続	都市計画課	
1	2	4	鉄道駅ホームドア整備事業への支援	鉄道駅のバリアフリー化を進めるため、ホームドア整備事業を行う鉄道事業者に対し、補助金を交付します。	市内鉄道駅においてホームドア整備事業の実施がなかったため、補助を実施しなかった。	—	継続	都市計画課	
1	2	4	ユニバーサルデザインの促進	市街地開発事業を進めるにあたり、バリアフリーの誘導を図るなどユニバーサルデザインを促進します。	西大袋土地区画整理事業地内の幹線道路における歩道整備に伴い、視覚障がい者誘導用ブロック整備の整備促進を図った。	誘導用ブロック整備 L=72m	継続	市街地整備課	
1	2	4	建築物のバリアフリー化の促進	一定規模以上の生活関連施設の整備等について、事業者によるバリアフリー化を促進します。	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」など、福祉のまちづくりに関する関係法令について、県と協力しながら事業者に対して普及・啓発を行った。	埼玉県福祉のまちづくり条例届出件数42件	継続	建築住宅課	

⑤子育て世帯の住宅確保への支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課
1	2	5	子育て支援住宅の指定	安心して子どもを育て、子どもが健やかに成長することのできる住環境の確保を支援するため、市営住宅の一部を「子育て支援住宅」に指定し、住宅に困窮する子育て世帯への住宅の供給に努めます。	市営住宅の一部に「子育て支援住宅」を指定し、住宅に困窮する子育て世帯への住宅提供を行った。	子育て支援住宅の戸数（内訳）※令和8年3月31日現在 ・西大袋中層住宅：4戸：1世帯3人が入居中 ・七左町中層住宅：3戸：3世帯7人が入居中	継続	建築住宅課	

2：親と子の健康づくりに取り組む

(1)妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり
①乳幼児健診等の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
2	1	1	妊婦健康診査	健康診査14回(問診・診察・血圧測定・尿化学検査・(血液検査)・超音波検査、HBs抗原検査、HCV抗体検査、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)抗体検査、子宮頸がん検査等の費用助成を行います。	医療機関等に委託して妊婦健康診査を行った。	健診 1～14回 延べ受診人数 22,486人 超音波検査 延べ受診人数 6,860人 HBs抗原検査 延べ受診人数 1,872人 HCV抗体検査 延べ受診人数 1,872人 HIV抗体検査 延べ受診人数 1,819人 子宮がん検診 延べ受診人数 1,802人	継続	こども家庭センター	
2	1	1	新生児聴覚スクリーニング検査	自動聴性脳幹反応(ABR)又は耳音響放射(OAE)のいずれかによる検査の費用助成を行います。	医療機関等に委託して新生児聴覚スクリーニング検査を行った。	受診者数 1,724人	継続	こども家庭センター	
2	1	1	産婦健康診査	産婦健康診査1回分の費用助成を行います。	医療機関等に委託して産婦健康診査を行った。	受診者数 1,736人	継続	こども家庭センター	
2	1	1	乳児健康診査	1か月児、4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施します。	1か月児、4か月児、10か月児の身体測定・問診・診察・相談を医療機関で実施した。	1 1か月児健康診査 (1)該当者数 1,905人 (2)受診者数 1,601人 (3)受診率 84.0% 2 4か月児健康診査 (1)該当者数 1,890人 (2)受診者数 1,824人 (3)受診率 96.5% 3 10か月児健康診査 (1)該当者数 2,016人 (2)受診者数 1,902人 (3)受診率 94.3%	継続	こども家庭センター 健康づくり推進課	こども家庭センター
2	1	1	幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に、身体測定・問診・診察(内科・歯科)・屈折検査(3歳児)及び保健師・栄養士による相談を行います。	1歳6か月児、3歳児を対象に身体測定・問診・診察(内科・歯科)及び保健師・栄養士による相談を行った。また、5歳児を対象に、二段階方式で、問診・集団観察・身体測定・診察(内科)・保健指導を行った。	1 1歳6か月児健康診査 (1)受診者数 1,941人 (2)受診率 95.9% (3)集団実施回数 32回 2 3歳児健康診査 (1)受診者数 2,200人 (2)受診率 93.2% (3)集団実施回数 36回 3 5歳児健康診査 (1)受診者数 97人 (2)受診率 58.8% (3)集団実施回数 12回	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター
2	1	1	特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、作業療法士や栄養士、保健師による相談も実施した。	1 延べ開催回数 47回 2 実利用人数 68人 3 延べ利用者数 241人	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター
2	1	1	1歳6か月児・3歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・公認心理師・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行います。	小児科医師・言語聴覚士・保育士・心理判定員・保健師による幼児の発達相談や療育相談を実施した。	1 延べ開催回数 21回 2 実利用人数 117人 3 延べ利用者数 167人	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター
2	1	1	予防接種	BCG、5種混合等各種予防接種を医療機関で実施します。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図ります。	5種混合、BCG等各種予防接種を医療機関などで実施した。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図った。	1 5種混合 延べ接種者数 7,744人 2 BCG 接種者数 1,866人 3 MR1期 接種者数 1,975人 等	継続	健康づくり推進課	

②妊娠期・産後の育児支援の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
			妊産婦・新生児訪問 (乳幼児家庭全戸訪問事業)	助産師や保健師が妊産婦や新生児及び乳児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図ります。	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図った。	1 助産師訪問人数 (1)産婦 1,660人 (2)新生児 174人 (3)未熟児 39人 (4)乳児 1,464人 2 保健師訪問延べ人数 (1)妊産婦 193人 (2)新生児 56人 (3)未熟児 54人 (4)乳児 88人	継続	こども家庭センター	
2	1	2	養育支援訪問事業	養育支援が必要な児及び家庭を訪問し、健全な育成を図ります。	養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図った。	養育支援が必要な児及び母に対する訪問延人数 416件	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター
			産後ケア事業	助産師等の看護職が、訪問型・通所型・宿泊型のいずれかの方法で母親の心身の回復への支援や乳房管理、乳児の発育・発達等のチェックを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。	令和7年度より、産後ケア事業を必要とする方が利用できるように対象者を拡大し、妊娠届出時の面談等で周知を図るとともに、委託機関において、産後ケア事業を実施した。	利用者実人数 124人 利用者延べ人数 342人 (宿泊型：189名、訪問型：116名、通所型：37名)	継続	こども家庭センター	
2	1	2	産後支援事業	助産師が出産後の母親の身体的、精神的な悩みや不安、新生児の保育などの相談や実践的ケア(母乳ケア等)のアドバイスを行うことにより、母子の孤立や不安を軽減し、母子の心身両面の健康の保持増進を図ります。	妊娠届出時に産後支援事業利用票を交付し、事業について案内を行うとともに、助産院において、産後支援事業を実施した。	利用者数 208件	継続	こども家庭センター	
			乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図ります。	乳幼児を対象に、保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図った。	1 実施回数 53回(自由計測日18回含む) 2 来所者数 (1)親等 延べ人数 1,270人 (2)乳幼児 延べ人数 1,090人	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター
2	1	2	母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行った。	1 実施回数 30回 2 参加延人数 (1)妊婦 695人 (2)夫 347人	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター
			子育て支援アプリ	こどもの成長の記録・予防接種の管理ができるほか、近隣の医療機関等を検索できるなど、紙の母子健康手帳と併用し電子母子健康手帳として活用できるアプリです。妊娠週数やお子さんの月齢等に応じ、妊婦や保護者に必要な情報を配信しています。	妊婦や保護者に必要な情報を配信することができる電子母子手帳アプリ「子育てアプリがやっこ」を導入し、妊娠届出時の面談等で周知を図り、アプリをとおして市からの子育てに関する情報発信を行った。	登録者数：5144人(令和8年3月末現在)	継続	こども家庭センター	
2	1	2							

③不妊治療に関する情報提供

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
			不妊治療の情報提供	不妊専門相談センター及び埼玉県で実施するピアサポートセンター「ふわり」や助産師による電話相談等、不妊に関する相談のできる施設などの情報提供を行います。	越谷市事業として実施する不妊専門相談センター及び埼玉県で実施するピアサポートセンター「ふわり」や助産師による電話相談について、ホームページや助成金のリーフレットに掲載し、周知を図った。	越谷市不妊専門相談センターについては概ね月8回実施。電話予約またはオンラインによる面接相談(相談件数3件)。県事業は匿名によるもののため、件数等不明。	継続	感染症保健対策課	
			早期不妊検査費・不育症検査費助成事業	こどもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方を対象に不妊検査費及び不育症検査費を助成します。	不妊検査及び不育症検査を行った夫婦に対し、その費用の一部を助成した。	1 不妊検査助成件数 212件 2 不育症検査助成件数 7件 3 助成額 5,830,000円	継続	感染症保健対策課	
2	1	3							

④乳幼児期の食育・健康づくりの推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
2	1	4	離乳食教室	乳幼児の保護者を対象に離乳の進め方や離乳食の作り方の教室を開催します。	乳幼児及び保護者を対象とした教室を開催し、離乳食の作り方の実演や試食、相談等を実施した。	1 開催回数 36回（初期16回、中期10回、後期6回、完了期4回） 2 参加者数 322組（初期170組、中期74組、後期48組、完了期30組）	継続	健康づくり推進課	【令和8年度～】 こども家庭センター
2	1	4	栄養相談	栄養士等が離乳食など食生活の相談を行い、育児を支援します。	乳幼児及び保護者を対象とした個別相談を実施した。	1 開催回数 12回 2 件数 209件	継続	健康づくり推進課	【令和8年度～】 こども家庭センター

(2) こどもの健やかな成長の支援
①健やかな身体づくりの推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
2	2	1	児童館の児童健全育成事業	児童の協調性や、自主性、創造性を育むための遊びや各種教室、特別イベントなど様々な事業を開催します。	児童館では、こどもの日をはじめ年間を通して、季節的な行事、創作、運動、音楽鑑賞など様々な事業を実施した。	1 児童館コスモス (1)実施事業数 46事業 (2)総実施回数 1,257回 (3)総参加者数 23,927人 2 児童館ヒマワリ (1)実施事業数 47事業 (2)総実施回数 868回 (3)総参加者数 24,365人	継続	青少年課	こども政策課
2	2	1	親子ふれあい体操教室	幼児期に親子と一緒に運動する体験として、遊び的要素を取り入れながら平衡性、敏捷性等の運動神経の発達を促し、また、親子のスキンシップが図れる内容のプログラムを実施します。	市内在住の【春期】小学1・2年生の子供、【秋期・冬期】3歳～6歳(就学前)の子と保護者を対象に、地域スポーツセンターにおいて開催した。 ・内容 親子でできるレクリエーション、器械体操、なわとび、フラフープ、リズム体操等	【春期教室】 (1)開催回数 8回(5/13～7/1) (2)延べ参加者数 143組 286人 ・講師謝礼 80,000円 春期 1回5,000円×8回×2人=80,000円 【秋期教室】 (1)開催回数 8回(9/9～11/11)9/23、11/4除< (2)延べ参加者数 134組 269人 ・講師謝礼 80,000円 秋期 1回5,000円×8回×2人=80,000円 【冬期教室】 (1)開催回数 8回(1/6～2/24) (2)延べ参加者数 128組 256人 ・講師謝礼 80,000円 冬期 1回5,000円×8回×2人=80,000円	継続	スポーツ振興課	
2	2	1	学校保健事業	疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、各学校が児童生徒の健康診断及び学校歯科保健活動を実施し、保健管理の充実に取り組みます。	市内小中学校の児童生徒並びに教職員に対し健康診断を実施した。	1 児童生徒定期健康診断受診者数 24,674人 2 教職員健康診断受診者数 949人	継続	学務課	
2	2	1	学校給食栄養管理事業	給食献立の研究とともに、食物アレルギーの対応について取り組みます。	・「郷土料理」を取り入れた献立の導入と紹介 ・食物アレルギー対応	・郷土料理を取り入れた指導献立を月に2～3回 他、旬の食材や地場農産物、行事食などの献立の導入。 ・「特定原材料」8品目を使用しない献立の提供 2～3回/月	継続	給食課	

②食育の推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
2	2	2	小・中学校における食育の推進、保育所における食育の充実	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進します。 また、保育所の保護者を対象に、栄養士による講話を各保育所において年齢別に実施し、食の大切さについて啓発します。	【保育施設課】 保護者参観等での食育講話や食育資料の配信、給食だよりの配信等により食の大切さを伝えた。 【給食課】 学校給食については、栄養教諭等と担任の連携による「主食」に関する指導を実施。 【給食課・指導課】 学校給食については、栄養教諭等と担任が連携による「主食」に関する指導を実施。	【保育施設課】 1 食育の講話・食育資料の配信 年1回 2 給食だよりの配信 (1)配布先 公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育施設 (2)配布回数 年12回 【給食課・指導課】 1 給食時間の訪問 835回 2 T・T授業（複数の教員が1クラスを担当する授業） 409回	継続	保育施設課 指導課 給食課	
2	2	2	食育推進事業	市民を対象に講演会等を開催し、食育を推進します。	全世代の市民を対象に「食育講演会」を開催した。 テーマ「洗って、詰めて、食べて学ぼう！手洗いチェックと3・1・2弁当箱法を体験する得々バック」	1 開催回数 1回 2 参加者数 16人	継続	健康づくり推進課	
2	2	2	学校給食研究協議大会	小中学校の保護者と学校給食関係者を対象に、食に関する講演、研究発表を行います。	1 講演 東京大学 名誉教授 佐々木 敏 氏 「食べるあなたの意識が変わる！『行動栄養学』とはなにか？」 2 研究発表 越谷市学校保健会学校栄養士部会 「食べることを繋ぐ 越谷市栄養士の活動」	1 開催回数 1回 2 参加者数 120人	継続	給食課	
2	2	2	学校給食の試食会	小中学校の保護者を対象に、学校給食の試食と食に関する啓発を行います。	小中学校の保護者を対象に学校給食の試食と食に関する啓発を行った。	小学校 11校	継続	給食課	
2	2	2	小・中学校給食だよりの発行・ホームページ掲載におけるレシビの充実	小中学校とその保護者を対象に、食に関する情報を提供します。また、給食レシビのホームページを更新し、食育の推進に努めます。	食育の大切さを啓発するために、給食課から、月1回の発行を行っている。	月1回発行 すぐるによる配信（学校には予備分紙配架）	継続	給食課	
2	2	2	「朝食」についての食育事業	就学時健康診断において家庭への朝食に関する講座等を実施します。また、朝食に関するリーフレットを作成し、全小中学校へ配付をし、家庭への啓発に努めます。	1 朝食講座は、就学時健康診断時に講座の時間確保ができた23校が実施した。 2 朝食に関するリーフレットを作成し、全小中学校に配付した。	1 講座を実施 小学校29校の内、23校実施。 2 朝食に関するリーフレット配付数 約27,000部	継続	給食課	

③食事づくり等の体験活動

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
2	2	3	クッキング保育	保育所で児童と一緒に、カレーづくり等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ機会を提供します。	1 体験調理 保育所で幼児が主体となって、カレーづくり、芋煮会、和食の日、もちつき会等の調理や体験をし、つくる喜びや食の大切さを学んだ。 2 体験学習 給食で使用する旬の野菜の「さや」や「すじ」取り、とうもろこしの皮むきや、保育所の庭で野菜の栽培・収穫・試食などの体験学習を実施した。	1 体験調理 (1)公立保育所（17か所）でそれぞれ4回程度の体験調理を実施 (2)延べ参加者数 4,600人以上 2 体験学習 (1)公立保育所（17か所）でそれぞれ6回程度の体験学習を実施 (2)延べ参加者数 7,700人以上	継続	保育施設課	
2	2	3	おやこ料理教室	小学生と保護者を対象とした料理教室を開催し、食への関心を高めます。	夏休みを利用し、小学生と保護者を対象に開催した。実施は越谷市食生活改善推進員協議会に委託した。	1 開催回数 6回 2 参加者数 101人	継続	健康づくり推進課	
2	2	3	小学生の野菜皮むき体験	小学校1・2年生を対象に、学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやとうもろこしの皮むき体験等を通じて、野菜に親しみ、食への興味関心を高めます。	児童を対象に、学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやとうもろこしの皮むきを体験し、野菜に親しみ、食に関心を高める。	小学校全校（29校）実施 ・4月 グリンピースのさやむき体験 ・7月 とうもろこしの皮むき体験	継続	給食課	

④小児医療の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
2	2	4	越谷市夜間急患診療所 運営事業	越谷市夜間急患診療所において診療を実施し、夜間における初期救急医療体制の充実を図ります。	当診療所の小児科において、診療を実施した。	1 診療日数 365日 2 診療時間 午後8時～11時 3 延べ患者数 1,069人	継続	地域医療課	
2	2	4	小児救急医療支援事業	小児の第二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療支援事業を実施します。	越谷市を含む6市1町内の6病院の輪番により、小児の休日・夜間における入院治療を要する救急患者に対応する第二次救急医療を確保した。	1 実施日 (1)休日昼間 73日(日曜・祝日及び年末年始) (2)夜間 365日 2 小児救急搬送件数 3,840件(6市1町分)	継続	地域医療課	
2	2	4	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医に関し、市ホームページ、広報こしがや等を活用し普及・啓発を行います。	かかりつけ医の啓発、市内医療機関一覧、日曜日・祝日診療医療機関一覧、大型連休・お盆・年末年始における診療実施状況等を市ホームページに掲載した。 また、かかりつけ医に関することや、日曜日・祝日診療医療機関一覧等が記載されたチラシを作成し、市内公共施設や、市内各駅の広報ボックス等に配置・送付した。	年間を通して掲載、配置した。 ・チラシ配置、送付先 公共施設等156か所(市内8駅、市外2駅含む)	継続	地域医療課	

3：こどもと子育て家庭を支える

(1)子育て支援サービスの充実

①保育施設等の整備・改修等

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課	
			保育施設等の整備・改修等	地域のニーズに合わせ、保育施設等の定員枠の拡充を計画的に行うとともに、利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、保育施設等の改修等を計画的に行います。	【保育支援課】今後の就学前児童数、申込者数及び申込率の状況等を踏まえ、整備の実施を見送った。 【保育施設課】保育施設に通う児童にとって、より良い保育環境となるよう、LED照明設備や空調設備等の改修工事を実施した。	【保育支援課】令和8年4月開設整備 整備数 小規模保育事業所 0か所 【保育施設課】実施した工事（公立保育所） ・LED改修工事（深田・荻島・新方） ・空調設備改修工事（大袋・七左） ・床改修工事（赤山）等		子ども施策推進課 保育施設課	保育支援課 保育施設課
3	1	1	こしがや「プラス保育」幼稚園事業	3歳以降の保育ニーズに対応するため、長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、運営を支援します。	こしがや「プラス保育」利用者については、8時～18時までの預かり保育料を原則無料として行った。	1 延べ利用者数 認定こども園しらこぼと幼稚園 300人 認定こども園北越谷幼稚園 313人 認定こども園ぶどうの幼稚園 174人 しらとりこども園 132人 大袋わかばの森こども園 588人 認定こども園まどか幼稚園 36人 認定こども園小牧 39人 越谷教会附属越谷幼稚園 408人 萩原第一幼稚園 1,350人 照連院さくら幼稚園 240人 越谷わかば幼稚園 1,312人 愛隣幼稚園 719人 越谷くすみ幼稚園 299人 精華幼稚園 459人 あやの幼稚園 99人 大沢幼稚園 694人 アスナロ幼稚園 479人 大袋幼稚園 1,443人 南越谷幼稚園 156人 松沢幼稚園 575人 萩原第二幼稚園 744人 清浄院幼稚園 444人 あゆみ幼稚園 72人 レイクアスナロ幼稚園 462人	継続		
3	1	1					継続	保育入所課	保育支援課

②保育人材の確保と育成

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課
3	1	2	保育人材の確保	保育人材の確保に向けて、新規の保育資格の取得や就業継続等の支援に総合的に取り組みます。	市内保育関係団体等と事業内容についてすり合わせ、令和8年度より以下の4事業を実施することとなった。 ①潜在保育士向け研修 ②保育園見学支援 ③新卒保育士就職準備金貸付事業 ④潜在保育士就職奨励金	令和8年度からの実施に向けて準備を進めていく。	継続	子ども施策推進課 保育入所課	保育支援課
3	1	2	保育人材の育成	現任の職員の質の向上を図るため、定期的に研修等を実施します。	市内保育施設の保育従事者等に対して研修を実施し、職員の保育の質の向上を図った。	○開催回数 13回 ○累計参加人数 712人	継続	子ども施策推進課 保育入所課	保育支援課
3	1	2	日本版DBSへの対応	「日本版DBS制度」の対象となる学校等の教育・保育施設等について、設置者である市・教育委員会、民間教育保育等事業者等の関係機関が連携し、制度の適切な運用を行います。	「こども性暴力防止法」施行に向け、関係機関との調整や制度対象事業実施者への周知等を行った。	1 制度関係機関との打合せを実施 2 制度対象事業実施者等へ、制度施行に係る周知 3 制度対象事業実施者等へ、制度に係る事務手続きに必要なとなるシステム用アカウント作成等を依頼	継続	子ども施策推進課	こども政策課

③多様で良質な保育サービスの充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度取組内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	1	3	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	公立保育所長経験者等が「保育コンシェルジュ」として、保育所（園）や認定こども園、地域型保育事業所に対し巡回等を行い、運営を支援するとともに、保護者からのこどもの預け先などに関する相談に応じます。	保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行った。	○コンシェルジュ通信の発行 ○巡回 ・地域型保育事業所 66か所 ○保育の悩み事相談シートの提出があった施設の指導・相談	継続	保育入所課	保育支援課
3	1	3	延長保育事業（時間外保育事業）	保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分について、延長保育事業を実施します。	公立保育所17か所、民間保育園34か所（認定こども園11か所含む）、地域型保育事業所36か所で、通常保育の後に延長保育を実施（標準認定共通で朝7時から7時30分まで、夕6時30分から7時までは有料延長保育。※短時間認定では夕5時30分から有料）。	1 延べ利用者数(有料) 47,586人 (1) 公立保育所 15,412人 (2) 民間保育園 27,317人 (3) 地域型保育事業所 4,857人	継続	保育入所課	保育支援課
3	1	3	幼稚園の預かり保育事業（一部）	各園において、仕事を持っている子育て中の保護者に対応するため、一時的な預かり保育を行います。	各園において、仕事を持っている子育て中の保護者に対応するため、あるいは専業の保護者がリフレッシュする時間を提供するために、一時的な預かり保育を実施した。	1 延べ利用者数（市内在住児童分） (1)市内幼稚園 第二愛隣こども園 4,039人 こぼとの里こども園 106人 認定こども園越谷さくらの森 1,588人 (2)市外幼稚園（参考） 認定こども園こどものもり 38人 認定こども園みひかり幼稚園 176人 認定こども園武里幼稚園 1,119人 認定こども園ふたば 193人 認定こども園さわきこども園 125人	継続	保育入所課	保育支援課
3	1	3	一時預かり事業	保護者が急用等により、保育に困ったときやリフレッシュを図りたいとき、保育ステーション及び地域子育て支援センターで一時的（時間単位）に保育を行います。	保護者が急用により保育ができない場合などに保育ステーション、地域子育て支援センターで一時的に保育を実施した。	1 延べ利用者数 (1)保育ステーション 南越谷 3,437人 北越谷 3,602人 レイクタウン 813人 (2)支援センター おひさまの子 963人 にこにこ 239人 ぽかぽか 617人 すくすく 350人 たけのこ 453人 げんき 1,621人 きらきら 362人 たんぽぽ 89人 越谷どろんこ保育園 72人	継続	子ども施策推進課 保育施設課	保育支援課 保育施設課
3	1	3	送迎保育事業	利便性の高い駅前の保育ステーションにおいて、送迎バスを運行し、保育園への送迎を実施します。	利用許可児童について、駅に至便な南越谷及び北越谷保育ステーションから送迎バスによる指定民間保育園への送迎及びそれに伴う保育を実施した。	1 延べ利用者数 (1)南越谷保育ステーション 71人 (2)北越谷保育ステーション 186人	廃止	子ども施策推進課	保育支援課
3	1	3	休日保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて保育所等が開所していない日曜日・祝日等に保育を行います。	南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーション及びレイクタウン保育ステーションにおいて、午前6時30分から午後10時まで（レイクタウン保育ステーションは午前8時から午後8時まで）の間、時間単位での一時預かりを実施した。（ただし、年末年始は除く）	1 延べ利用者数 (1)南越谷保育ステーション 276人 (2)北越谷保育ステーション 668人 (3)レイクタウン保育ステーション 115人	継続	子ども施策推進課	保育支援課
3	1	3	夜間保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて夜7時から夜10時まで保育を行います。	南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーション及びレイクタウン保育ステーションにおいて、午前6時30分から午後10時まで（レイクタウン保育ステーションは午前8時から午後8時まで）の間、時間単位での一時預かりを実施した。（ただし、年末年始は除く）	1 延べ利用者数 (1)南越谷保育ステーション 66人 (2)北越谷保育ステーション 163人 (3)レイクタウン保育ステーション 13人	継続	子ども施策推進課	保育支援課
3	1	3	病児保育事業	保育所等に通っている児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、その児童を専用のスペースで一時的に保育を行います。	病中又は病気の回復期にあつて、集団保育が困難な時や個別の医療的配慮を必要とする児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を実施した。 また、地域の需要を満たすため、新たに令和8年度開設の病児保育室を整備した。	1 延べ利用人数 (1)レイクタウン病児保育室 400人 (2)北越谷病児保育室 556人	拡大	子ども施策推進課	保育支援課
3	1	3	第三者評価事業	公立保育所の保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業を推進します。	福祉サービス第三者評価実施機関である一般社団法人アスラサポートに委託し、基準項目について評価を実施した。	1 評価実施保育所 増林保育所	継続	保育施設課	
3	1	3	福祉保健オンブズパーソン制度	こどもの権利を擁護するため、福祉保健オンブズパーソンが児童福祉サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し迅速に解決を図ります。	1 福祉保健サービスに関する苦情相談、申立の受付 2 福祉保健オンブズパーソン会議の開催	1 福祉保健サービスに関する苦情相談 2件 申立の受付 0件 2 福祉保健オンブズパーソン会議 回数 1回	継続	福祉総務課	

④各種子育て支援サービスの充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	1	4	子育て総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、保護者への子育て支援サービスに関する情報提供や保護者・子ども本人からの相談に対応します。	子育てに関する情報を集約して、保護者への子育て支援サービスに関する情報提供や保護者・子ども本人からの相談に対応した。また、子育てポータルサイトを通じて情報提供を行った。	1 パンフレットの配布等 2 子育てポータルサイトでの情報提供	継続	子ども施策推進課 子ども福祉課 子ども家庭センター	こども政策課 こども福祉課 こども家庭センター
3	1	4	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されています。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所・幼稚園等の送迎及び帰宅後の預かりなどを行います。	社会福祉協議会に委託し、事業運営を行った。 病児・緊急対応強化事業として、NPO法人への委託により緊急サポート事業を行い、急な預かりや宿泊を伴う預かりに対応した。	1 ファミリー・サポート・センター事業 (1)会員数 2,113人 うち、利用会員 1,883人 提供会員 216人 利用・提供会員 14人 (2)時間数 4,360時間 (3)活動件数 3,094件 2 緊急サポート事業 (1)会員数 1,298人 うち、利用会員 1,237人 提供会員 61人 利用・提供会員 0人 (2)時間数 231時間 (3)活動件数 129件	継続	子ども施策推進課	こども政策課
3	1	4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病や就労、育児疲れなどにより、子どもを養育することが困難な場合、児童福祉施設等で一定期間、子どもを預かります。	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を行います。	乳児院において、保護者の病气、養育困難などの理由により、一時預かりを行うものであるが、令和7年度は利用がなかった。	継続	子ども家庭センター	
3	1	4	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	本市に在住の子育て家庭、妊産婦がいる家庭で、家事・育児に負担を抱え、審査の結果、養育に特別な支援が必要であると市が認める世帯を対象に、家事・子育て等の支援を行った。	1 訪問世帯数 3件	継続	子ども家庭センター	
3	1	4	親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者向けに、こどもへの伝わりやすい伝え方、褒め方、注意の仕方などを講義やロールプレイを通して学ぶ講座を開催した。	開催回数：1講座 全5回 参加者数：12人	継続	子ども家庭センター	
3	1	4	妊婦支援金給付事業	これまで実施してきた、出産・子育て応援金給付事業に代わり、令和7年度より「妊婦支援金給付事業」を実施します。子ども・子育て支援法の改正により恒久的な制度として、これまでと同様に、妊娠・出産にかかる費用の負担軽減を図るための経済的支援を行います。妊娠から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じる伴走型支援事業と一体的に実施することで、妊産婦への効果的な支援につなげます。	令和7年4月1日以降に出産した妊婦に対して、妊娠届け出時に5万円、出産後に胎児1人につき5万円の支給を行った。	1 回目給付人数 1,979人 2 回目給付人数 1,667人	継続	子ども家庭センター	
3	1	4	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担うこどもの成長及び発達に資することを目的に、18歳になる年の年度末までの子どもを養育する方に手当を支給します。	児童1人に対し下記の手当（月額）を支給した。 (1)3歳未満 15,000円(第3子以降30,000円) (2)3歳～高校生年代 10,000円(第3子以降30,000円)	1 支給児童数 46,026人 2 支給延児童数 547,574人 3 支給額 6,926,010,000円	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	1	4	こども医療費支給制度	18歳になる年の年度末までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	1 8歳年度末までの児童に対し、医療費（保険診療分）の自己負担分（高額療養費や付加給付等を除く）を支給し、医療費負担の軽減を図った。 支給方法 現物給付＝県内医療機関（一部を除く） 償還払い＝県外医療機関	1 受給資格者数 50,468人 2 支給件数 817,184件 3 支給額 1,718,198,148円	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	1	4	子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付の認定を受けたこどもが従来型幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付を行います。	従来型幼稚園利用者に対し、25,700円/月を上限とした給付を行った。また、預かり保育利用者については450円×利用日数/月（上限11,300円）、認可外保育施設・一時預かり等利用者については37,000円/月を上限とした給付を行った。	延べ給付者数（R7年度予算執行分） 従来型幼稚園（保育料） 35,570人 (1) 預かり保育事業 14,574人 (2) 認可外保育施設 274人 (3) 一時預かり事業 9人	継続	保育入所課	保育支援課

3	1	4	保育料の多子軽減	保育所等に入所する第2子以降の児童の保育料を助成（第2子は半額、第3子以降は全額）することにより、多子世帯における経済負担の軽減を図ります。	保育所（園）、認定こども園（保育認定こども）、地域型保育事業所を利用する0～2歳児クラスの児童に対して、以下に該当する場合は保育料を助成する。 ・同一世帯の第2子以降に該当し、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の場合、年齢問わず第2子は半額、第3子以降は全額免除。市民税所得割額が57,700円以上の場合、就学前児童かつ対象施設に入所中児童のうち第2子は半額、第3子以降は全額免除。 ・同一世帯の第3子以降に該当する場合、第1子・第2子の年齢及び世帯の市民税所得割額問わず、申請により全額免除。（埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業）	対象児童数 1,316人			
			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者とともにこどもの成長を支援していくことを目的に、保護者の就労要件の有無等に関わらず一時的（時間単位）に保育を行います。	令和7年7月から4事業所において施行的に乳児等通園支援事業を実施するとともに、説明会等を通して令和8年度開設予定の事業者を広く募った。	1 延べ利用時間数（R7.7～R8.3） 6,138時間 （0歳児：3,233時間、1歳児2,432時間、2歳児：472時間） 2 令和8年度開設予定事業所 一般型 8事業所 余裕活用型 2事業所	継続	保育入所課	保育支援課
3	1	4	就学前の教育・保育施設等に関する各種情報提供	保育施設ガイドなどを通して、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所等に関する情報を提供します。	就学前の教育・保育施設等に係る情報を掲載した「保育施設・幼稚園等のご案内」という冊子を作成し、情報提供を行った。	窓口に来庁又は電話で問い合わせてきた方に対し、情報提供している。	継続	子ども施策推進課 保育入所課	保育支援課
3	1	4	児童館の子育て支援事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催し、参加者同士の交流を図ります。	児童館では、乳幼児とその保護者を対象として子育て支援事業を実施した。	1 児童館コスモス （1）実施事業数 27事業 （2）総実施回数 867回 （3）総参加者数 22,649人 2 児童館ヒマワリ （1）実施事業数 38事業 （2）総実施回数 1,714回 （3）総参加者数 45,145人	継続	保育入所課	保育支援課
3	1	4	ベビーブック事業	新生児を養育する家庭に対し、絵本を贈呈します。	令和7年4月1日以降に越谷市で出生した保護者に対し、お子さんお名前入り絵本を贈呈した。	1 絵本発送数 1,150人（対象者数1,437人） 2 絵本発送率 80.0%	継続	青少年課	こども政策課
3	1	4					継続	こども家庭センター	

(2)子育て家庭と地域のつながり
①子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実施内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	2	1	子育て情報の提供	市広報をはじめ、テレビ広報(Koshigaya Collection)、市ホームページやSNSなどの活用を図り、子育て情報を提供します。	広報こしがやの子育て情報のページに子育てサロン、地域子育て支援センターの事業の案内、参加者募集の記事を掲載したほか、越谷市ホームページ及び子育てポータルサイトにもタイムリーな情報を掲載した。 また、こども家庭部各課職員によりKPP(越谷子育てプロジェクト)を立ち上げ、インスタグラムにて情報発信等を行った。	1 広報こしがや子育て情報ページ 毎月掲載 2 越谷市ホームページ 毎月掲載 3 子育てポータルサイト 毎月掲載 4 インスタグラム 毎月2回程度配信	継続	子ども施策推進課	こども政策課
3	2	1	子育て情報サイト「こしがや子育てネット」の運営	行政や関係機関の子育て支援サービス、子育て施設等、子育てに関する情報をわかりやすくタイムリーに発信します。	随時内容を更新して情報提供を行った。	年間アクセス数 875,558	継続	子ども施策推進課	こども政策課
3	2	1	子育て応援サイト「こしがや子育てクワイエ」の運営	市民ボランティアが、おでかけや仲間づくり等身近な子育て情報を発信します。	随時内容を更新して情報提供を行った。	年間アクセス数 81,768	継続	子ども施策推進課	こども政策課
3	2	1	地域子育て支援センター事業	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	定期的な子育て講座や子育て広場等の開催により、参加者間の交流を促進した。また、子育て相談の実施、子育て情報の提供による子育て支援を行った。	1 (公立) 地域子育て支援センター 3か所 (1)子育て講座開催回数 83回 延べ参加者数 1,501人 (2)子育て相談件数 80人 (3)一時預かり実利用者数 482人 延べ利用者数 1,819人 2 (私立) 地域子育て支援センター 11か所 (1)子育て講座開催回数 1,105回 延べ参加者数 16,718人 (2)子育て相談件数 2,848人 (3)一時預かり実利用者数 870人 延べ利用者数 2,947人 ※一時預かり事業については6か所で実施	継続	子ども施策推進課 保育施設課	保育支援課 保育施設課
3	2	1	保育ステーションの子育て支援事業	子育て相談の実施や、子育て中の親子間交流を促進するための様々な取組により、地域の子育て支援を進めます。	子育て相談の実施や、子育て中の親子間交流を促進するための様々な取組により地域の子育て支援を進めた。	1 延べ相談者数 (1)南越谷保育ステーション 376人 (2)北越谷保育ステーション 148人 (3)レイクタウン保育ステーション 23人	継続	子ども施策推進課	保育支援課
3	2	1	民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員が子育てに関する様々な相談を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援が早期に行えるよう関係機関へ紹介を行います。	1 地域の身近な相談・支援 自宅訪問等を通して、子育てに関するさまざまな相談を受けたり、適切な指導や情報の提供を行う。悩みごとの早期解決を図ると共に、内容に応じた関係機関を紹介し問題解決の支援をしている。 2 関係機関との連携に向けた研修 小中学校との情報共有や支援機関等の講師による研修を実施し、連携に向けた取組を行っている。	1 相談・支援件数(分野別) こどもに関すること 988件 2 研修 実施回数 8回	継続	福祉総務課	
3	2	1	イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなど子育て支援機関や子育て事業を紹介し、啓発を行います。	「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」を開催した際に、子育てサロンのブースを設けるなど、子育て支援機関や子育て事業を紹介した。	1 フェスティバル来場者数 6,270人	継続	子ども施策推進課	こども政策課

②子育て支援の輪と人材の確保

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	2	2	子育て支援のネットワーク	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図ります。	より有効的な子育て支援のネットワークの在り方について検討し、準備を行った。	1 子育て支援ネットワーク全体会議 (1)開催回数 1回 (2)参加団体数 27団体	継続	子ども施策推進課	こども政策課
3	2	2	子育てサロン事業	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。子育ての悩みや不安を持つ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。	子育てサロン5か所・出張ひろば4か所において参加者同士の交流の場を設け、子育て講座等の開催や子育てに関する情報の提供を行った。 また、相談員や保育士等により子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して助言・指導を行った。 【開催場所】 ヴァリエ、児童館コスモス、児童館ヒマワリ、つどいの広場はぐはぐ、みんなのひろばフェリーチェ	1 延べ開催回数 1,990回 うち子育て講座 224回 2 延べ利用者数 42,049人 うち子育て講座 3,370人	拡大	子ども施策推進課	こども政策課
3	2	2	子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図ります。	地域の子育てサークルや子育てボランティア活動への支援として、定期的に場の提供等を行った。また、子育てサークル等が行う事業への後援を行った。	地域子育て支援センター 子育てサークル開催回数 45回 延べ参加者数 441人 事業の後援等（子ども施策推進課・青少年課） 協賛2件 後援23件 共催2件	継続	子ども施策推進課 保育施設課 青少年課	こども政策課 保育支援課

(3)困難を抱えるこどもや家庭への重層的支援

①生活困難を抱えるこども・家庭への支援
経済的な支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	3	1	幼児教育・保育の無償化（0歳～2歳）	0歳から2歳までのこどもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。	認可外保育施設・一時預かり等利用者については、42,000円/月を上限とした給付を行った。	延べ給付者数 17人	継続	保育入所課	保育支援課
3	3	1	実費徴収に係る補足給付事業	従来型幼稚園における低所得世帯等のこどもの食材料費（副食費）に対する助成を行います。	従来型幼稚園に通うこどもの保護者のうち以下に対象となる者に対し補助（上限：4,900円/月）を行った。 【提供対象者】 年収360万円未満相当世帯のこども 所得階層に関わらず、第3子以降のこども	補助金申請件数：578件 補助金交付件数：253件 補助金支出額：10,485,600円 補助平均額：41,445円/人	継続	保育施設課	保育支援課
3	3	1	高等学校等就学費の支給（生活保護世帯）	生活保護世帯の高校生等に対して、学校教育を受けるために必要な学用品費や教材代及びクラブ活動に要する費用等を支給します。	生活保護世帯の高校生等に対して、学校教育を受けるために必要な学用品費や教材代及びクラブ活動に要する費用等の支給を行った。	高等学校等就学費支給世帯数 80世帯 高等学校等就学費支給合計金額 11,512,927円	継続	生活福祉課	
3	3	1	就労自立給付金の支給（生活保護世帯）	生活保護受給者の就労による自立の促進を図るため、安定した職業に就いたこと等により生活保護を必要としなくなった方に対して給付金を給付します。	生活保護受給者の就労による自立の促進を図るため、安定した職業に就いたこと等により生活保護を必要としなくなった方に対して給付金を給付した。	就労自立給付金支給件数 38件 就労自立給付金支給合計金額 1,619,830円	継続	生活福祉課	
3	3	1	入院助産制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認められる妊産婦に対し、認可助産施設への入所措置を行います。	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、児童が健やかに生まれ、育成されるよう認可助産施設で助産を行い、児童・母親の援護を行った。	1 助産件数 8件	継続	こども家庭センター	

教育の支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
			就学援助（特別支援教育 就学奨励費の支給）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、その負担軽減を図るため、学用品や給食費等の一部を援助します。	（就学援助費） 市内に住所を有し、市内小中学校に入学若しくは在学する児童生徒又は区域外就学者（市外国公立小中学校に在学）の保護者で、以下に該当するものに支給した。 (1)要保護者 (2)準要保護者 （特別支援教育就学奨励費） 市内に住所を有し、以下に該当する児童生徒の保護者に支給した。 (1)市内小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒 (2)市内小中学校の通常学級に就学する児童生徒で、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するもの (3)市内小中学校の通級指導教室に入級する児童生徒	（就学援助費） ・小学校就学予定者 申請者数 250人 認定者数 191人 ・小学校（被災者含む） 申請児童数 2,927人 認定児童数 2,157人 ・中学校（被災者含む） 申請生徒数 1,650人 認定生徒数 1,258人 （特別支援就学奨励費） ・小学校支給人数 352人 ・中学校支給人数 106人	継続	学務課	
3	3	1	学習支援費の支給 （生活保護世帯）	生活保護世帯の小中学生及び中学生がクラブ活動を行うために要する費用を支給します。	生活保護世帯の小中学生及び中学生がクラブ活動を行うために要する費用を支給を行った。	【小学生】：0件 0円 【中学生】：9件 197,785円	継続	生活福祉課	
3	3	1	こどもの学習・生活支援 事業（生活保護世帯、生活 困窮者世帯）	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の小学3年生以上の小学生、中学生及び高校生等を対象に学習教室を開催し、学習指導や生活習慣の改善を支援します。	小学3年生から高校生の生活保護世帯および中学・高校生の生活困窮者世帯に対して学習教室を開催し、学習指導や進路相談、生活習慣の改善等の取り組みを実施した。	事業参加者数：142人 学習教室参加者数：83人 今年度委託料：25,383,600円	継続	生活福祉課	
3	3	1	入学準備金貸付事業	教育の機会均等を図ることを目的に、高等学校・大学等に入学を希望する生徒の保護者で、入学金等の調達が困難な方に入学準備金の貸付を行います。	市内中学校・高等学校へ制度案内書及びポスターの配布や市ホームページ、広報こしがや等でのPRを行うとともに、市内公共施設へのチラシ配架や市内公立中学校3年生保護者に向けて保護者連絡アプリ「すぐーる」の配信等を実施し、市民へ制度内容について周知を行った。 貸付にあたっては、2回の申請期間を設定し実施したほか、相談対応において他制度の情報を提供し、等しく教育を受ける機会の創出を図った。	1 貸付件数 16件 2 貸付金額合計 870万円	継続	教育総務課	
3	3	1	進学・就労準備給付金の 支給（生活保護世帯）	生活保護世帯のこどもで、高等学校等を卒業後、大学等へ進学する場合、又は就職し自立する場合の新生活の立ち上げ費用として、進学・就労準備給付金を給付します。	生活保護世帯のこどもで、高等学校等を卒業後、大学等へ進学する場合、又は就職し自立する場合の新生活の立ち上げ費用として、進学・就労準備給付金を給付した。	【進学】8件 800,000円（100,000円×8件） 【就職】4件 1,000,000円 （100,000円×1件、300,000円×3件） 進学・就職準備給付金支給合計金額 1,800,000円	継続	生活福祉課	

保護者の就労や生活支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	3	1	生活困窮者自立相談支援 事業（生活困窮者世帯）	生活に困窮した方が自立し、安定した日常生活を営むために、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労支援等の自立に向けた具体的な支援サービスの提供を行います。	生活困窮者の自立促進を図り、本人の状況に応じた包括的、かつ継続的な支援を行うため、生活困窮者自立相談支援事業を行った。	生活困窮者自立相談件数 605件	継続	生活福祉課	
3	3	1	被保護者就労支援事業 （生活保護世帯）	働く能力のある生活保護受給者が早期に就労できるよう、就労支援員による就労に関する相談支援や関係先（ハローワーク等）への同行支援等を行います。	就労可能な生活保護受給者等に対し、各々の状況に応じて必要な支援を行った。	就労支援事業（委託）支援者数 104人（令和7年度末時点） 生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークとの連携事業）支援者数 67人（令和7年度末時点）	継続	生活福祉課	
3	3	1	家計改善支援事業 （生活困窮者世帯）	家計のやりくりの問題を抱えている生活困窮者世帯に対し、家計の収支を明確にし、相談者の状況に応じた助言・指導を行います。	生活困窮者の自立促進を図り、本人の状況に応じた包括的、かつ継続的な支援を行うため、家計改善支援事業を行った。	家計改善支援事業利用件数 43件	継続	生活福祉課	
3	3	1	住居確保給付金の給付 （生活困窮者世帯）	離職等により住宅を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当の給付金（有期）や転居費用を給付します。	対象者に対し、住居確保給付金の支給を行った。	住居確保給付金延べ支給世帯数 5世帯 住居確保給付金延べ支給金額 612,900円	継続	生活福祉課	
3	3	1	母子生活支援施設への措置	配偶者のいない女子又はこれに準じる事情がある女子であって、監護すべきこどもの福祉に欠けるところが認められるとき、施設へ入所措置を行います。	配偶者のいない女子またはこれに準じる事情がある女子であって、監護すべきこどもの福祉に欠けるところが認められるとき、施設へ入所させて保護した。	1 入所世帯 1世帯 2 入所人員数 3名	継続	こども家庭センター	
3	3	1	重層的支援体制整備事業	児童・高齢・障がい・生活困窮などの様々な分野に関わる複雑・複合的な課題を抱えた方及びその世帯に対し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」といった支援を一体的に実施し、継続的な伴走支援を行うことにより、課題の解決を目指します。	各支援機関の支援が一体的に行われるよう、つなぎとなる多機関協働事業等を越谷市社会福祉協議会への委託により行った。	多機関協働事業等相談事例件数 35件 重層的支援会議・支援会議の開催回数 26回	継続	地域共生推進課	高齢福祉課

②ひとり親家庭の自立支援策の拡充

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	3	2	児童扶養手当の支給	母子・父子家庭や、父又は母に一定の障がいのある子ども(18歳到来年度まで。一定の障がいがある場合は20歳未満まで)を養育している方、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している方で所得が一定未満の方に手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	児童数や所得に応じて手当を支給した。※所得制限あり。 【児童数】 (1)1人 (2)2人以上 【支給月額】 46,690円～11,010円 (1)の月額に1人につき 11,030円～5,520円を加算	1 受給者数(支給停止者数を含む) 2,007人 2 支給額 928,453,320円	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	2	ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭や、父又は母に一定の障がいのある子ども(18歳到来年度まで。一定の障がいがある場合は20歳未満まで)を養育している家庭、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭の方で所得が一定未満の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行います。	申請に基づき、医療保険制度による医療費の自己負担分等(高額療養費及び附加給付は除く)を支給し、医療費負担の軽減を図った。 支給方法 現物給付=県内医療機関(一部を除く) 償還払い=県外医療機関	1 登録者数 5,310人 2 支給件数 29,229件 3 支給額 90,981,120円	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	2	母子家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等の生活・就労に対する相談や、母子家庭等自立支援給付金制度の案内、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談など、ひとり親家庭の抱えている問題に適切な助言を行うとともに、必要に応じてほかの相談機関につなぐなど関係機関と連携した支援を行います。	母子・父子家庭等の生活一般や就業に向けた知識・技能の習得、母子父子寡婦福祉資金などの相談に対して、母子・父子自立支援員による指導・助言を行い多様な支援を図った。	1 相談件数 1,166件	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	2	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため、雇用保険法に基づく厚生労働大臣指定教育訓練講座及び実情に応じて適当と認められる講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給します。	雇用保険法で定める教育訓練講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給した。	1 支給件数 3件	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	2	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため6か月以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費(月額)及び修了支援給付金を支給します。	母子家庭の母又は父子家庭の父が資格取得のため6か月以上養成機関等で就業した場合に、促進費と入学支援修了一時金を支給した。	1 支給件数 3件	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	2	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに、公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行います。	自立促進を図るためのプログラムを策定し、教育訓練講座の受講に係る費用の支給制度の利用を促すなどの支援を行った。なお、所得制限の撤廃など国要綱の改正に伴い、令和7年3月に要領を廃止し告示要綱を制定した。	1 自立支援プログラム策定件数 4件	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	2	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない子ども及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金等の貸付を行います。	平成27年度、中核市移行に伴い県からの移譲を受け、貸付業務を開始した。	1 貸付件数 7件 2 相談件数 133件	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	2	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親及び子どもが高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)の受講開始時、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対象者がいなかった。	1 利用人数 0人	継続	子ども福祉課	こども福祉課

③配慮が必要なこども（障がい児等）への支援
障がい児の発達支援の拡充

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	3	3	児童発達支援事業 (児童発達支援センター 及びその他事業所)	心身の発達に支援を必要とする未就学児に対し、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	児童発達支援や放課後等デイサービスの利用により、日常生活における基本動作や知識等の習得や、生活能力向上、社会との交流を促進するなど、障がいのある未就学児、学齢児の療育を支援した。	1 支給件数 (1) 児童発達支援 8,796件 (2) 放課後等デイサービス 25,642件 (3) 保育所等訪問支援 994件 (4) やむを得ない事由による措置 73件 2 支給金額 (1) 児童発達支援 884,242,198円 (2) 放課後等デイサービス 2,147,175,758円 (3) 保育所等訪問支援 21,766,842円 (4) やむを得ない事由による措置 11,232,039円	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	3	児童発達支援センターの早期療育発達支援事業	心身の発達に支援を必要とする未就学児と保護者を対象に、早期療育教室を開催し、親子で様々な遊びや集団活動をしながら、ことばやからだの発達を促します。	心身の発達に支援が必要な集団に所属していない幼児と保護者を対象に、療育・訓練・各種相談（作業・理学・言語・心理）を実施した。	1 成長や発達が気になる概ね3歳未満の児童 はとぼっ教室 63回 延べ人数 227名 つくしんぼ教室 74回 延べ人数 247名 いちご教室 84回 延べ人数 344名 2 肢体機能に遅れのある1歳以上の児童 たけのこ教室 20回 延べ人数 80名	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	3	児童発達支援センターの外来(発達)相談	心身の発達に心配のある未就学児と保護者に対し、保健師等の専門職による相談や専門的な助言を行います。	心身の発達に心配のある幼児と保護者を対象に、外来(発達)相談として保健師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師等による個別の相談を実施した。	1 外来(発達)相談 計 1,385件 内訳 保健師等 162件 理学療法士 9件 作業療法士 65件 言語聴覚士 860件 心理士 289件	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	3	児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業	心身の発達に支援を必要とする児童が通う保育所等を訪問して、集団生活を楽しく送れるよう専門的な支援を行います。	心身の発達に支援を必要とする保育所や幼稚園などを利用している乳幼児を対象に、専門職等が所属先に訪問して集団生活を楽しく送れるよう支援した。また、訪問先施設の職員に支援方法等の助言を行った。	1 利用人数 14人 2 実施回数 面談 38回 事前訪問 4回 訪問支援 128回	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	3	児童発達支援センターの障害児通所支援事業所への助言・援助	障がい児が身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、市内の障害児通所支援事業所に対し、障がい児支援に関する研修など必要な援助を行い、事業所の専門性の向上及び地域連携の円滑化を図ります。	市内の障害児通所支援事業所を対象に、支援技術の向上を目的とした研修や当センターの療育参加を実施し、地域全体の支援の質の向上を図るため、スーパーバイズを行った。	児童発達支援事業所職員向け研修 2回開催 1回目：66名参加 2回目：34名参加 児童発達支援センター 療育参加 3回開催 参加者14名(1回5名定員)	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	3	児童発達支援センターのペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることや、仲間づくりを目的としたグループ・プログラムを実施します。	子育てに悩む保護者を対象に、こどもの「行動」を客観的に理解し適切な関わり方の観点を学ぶことを目的とし、スタッフによる講義やグループワークを実施した。	1 参加者 14名(前期7名 後期7名) 2 回数 全6回コースを2回開催	継続	子ども福祉課	こども福祉課
3	3	3	保育所等の特別支援保育	特別な支援が必要なこどもの保育所等での受入れを推進します。	公立保育所に入所中の特別支援保育対象児童等を対象に、臨床発達心理士等の発達の専門職による巡回指導・ケース会議を実施した	集団保育にあたり特別な支援や配慮が必要な子を、公立保育所のほか、民間保育園等で受け入れた。 1 受け入れ人数(R8年3月時点) 公立保育所 17か所 116人 私立保育園 16か所 34人 認定こども園 3か所 4人 地域型保育事業所 12か所 14人	継続	保育入所課	保育支援課
3	3	3	特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、作業療法士や栄養士、保健師による相談も実施した。	1 延べ開催回数 47回 2 実利用人数 68人 3 延べ利用者数 241人	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター

障がい児のいる家庭の負担軽減の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
			補装具の支給	身体に障がいのある児童に対し補装具を支給し、障がいによる負担軽減と日常生活の向上を図ります。	身体障がい児に対し、障がい児の失われた部位や、機能障がいのある部分を補って、補装具の交付及び修理を行った。	1 補装具交付件数 325件			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのある児童の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	在宅の重度の障がい児に対し、日常生活を容易にするための生活用具を給付した。	1 日常生活用具給付件数 651件			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	国の認定を受けた小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を容易にするための生活用具を給付した。	2 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付件数 6件			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用の負担軽減を図ります。	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用を一部助成した。	1 難聴児補聴器購入費助成件数 7件			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			育成医療の給付	身体に障がいのある児童、又は早期に治療しないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、障がいを除去、軽減するための手術等について、医療費の自己負担の軽減を図ります。	心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減した。	1 支給件数 35件			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			心臓手術費等助成事業	心臓疾患のある18歳未満の児童に、精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成します。	心臓疾患のある18歳未満の児童の手術等に要した保険医療費以外の自己負担分について、助成承認決定を行った。	1 助成件数 1件			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			特別児童扶養手当の支給	心身に重度・中度の障がいのある児童（20歳未満）を養育していて、所得が一定未満の保護者の方に手当を支給（県への進達事務）します。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、支給に係る事務及び県への進達を行った。	1 受給者数（支給停止者数を含む） 807人 2 支給額（市の負担なし） 381,350,370円			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			障がい児介護給付事業	心身に障がいのある児童に対して、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスに係る給付を行い、介護者等への負担軽減を図ります。	保護者の申請に基づき、障がい児の障がいの程度、保護者の状況等を勘案し、居宅生活に係わる福祉サービスの支給量等を決定し、生活等の支援を図った。	1 居宅介護 483件 2 行動援護 90件 3 短期入所 244件			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			障がい児通所給付事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など障がい児支援に係る給付を行います。対象年齢に該当する未就学児には、利用者負担を無償化します。	児童発達支援や放課後等デイサービスの利用により、日常生活における基本動作や知識等の習得や、生活能力向上、社会との交流を促進するなど、障がいのある未就学児、学齢児の療育を支援した。	1 支給件数 (1) 児童発達支援 8,796件 (2) 放課後等デイサービス 25,642件 (3) 保育所等訪問支援 994件 (4) やむを得ない事由による措置 73件 2 支給金額 (1) 児童発達支援 884,242,198円 (2) 放課後等デイサービス 2,147,175,758円 (3) 保育所等訪問支援 21,766,842円 (4) やむを得ない事由による措置 11,232,039円			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			障がい児(者)生活サポート事業	在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービス（一定時間）を行います。	サービス事業者による一時預かりや介護サービス、外出援助などのサービスの利用により、在宅の心身障がい児の地域生活を支援した。	1 18歳未満の登録者数 277人			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業	医療型短期入所、日中一時支援に関する事業所による受け入れを促進し、家族の精神的及び身体的負担を軽減します。	医療型短期入所に関する事業所による受け入れを促進し、超重症心身障がい児を介助する家族の精神的及び身体的負担を軽減した。	1 利用人数 7人 2 利用日数 60日 3 支給額 750,000円			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			障がい者等日中一時支援事業	障がい児(者)に対して、日中における一時預かり、見守り等を行い介護者の負担軽減を図ります。	障がい児(者)に対して、日中における一時預かりによる見守り等の支援サービスを行い、介護者の負担を軽減した。	1 実利用人数 33人 2 利用日数 1,824日 3 利用時間 3,210時間			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			医療的ケア児に対する支援の充実	日常的に医療的ケアが必要なこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援協議会などを活用し、必要な施策を講じます。	保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ることにより、地域における医療的ケア児等への支援課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るため、越谷市医療的ケア児等支援協議会、医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催した。 また、令和7年度は、医療的ケア児等の家族や支援者向けに研修等を実施した。	1 越谷市医療的ケア児等支援協議会 開催回数 1回 参加団体 15団体 2 医療的ケア児等コーディネーター連絡会 参加者17名 3 防災研修 参加者36名 4 グリーフケア研修 参加者22名			
3	3	3					継続	子ども福祉課	こども福祉課
			小児慢性特定疾病医療給付	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成します。	小児慢性特定疾病にかかり、国が定める疾病の状態の程度を満たしているもの（越谷市内に住所を有し、申請時点で18歳未満のもの）に対し、医療費の助成を行った。	1 申請件数 281件 2 受給者数（3月31日時点） 266人 3 給付額 96,906,328円			
3	3	3					継続	感染症保健対策課	
			医療等の給付	心身に重度の障がいのあるこどもの保険適用となる医療費の一部を給付します。	医療保険制度による医療費の一部負担金について助成金を支給し、重度心身障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図った。また、対象者拡大に伴い該当者へ制度対象の案内を行った。	対象者数（重複障がいは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の順番で優先的に計上） (1) 身体障害者手帳（1～3級） 15人 (2) 療育手帳（マルA、A、B） 24人 (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級） 4人			
3	3	3					継続	障害福祉課	

④外国人家庭等への支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課		
	3	3	4	多言語版「市民ガイドブック」の作成	多言語版の「市民ガイドブック」を作成し、提供します。	日常生活に必要な基本的事項が書かれたガイドブック(英語、中国語、フィリピン語)を外国人市民へ配布する。	英語版、中国語版、フィリピン語版の冊子を市役所及び公共施設等に配布した。ベトナム語版の作成を進めた。	継続	市民活動支援課	
	3	3	4	多言語版「こしがや案内図」の作成	多言語版の「こしがや案内図」を作成し、提供します。	英語版・中国語版越谷ガイドマップを配布する。	外国人住民向け多言語情報提供ラック「外国人iコーナー」で配布した。	継続	市民活動支援課	
	3	3	4	多言語版広報誌「コシガヤメッセンジャー」の作成	外国人向けの多言語広報誌「コシガヤメッセンジャー」を作成し、提供します。	広報こしがやより、外国人市民に必要な情報(行政手続・催物等)を抽出し、コシガヤメッセンジャーとして英語版・フィリピン語版・中国語版・ベトナム語・やさしい日本語版を発行し、毎月1回市内公共施設・駅等に配布を行う。	1 発行回数 12回 2 発行部数 平均1,635部/月、19,615部/年	継続	市民活動支援課	
	3	3	4	日本語教室の情報提供	市内で開催されている日本語教室等について、情報提供を行います。	市内の日本語教室一覧を配布する。	市内の日本語教室一覧を配布した。	継続	市民活動支援課	
	3	3	4	外国人相談窓口	外国人市民の方からの相談対応等を行います。	市民活動支援課及び市民活動支援センターに外国人相談窓口を設置し、多言語での相談対応や日本語教室の紹介、生活オリエンテーションなどを行う。	【市民活動支援課】対応件数317件 【市民活動支援センター】対応件数99件	継続	市民活動支援課	
	3	3	4	保育所における多言語対応	公立保育所において、翻訳機等を活用し、多言語でのコミュニケーションを図ります。	公立保育所において、翻訳機等を活用し、多言語でのコミュニケーションを図った。	全17保育所に翻訳機を配布した。引き続き翻訳機を活用し、多言語でのコミュニケーションを図る。	継続	保育施設課	
	3	3	4	児童生徒及び教員用タブレット端末への翻訳アプリの導入	日本語を母語としない児童生徒が翻訳機代わりとして使用できるよう、児童生徒及び教師用の全てのタブレット端末に翻訳アプリを導入しています。	市内小中学校における児童生徒用及び教師用のタブレット端末に翻訳アプリを導入している。必要に応じ、日本語を母語としない児童生徒とのコミュニケーション等に活用した。	1 実施校数 小学校…市内全29校 中学校…市内全15校	継続	指導課	

(4)子育てしやすい就労環境づくり

①ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	4	1	男女共同参画に関する講座等の実施	「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られず、男女が対等な立場で個性や能力が十分に発揮できるよう、男女共同参画意識の向上を目的とした講座等を実施します。	映画などのカルチャーにおけるジェンダーの課題を参加者からのメールやマイクでの発言も交えて、率直に平場で語り合うイベントを開催した。 【日時】令和8年2月28日(土) 18:45～20:30 【場所】サンシティホール 小ホール 【参加者数】289人 【内容】宇多丸とキホン学ぼう！ジェンダーとカルチャーの希望と野望	継続	人権・男女共同参画推進課	

②男性の育児参加の促進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	4	2	父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろ子どもと接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	子育てサロンにおいて、父親サロン、父親を対象としたイベント・講座等を開催した。	1 父親サロン、父親を対象としたイベント・講座等 (1)延べ開催回数 72回 (2)延べ利用者数 423人	継続	子ども施策推進課	こども政策課
3	4	2	児童館の親子交流事業	未就学児と父親を対象に、遊びや工作などの教室を開催し、男性の育児参加を促進します。	父と子のスキンシップの機会を作る父親参加型のふれあいを中心に、リトミックやおもちゃ作り、パネルシアター等を実施した。	1 児童館コスモス (1)開催回数 21回 (2)参加者数 475人 2 児童館ヒマワリ (1)開催回数 25回 (2)参加者数 522人	継続	青少年課	こども政策課

③子育てを応援する企業の啓発

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	4	3	パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待事業の普及・啓発	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのお子さんや妊娠中の方のいる家庭が、協賛店で優待カード等を提示することで、様々な特典が得られる「パパ・ママ応援ショップ（子育て優待事業）」について、事業の普及・啓発を図ります。	関係窓口において、18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもや妊娠中の方のいる家庭にLINE版の周知チラシや優待カードを配布した。	妊娠届提出時、転入時等に配布、庁内および公共施設に優待カードを配架	継続	子ども施策推進課	こども政策課

④就労支援と就労継続のための支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
3	4	4	多様な働き方を支援するための講座の実施	希望に応じた働き方の実現を目指し、就業の支援や起業など多様な働き方を選択するための講座を実施します。	女性の働き方の選択肢として起業する可能性を考え、事業化に向けて知識を提供する講座を実施した。	【日時】令和7年7月9日（水）、7月23日（水）、8月13日（水）、9月10日（水）10:00～13:00 【場所】男女共同参画支援センター「ほっと越谷」 【対象者】「自分で仕事をはじめたい」と考えている女性 【参加者数】計74人 【内容】令和7年度私の好きなことで仕事を創る	継続	人権・男女共同参画推進課	
3	4	4	相談事業の充実	労働関係の問題解決を図る相談及び内職を希望する人に対する相談を行います。	労働関係の問題解決を図るための相談を実施した。また、内職を希望する人を対象に、内職に関する相談・斡旋を実施するとともに、内職者を求める事業者の求人相談・受付を行った。	労働相談 1 相談件数 62件 内職相談 1 相談件数 333件 2 求職件数 216件 3 斡旋件数 78件	継続	経済振興課	

4：こども・若者を地域全体で育む

(1)こどもの居場所・体験機会の提供

①放課後児童対策の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課
4	1	1	学童保育室の整備（放課後児童健全育成事業）	保育需要を見極めつつ保育ニーズに見合った学童保育室の計画的な整備を行います。	学童保育室の拡充並びに待機児童の解消を図るため、大袋東小学校の空き教室を改修し保育室の拡張整備を行った。また、南越谷学童保育室の新規建設に向けて施設の設計を行った。 今後も引き続き待機児童の解消を目指し、教育委員会及び小学校と連携を固り整備を進めていく。	1 公立学童保育室数 57か所 2 定員 3,709人（前年度比230人増加） 3 年間延べ入室児童数 41,515人	継続	青少年課学童担当	保育施設課 学童保育推進室
4	1	1	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に学校や公共施設を利用し、地域住民の協力のもと、安心・安全なこどもの居場所づくりに取り組みます。	学校や地区センター・公民館等で、地域の方々などの協力を得て、放課後や週末におけるこどもの居場所を確保し、体験活動、異学年交流などを実施した。	1 教室開設数 16教室 2 開催数 264回 3 延べ参加者数 5,052人	継続	青少年課	こども政策課

②不登校児童生徒への支援の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課
4	1	2	教育支援教室（おあしす）	市内4か所に教育支援教室を設置し、不登校児童生徒の支援を行います。また、将来の社会的自立に向けた個別指導及び小集団での体験活動を行います。	学習支援のワークタイムをはじめ、3教室合同スポーツレクリエーション大会やプレイタイムなどの体験活動、校外学習を実施する中で、個に応じた支援が行えるよう柔軟なカリキュラムを組んでいる。様々な活動を通して、社会性を養ったり、達成感や充実感を味わわせたりする場をつくり、社会的自立への支援につなげた。	1 年間正式通室者 33人 うち学校復帰（部分復帰含む） 33人 2 行事等実施回数 (1)保護者会（進路学習会含む） 3回 (2)校外学習 1回 (3)調理・スポーツ 5回	継続	教育センター	
4	1	2	オンラインおあしす	不登校児童生徒が、人とのつながりを実感し、学ぶ喜びを味わい、自己肯定感を高め、社会的に自立する力を育むことを目的とし、オンライン上で、指導員や参加したことも同士で交流しながら、簡単なゲームやクイズなどの活動を行います。	小中学生を対象に、ウェブ会議システム（Microsoft Teams）を利用し、簡単なゲームやクイズなどの活動を通して、児童生徒同士の交流を行った。	1 実施回数 31回 2 参加延べ人数 214名	継続	教育センター	
4	1	2	専任教育相談員・スクールソーシャルワーカーの家庭訪問相談	福祉的支援が必要な家庭に対しスクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒への相談活動及び訪問相談を実施します。	4人のスクールソーシャルワーカーによる訪問相談を実施し、他機関との連携を図り、来所相談や相談室登校・保健室登校を支援した。	1 延べ訪問相談件数 (1)スクールソーシャルワーカー 1,991件	継続	教育センター	
4	1	2	スクールカウンセラー・学校相談員の配置	いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・学校相談員を配置し、教育相談を行います。	スクールカウンセラー14人、学校相談員21人を市内全小中学校に配置し、児童生徒・保護者・教職員を対象に相談活動を行った。学校相談員については、21人のうち6人を小学校担当とし、小学校における児童、保護者、教職員に対する相談活動を行い、学校生活における課題等の早期発見・早期対応に努めるとともに、小中の連携した支援につなげるよう活動した。	1 スクールカウンセラーの活動 ○延べ相談数 5,307人 2 学校相談員の活動 (1)延べ相談数 12,779人 (2)電話相談数 1,393人 (3)延べ家庭訪問数 27人 3 学校相談員研修会 3回 4 学校相談員月例研修会(情報交換・研修) 12回(月1回開催)	継続	教育センター	
4	1	2	校内支援教室（スペシャルサポートルーム）	自分の教室に入りづらい児童生徒の学校内の居場所と学びの場を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することを目的とし、個別又は協同での学習やこども同士で交流する活動を行います。	学校相談員が中心となり、学習をしたり、本を読んだり児童が安心して過ごせるように支援を行った。また、ソファやパーテーションなどを配置し、児童が落ち着ける環境整備に努めた。	1 設置校数 10校 2 利用延べ人数 341名	継続	教育センター	

③こどもの居場所・遊び場づくり

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度取組内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
4	1	3	プレーパーク事業	移動型拠点施設(車両)を使用し、市内各地でプレーパークを開催することにより、こどもたちの多様な遊び場の提供及び居場所づくりを推進します。	自由な遊びを体験し、こどもたちの自主性や創造性を育むことを目的に、移動型拠点施設(車両)を使用して市内各地でプレーパークを開催した。	1 開催数 152回 2 延べ参加者数 10,671人	継続	青少年課	こども政策課
4	1	3	児童館改修事業	こどもの居場所機能の充実を図るとともに、中・高校生の利用にも対応するため、児童館の施設改修を進めます。	こどもの居場所づくりに関する指針により中高校生を含めた居場所の機能、不登校などの福祉的課題への対応に向けたソーシャルワーカー機能を強化するためワークショップ、アンケート調査を実施した。	1 ワークショップ開催 2回 2 ワークショップ参加者 延べ52名 3 アンケート調査 4996件	継続	青少年課	こども政策課
4	1	3	既存公共施設の学習スペース等の開放	地区センター・公民館において図書コーナーや学習スペース等を設置します。	地区センターでの学習室開放 ・桜井、新方、大袋、荻島、羽羽、蒲生、大相模、越ヶ谷、北越谷、千間台記念会館にて、学習室の一部等を開放した。	1 施設、部屋名、開催回数、参加者数 (1) 桜井 学習室A,B,C,D 8/9~3/29 (53日間) 179人 (2) 新方 展示・談話コーナー 7/22~3/31 (222日間) 110人 (3) 大袋 小会議室 7/24~8/10 (18日間) 4人 (4) 荻島 学習室C 8/2~8/31 (26日間) 69人 (5) 羽羽 学習室A 8/1~8/30 (19日間) 4人、12/25~1/6 (3日間) 2人、3/27~3/31 (3日間) 0人 (6) 蒲生 学習室A,B,C,D 7/22~8/31 (13日間) 49人、12/24~1/6 (7日間) 18人 (6) 大相模 学習室A 8/1~8/24 (22日間) 34人 (7) 越ヶ谷 小会議室1,2 8/1~3/29 (33日間) 9人 (8) 北越谷 小会議室、和室 7/24~8/25 (5日間) 0人、12/25~1/4 (2日間) 2人 (9) 千間台記念会館 小会議室 7/24~8/10 (18日間) 6人	継続	市民活動支援課	
4	1	3	街区公園等の整備	こどもや親子連れをはじめ、多くの市民が日常的なレクリエーションやコミュニティの場として、安心・安全に利用できる街区公園等の確保に努めます。	こどもや親子連れをはじめ、多くの市民の身近なレクリエーションや交流の場として、また、災害時の一時避難場所としても利用できるよう、公園予定地の整備や測量業務委託を進めた。(土地区画整理地外の公園予定地の整備含む)	花田第六公園 木製太鼓橋 撤去・新設 (仮称) 大成町公園整備に係る測量業務委託 (仮称) 平方公園設計再検討業務委託	継続	公園緑地課	
4	1	3	子ども食堂への支援事業	こどもの居場所づくりを促進し、適切な支援につなげるため、子ども食堂を運営する団体に対し、事業費を補助することで、運営の健全化を促すとともに新たな子ども食堂の開設を推進します。	運営の健全化及び子ども食堂の新規開設の推進を目的として、子ども食堂を運営する団体に対して事業費の補助を実施した。	補助金交付件数 7件	継続	子ども施策推進課	こども政策課
4	1	3	こどもの居場所づくり事業	市と地域をつなぐ機能を持つこどもの居場所支援団体(中間支援組織)が、協働してこどもの居場所づくりを支援することで地域の課題解決を目指します。	中間支援組織の機能を持つNPO法人と「こどもの居場所」に関する協定を締結し、中間支援組織との協働によるこどもの居場所づくりを推進する環境を整備した。	協定締結によりこどもの居場所づくりを推進する環境を整備した。	拡大	子ども施策推進課	こども政策課

④こどもが成長できる場や機会の提供
多様な体験の場の提供

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取り組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
4	1	4	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※再掲	保護者とともにこどもの成長を支援していくことを目的に、保護者の就労要件の有無等に関わらず一時的（時間単位）に保育を行います。	令和7年7月から4事業所において施行的に乳児等通園支援事業を実施するとともに、説明会等を通して令和8年度開設予定の事業者を広く募った。	1 延べ利用時間数（R7.7～R8.3） 6,138時間 (0歳児：3,233時間、1歳児2,432時間、2歳児：472時間) 2 令和8年度開設予定事業所 一般型 8事業所 余裕活用型 2事業所	継続	子ども施策推進課 保育入所課	保育支援課
4	1	4	児童館の科学体験事業	科学に対する興味・関心を養うため、遊びながら科学に親しめる様々な事業を開催します。	児童館コスモスでは「天文と科学」、児童館ヒマワリでは「生物と環境」をテーマに、科学教室や科学工作等様々な科学体験事業を実施した。	1 児童館コスモス (1)実施事業数 25事業 (2)総実施回数 199回 (3)総参加者数 2,813人 2 児童館ヒマワリ (1)実施事業数 25事業 (2)総実施回数 611回 (3)総参加者数 18,938人	継続	青少年課	こども政策課
4	1	4	児童館の世代交流・伝承遊び事業	世代を越えた交流や、昔ながらの遊びに触れられる様々な事業を開催します。	世代間交流、地域交流の事業、伝承遊びの講習会等を開催した。	1 児童館コスモス (1)お茶教室 開催回数 1回 参加者数 11人 (2)流行と伝承のおそび 開催回数 1回 参加者数 55人 (3)お手玉で遊ぼう 開催回数 4回 参加者数 12人 (4)竹馬や羽根つきで遊ぼう 開催回数 3回 参加者数 26人 (5)親子でお琴に挑戦！ 開催回数 1回 参加者数 13人 2 児童館ヒマワリ (1)茶道教室 開催回数 1回 参加者数 12人 (2)大型すごろくで越谷博士になろう！ 開催回数 1回 参加者数 18人 (3)越谷いろはかるたでハッピーニューイヤー 開催回数 1回 参加者数 10人 (4)親子でお琴に挑戦！ 開催回数 1回 参加者数 13人	継続	青少年課	こども政策課
4	1	4	児童館の天文普及事業	望遠鏡や展示物等に触れる機会を提供し、児童の天文に関する興味・関心を養います。	プラネタリウム投影や、天体観望会等を行った。	1 児童館コスモス (1)実施事業数 10事業 (2)総実施回数 455回 (3)総参加者数 6,411人	継続	青少年課	こども政策課
4	1	4	児童館の学校支援事業	体験型学習（学校団体利用）や、出張授業、社会体験事業等を行うことにより、こどもの多様な体験の場を提供します。	体験型学習（学校団体利用）や、出張授業、社会体験事業・ビデオ視聴・プラネタリウム投影等を行った。	1 児童館コスモス (1)実施事業数 2事業 (2)総実施回数 5回 (3)総参加者数 89人 2 児童館ヒマワリ (1)実施事業数 4事業 (2)総実施回数 9回 (3)総参加者数 407人	継続	青少年課	こども政策課
4	1	4	子ども健全育成事業	学童野球大会、ドッチビー大会、かるた取り大会等各種大会を開催し、青少年健全育成を図ります。	地域における親子同士の交流機会や子育て支援に関わる人材確保のため各種事業を開催した。	1 学童野球大会 4回 2 防災ディキャンプ 2日間 3 少女バートボール大会 1回 4 ドッチビー大会 1回 5 郷土かるた取り大会 2回	拡大	青少年課	こども政策課
4	1	4	地区センター・公民館等による体験学習・各種講座	こどもが地域の中でふれあい、地域の特色を生かした学びを通して豊かな心を育むことができるよう、各種講座を開催し、体験学習の場を提供します。	各地域の特色を生かしながら講座・学級を開催し、学校以外の場における学びの提供に寄与した。	1 各種学級・講座 (1)延べ開催回数 295回 (2)延べ参加者数 4,977人	継続	生涯学習課	
4	1	4	文化財等の活用による体験学習	大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅における社会科見学の受け入れや伝統文化体験講座等を開催し、文化財や伝統文化に触れる機会を提供します。	市内外の小学校の社会科見学を受入れるほか、昔の暮らしに触れたり、伝統文化を体験する機会として各種イベント・講座を実施し、多くの親子が来館した。	1 社会科見学受け入れ 9校 2 イベント・講座開催数 18回 3 イベント・講座参加人数 1,954人	継続	生涯学習課	
4	1	4	郷土芸能体験教室	囃子・神楽・木遣などの郷土に伝わる芸能・文化の保存と継承を図るため、体験学習の場を提供します。	越谷市郷土芸能保存協会会員に講師を依頼し、小学生以上の市民を対象に、市内伝統芸能である囃子・伝承民謡、民舞について学習・体験する郷土芸能体験教室を開催した。	1 開催回数 2回（伝承民謡の体験、お囃子の体験） 2 参加者数 56名	継続	生涯学習課	

4	1	4	科学技術体験センター事業	観察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学への興味・関心を高め、創造性豊かな児童・生徒の育成を図るための参加型施設として多様な事業を実施します。	市内小学3・5年生を対象にした学校利用事業において、学校では扱うことが難しいテーマを、それぞれの学年の児童の発達段階に応じて実施できるよう、指導過程や内容の見直しを行うとともに、新規メニューを開発し実施した。また、小学校1・2年生を対象とした、低学年向けのプログラミング授業を年10日程度実施するなど、児童がその発達段階に応じた体験の場を設けた。 企業の社会貢献活動を利用した実験・工作教室、高等学校や大学の先生が主体となった実験教室やサイエンスショーを行い、地域資源を活用した各種講座を設定した。ライフステージに合わせて講座を選択できるよう年齢別の講座を設け、こどもから大人まで体験を楽しめるよう努めた。	1 開催回数・参加者数 (1)学校利用 29校 5,740人 (2)特別な支援を要する児童・生徒を対象とした科学工作体験事業 2団体 38人 (3)低学年向けプログラミング授業 10校 851人 (4)大学生向け科学啓発指導法講座 1回 1人 (5)学校教材開発・貸出事業（アウトリーチ事業） 5校 836人 (6)科学講座 227事業 101,713人 内訳 ア 科学実験体験 445回 3,070人 イ 科学工作体験 511回 3,146人 ウ 科学講座 80事業 3,416人 エ サイエンスショー 296回 20,876人 オ ムーンウォーカー 295回 4,975人 カ インタラクティブ体験装置 304日 27,322人 キ ワークショップ 304日 21,508人 ク その他委託事業 140日 17,400人 (7)企画展示事業 5事業 (8)その他の事業 12事業 1907人	継続	生涯学習課	
4	1	4	ボランティア体験活動の推進	小中学校での総合的な学習の時間等において、体験的な学習を通して、地域社会の人たちとふれあう機会を提供します。	児童生徒は、生活科や総合的な学習の時間や学校行事等で、福祉や環境について体験的に学んだ。具体的には、障がいのある方や高齢者の疑似体験等を通して、その困難さを感じ取り、自分たちができることは何かを考え、実践した。また、環境保全のために自分たちができることを考え、家庭・地域で実践した。	1 小・中学校で以下の体験活動を実施 ・福祉体験 ・社会奉仕体験 ・交流体験 ・自然体験 ・文化芸術体験	継続	指導課	
4	1	4	環境学習活動の推進	生物多様性子ども調査や、市民団体との協働による環境イベント、小中学校での出前講座を実施します。	【環境政策課】 生物多様性子ども調査や、市民団体との協働による環境イベント、出前講座を実施した。また、市内各小中学校の環境教育主任等を対象とした研修会で説明を実施した。	【環境政策課】 (1)生物多様性子ども調査 サポーター派遣回数 17校 延べ 33回 (2)市民団体との協働による環境イベント 5回 246名 (3)出前講座 授業 7回 1172名	継続	環境政策課	

読書に親しむ環境づくり

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課	
4	1	4	児童館の読み聞かせ	語り手・読み手から直接児童に感動が伝わるような本の読み聞かせや紙芝居・人形劇を定期的の実施するほか、館内の児童向け図書の貸し出しを行います。	おはなしタイム、ちびっこおはなし会、図書の貸出等を行った。 1 児童館コスモス (1)おはなしタイム 開催回数 106回 参加者数 1,446人 (2)図書の貸出 開催回数 102日 利用者数 419人 (3)ひろばであそぼう 開催回数 12回 参加者数 270人 (4)おはなし広場 開催回数 3回 参加者数 51人 (5)楽しいわらべうたと人形劇 開催回数 1回 参加者数 43人 (6)小さい子のための人形劇 開催回数 1回 参加者数 55人 2 児童館ヒマワリ (1)ちびっこおはなし会 開催回数 228回 参加者数 3,625人 (2)図書の貸出 開催回数 267日 利用者数 3,445人 (3)子育てひろば おはなし会 開催回数 12回 参加者数 173人 (4)グラン・マのおはなし会 開催回数 21回 利用者数 495人 (5)図書ボランティアおはなし会 開催回数 33回 利用者数 394人 (6)おはなし会 開催回数 4回 利用者数 254人 (7)わくわく人形劇 開催回数 2回 利用者数 117人	継続	青少年課	こども政策課	
4	1	4	市立図書館及び北部・南部・中央図書室の各種「おはなし会」	こどもたちに「おはなし」のおもしろさや絵本を読んでもらう楽しさを伝え、自主的な読書活動へつなげることを目的に、ストーリーテリング（昔話などの語り）と絵本の読み聞かせを行います。	市立図書館および中央図書室において職員によるおはなし会を開催した。対象は4歳から小学生で、ストーリーテリングや絵本の読み聞かせを実施し、紹介した本の貸出しを行った。 南部図書室では、越谷おはなし勉強会に依頼し、幼児および小学生対象のおはなし会を開催した。 越谷市地域家庭文庫連絡会による年齢を問わず参加できるおはなし会を、市立図書館・中央図書室・北部図書室で開催した。	市立図書館おはなし会（親子おはなし会含む） 開催回数：45回 参加者数：263人 中央図書室おはなし会 開催回数：12回 参加者数：47人 南部図書室おはなし会 開催回数：24回 参加者数：278人 文庫のおへやわくわくおはなし会 市立図書館 開催回数：12回 参加者数：108人 中央図書室 開催回数：11回 参加者数：79人 北部図書室 開催回数：10回 参加者数：52人	継続	図書館	
4	1	4	市立図書館及び北部・南部・中央図書室での乳幼児対象の読み聞かせ	絵本やわらべうたを、他の参加者と交流しながら、親子で一緒に楽しむ時間を提供するとともに、図書館利用の促進を図ります。	市立図書館、南部図書室、中央図書室において、乳幼児と保護者を対象とした行事を開催し、絵本の読み聞かせに加え、わらべうたを取り入れることで、親子や参加者同士の交流を促進し、共に楽しむ場を提供した。 また、北部図書室のおはなし会（年齢不問）において、乳幼児が参加した際には、わらべうたをプログラムに組み込み、実施した。	「ちびうさちゃんのおへや」 開催回数：12回 参加者数：395人 「うさこちゃんのおへや」 開催回数：12回 参加者数：139人 「ちびくまちゃんのおへや」 開催回数：24回 参加者数：398人 「ちびねこちゃんのおへや」 開催回数：12回 参加者数：101人	継続	図書館	
4	1	4	市立図書館の各種行事・講座等	こどもたちの読書活動の推進を図るため、また、図書館利用の機会を提供するため、こども向けの各種行事・講座等のほか、こどもを取り巻く大人を対象とした講演会等を開催します。	こども向けの各種行事・講座等のほか、こどもを取り巻く大人を対象とした児童文学講演会を開催した。 「夏のこども会」 開催回数：2回 参加者数：72人 「夏休みこども読書くらぶ」 開催回数：4回 参加者数：78人 「親子で楽しむ絵本とわらべうた」 開催回数：全3回 参加者数：延べ61人 「親子で楽しむ絵本の世界」 開催回数：1回 参加者数：21人 「こども映画会」 開催回数：6回 参加者数：108人 「児童文学講演会」 開催回数：1回 参加者数：108人 その他こども向け講座・講演会・ワークショップ 開催回数：11回 参加人数：186人（同伴保護者含む）	継続	図書館		

4	1	4	学校・保育所等へのサービス	こどもの読書活動の推進を支援するため、学校や学校図書館のほか、市内保育所等施設へのサービスを行います。	学校や学校図書館のほか、市内保育所等施設へ、団体貸出等の各種サービスを行った。	1 学校への団体貸出 延べ19校 貸出冊数609冊 （内移動図書館配送サービス 延べ10校 348冊） 2 小学校の図書館見学受入れ 2校 149人（引率含む） 3 中学校職場体験受入れ 1校 1名 4 学校・保育所等施設への図書館資料の所管換え 1,629冊 5 保健センターへの絵本の配本 85冊 6 学童保育室団体貸出 16,394冊（学童保育室57か所） 7 学校図書館運営ボランティア向け講座の開催 初級者編 全3回 延べ82人 中級者編 全2回 延べ30人	継続	図書館	
---	---	---	---------------	---	---	---	----	-----	--

豊かな心を育む事業の推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
4	1	4	心の教育の推進	小中学校での道德の授業を中心に、学校教育全般に渡って道德教育の充実を図ります。道德教育振興会議の活動を通して、家庭や地域と協力しながら、児童生徒の豊かな心を育成します。	各学校の計画に基づき道德教育を実施するとともに、道德教育推進校での「心の教育研修会」や「現地研修会」による講演会や授業研究を通して、道德教育の推進や道德科の授業の質の向上を図った。また、越谷市道德教育振興会議事業報告書をまとめ、市内各小・中学校、道德教育推進園・校、関係機関等に配付し、豊かな心を育むための取組について共有した。	各校の計画にもとづく道德教育の実施実績 (1)心の教育研修会 参加者数 47名 (2)道德教育推進園・校連絡協議会 参加者数 10名 (3)現地研修会(感染症流行のため延期) 参加者数 道德教育振興会議委員3名 (4)道德教育実践発表会 参加者数 110名	継続	指導課	
4	1	4	「人権の花」運動	人権擁護委員と連携し、児童が互いに協力しあって草花等を栽培する活動を通じ、相手の立場を考慮すること、協力し合うこと、感謝することなどの重要性を学ぶとともに、思いやりの心を育むことを目的として、小学校に花の苗やプランター等を提供します。	市内小学校2校に花の苗及び球根等を提供し、人権擁護委員の協力を得て、提供物品等の贈呈式を行うとともに、児童と花の植栽を行った。	①越谷市立越ヶ谷小学校 【日時】令和7年9月25日(木) 【対象】贈呈式:4年生児童(121人) 植栽:4年生児童(61人) 【配布物品】なでしこ苗、チューリップ球根、プランター、培養土、肥料 ②越谷市立西方小学校 【日時】令和7年9月26日(金) 【対象】贈呈式:4年3組児童(29人) 植栽:4年3組児童(29人) 【配布物品】同上	継続	人権・男女共同参画推進課	
4	1	4	幼稚園児保護者に対する映画会及び座談会	人権擁護委員と連携し、幼稚園児及び保護者を対象に人権映画会(アニメ)と座談会を実施し、親子に共通の話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の人権問題について意見交換を行い、家庭における人権教育を推進します。	幼稚園児及びその保護者を対象に、人権啓発ビデオ「ねずみくんのきもち」を上映後、子育てやいじめ問題等に関する座談会、啓発物の配布とアンケートを実施した。	①認定こども園小牧 【日時】令和7年5月20日(火) 【内容】人権啓発ビデオ「ねずみくんのきもち」上映、子育てやいじめ問題等に関する座談会、啓発物の配布、アンケートの実施 【参加者数】幼稚園児48人、保護者9人 ②さくら幼稚園 【日時】令和7年5月23日(金) 【内容】同上 【参加者数】幼稚園児32人、保護者18人	継続	人権・男女共同参画推進課	
4	1	4	人権教室の実施	人権擁護委員と連携し、小学校3・4年生を対象に、発達段階において人権感覚を身につけることを目的として、いじめ問題に関する人権教室(授業)を実施します。	人権擁護委員の協力を得て、人権啓発ビデオ「プレゼント」を活用し、いじめ問題に関する授業を行った。	①越谷市立大相模小学校 【日時】令和7年11月4日(火) 【参加者】3年生(147人) 【内容】人権啓発ビデオ「プレゼント」を活用した授業 ②越谷市立大袋東小学校 【日時】令和7年11月12日(水) 【参加者】4年生(66人) 【内容】同上 ③埼玉県立越谷総合技術高等学校 【日時】令和8年3月18日(水) 【参加者】1～2年生(425人) 【内容】人権全般に関する授業、LGBTQ+に関する授業	継続	人権・男女共同参画推進課	

(2)家庭・学校・地域の連携の推進
①地域住民との交流の促進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
4	2	1	学校応援団の推進	学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動・安全確保・環境整備などのボランティアとして、地域の参加・協力を積極的に進め、家庭・学校・地域が一体となつてこどもの育成を図ります。	各学校の実施計画に基づき、交付金措置を講じ、学校応援団活動を推進し、実践報告書をまとめた。さらに学校応援団づくり推進委員会、実践発表会を開催し、学校応援団活動の充実を図った。	1 市内小中学校 活動延べ回数(延べ人数) (1)学習支援 960回(3,667人) (2)環境整備 898回(4,526人) (3)登下校安全指導4,562回(76,332人) 2 学校応援ボランティア実人数 約94,896人 3 推進委員会 2回 ・第1回地域学校協働活動、コミュニティ・スクールの推進について ・第2回代表校実践発表(花田小学校・新方小学校・新栄中学校) 4 実践報告書の作成・配付	継続	指導課	
4	2	1	部活動外部指導者派遣	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者として地域の教育力の活用を進めます。	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者として地域の教育力の活用を進めた。	(1)対象 市内15校 49部活 (2)外部指導者登録者数 49人 (3)派遣回数 2,248回	継続	指導課	
4	2	1	小中学校体育施設開放	小中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図ります。	小・中学校体育施設を、各13地区スポーツ・レクリエーション推進委員会の協力の下、地区住民のスポーツ・レクリエーション活動及び地区住民が組織的に行うスポーツ・レクリエーション活動を対象に開放した。 1 開放日(原則) (1)小学校 土曜午後・日曜・祝日・夏季休業中の平日 (2)中学校 日曜・祝日 (3)ナイター利用 4月～11月 午後7時～9時 (ナイター照明施設がある学校のみ)	1 屋内運動場 (1)小学校 29校 利用件数 4,097件 利用者数 77,069人 (2)中学校 15校 利用件数 331件 利用者数 4,939人 2 屋外運動場 (1)小学校 29校 利用件数 7,295件 利用者数 126,203人 (2)中学校 15校 利用件数 873件 利用者数 27,074人 3 合計 (1)利用件数 12,596件 (2)利用者数 235,285人	継続	スポーツ振興課	

②個性豊かな学校づくり

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の取組み内容	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
4	2	2	中学校選択制	現在の通学区区域制度を維持していくことを基本とし、その上で、他の中学校への通学を希望する就学予定者や保護者の意向にできるだけ沿って、就学する学校の指定を行います。	中学校選択制の趣旨と制度を周知するため、中学校就学予定者の保護者を対象にした説明会を在籍小学校で実施、併せて各中学校において学校公開を開催した。中学校選択申請書を該当となる全就学予定者の保護者から受理し、申請(一部抽選)に基づいて就学校を指定した。	1 説明会開催回数 各小学校2回 2 学校公開 各中学校 半日1コマで3～4回程度 学校説明会2回以上 3 越谷市内の中学校を紹介する冊子の作成と対象者への配布、地区センター等への展示公開 4 基本学区以外の中学校を選択申請した就学予定者数(当初)247人(10月末時点) 5 定員超過のため抽選を実施した中学校2校(中央中、北中) 6 申請及び抽選により基本学区外に就学した生徒数(最終)185人	継続	学務課	
4	2	2	市内全小中学校学校運営協議会	学校が委員の意見を積極的に取り入れることにより、魅力ある教育活動を展開するとともに、地域に一層開かれ、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。	学校行事や年間計画における教育活動の理解を求め、賛同を得ることにより、地域や保護者へのパイプ役となることができた。「学校と地域が情報を共有するようになった」や「管理職の異動があっても委員は継続のため、継続的な学校運営の一助となっている」などの意見もあり、学校・家庭・地域の相互理解が図られている。	1 市内学校運営協議会委員 240名 2 開催回数 1校あたり年間3回	継続	指導課	

③家庭や地域の教育力の向上

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績	令和7年度実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取り組み	担当課	変更後担当課
4	2	3	「子育て講座」「家庭教育学級」の開催（家庭教育支援）	地域社会全体で家庭教育を支援するため、子育て中の親を対象に埼玉県家庭教育アドバイザー等を講師とする「子育て講座」や公民館における「家庭教育学級」を開催し、家庭の教育力の向上に取り組みます。	子育て中の親を対象とした「子育て講座」については、保護者の待機時間を設けることが困難な学校は講義の実施に代えて資料を配付した。 また、各公民館において「家庭教育学級」を実施し、家庭の教育力向上を図った。	子育て講座 実施対象：市内小学校 29校 市内中学校 15校 1 小学校 21校 参加者数 1,626人（講座実施） 8校 対象者数 750人（資料配付） 2 中学校 15校 参加者数 2,441人（講座実施） 公民館における家庭教育学級 乳幼児期 45回 延べ参加者数 755人 成人期 14回 延べ参加者数 252人 合計 59回 延べ参加者数 1,007人	継続	生涯学習課	
4	2	3	地域活動の支援	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援します。	地区まちづくり助成金による地区コミュニティ推進協議会事業（世代間交流事業など）への支援	1 開催概要、参加者数 (1) 桜井地区 さくらいカフェ 22名 (2) 桜井地区 花いっぱい運動 53名 (3) 桜井地区 農業体験教室 56名 (4) 新方地区 コミュニティ農園 約500名 (5) 新方地区 じゃがいも、コスモス等育成事業 約80名 (6) 増林地区 菜園体験 延べ143名 (7) 荻島地区 世代間交流事業 ふれあいの集い 350名 (8) 荻島地区 子ども農業体験事業 202名 (9) 荻島地区 コミュニティサロン「ふれあいカフェ」 202名 (10) 出羽地区 チューリップ育成事業 約10,000名 (11) 出羽地区 出羽公園緑化活動 250名 (12) 出羽地区 ポッチャ体験会 25名 (13) 蒲生地区 三世代交流ふれあい広場 55名 (14) 蒲生地区 三世代交流ふれあいハイキング 29名 (15) 大相模地区 コミュニティ芋掘り会 延べ163名 (16) 越ヶ谷地区 世代間交流促進事業紅白玉入れ大会 29名 (17) 越ヶ谷地区 世代間交流促進事業ふれあい昔遊び 26名 (18) 南越谷地区 世代間交流事業 47名	継続	市民活動支援課	
4	2	3	地域によるこども・若者支援	地域の関係機関と連携し、困難を有するこども・若者への切れ目のない支援体制の整備を進めます。	青少年問題協議会において、様々な団体が集まり、若者支援に関して情報共有、連絡調整を行った。今後はさらなる連携支援を行える体制づくりを検討していく。	1 回議開催 2回 2 延べ参加者数 49人	継続	青少年課	こども政策課
4	2	3	家庭・学校・地域が連携した見守り支援	子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、市内の児童福祉施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	地域におけるこどもの安全に寄与するため、こどもの見守り活動の支援等を行った。	児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちひやく）」を市施設等に配架	継続	こども家庭センター	

(3)こども・若者の健全育成と自立支援
①こどもに対する保健教育の推進

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課	
4	3	1	青少年の非行・被害防止啓 発キャンペーン	市公式SNS等を活用し、青少年への非行・被害防止の 啓発を行います。	越谷市公式ホームページや市のSNS等を利用し、啓発 を行った。	越谷市ホームページ、Instagram掲載	継続	青少年課	こども政策課
4	3	1	思春期保健講座	小中学校等で、いのちの大切さについて健康教育を行 い、お互いを尊重するとともに健康についての知識を 深める取組を実施します。	市内小中学校に、いのちの大切さについて健康教育を 行い、お互いを尊重するとともに健康についての知識を 深める取組を助産師会に委託して実施した。	1 実施校数 4校 2 参加児童数 271人 3 参加保護者数 39人	継続	健康づくり推進課	こども家庭センター
4	3	1	学校における「生命の安全 教育」の推進	小学校低学年からの性に関する指導について、各小中 学校で実施し、正しい理解促進を図るとともに、正し い異性観について理解を深める取組を実施します。	各校体育科年間指導計画に設定 年齢期に応じた指導内容例を周知	各校の指導計画による	継続	指導課	
4	3	1	性と生殖に関する健康と権 利に関する啓発	性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利 について知ることができるよう、また、誰もが性犯罪 の加害者、被害者、傍観者にならないよう、講座の開 催等による啓発を実施します。	一生を通した性ホルモンの変化や女性・男性別の更年期 特有の不調原因と対策を解説する講座を実施した。	【日時】令和8年2月21日（土）14：00～16：00 【場所】男女共同参画支援センター「ほっと越谷」 【参加者数】10人 【内容】女性と男性の更年期講座～モヤモヤの正体を知って対 策しよう～	継続	人権・男女共同参画 推進課	

②就労や職業を考える教育機会の提供

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
4	3	2	進路指導・キャリア教育の推進	地域等学校以外で様々な体験活動や人々とのふれあい等を通して、みずみずしい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	「働くこと」について、各学校の実態に応じて、職場体験学習を行ったり、地域の方や保護者等を講師として招き講話や授業等を実施したり、職業調べ学習を行ったりした。このことにより、生徒は「働く」ことについて主体的に学ぶことができた。さらに、地域によって支えられていることを実感でき、生徒の興味・関心に寄り添ったキャリア教育を実施した。	1 実施校数 市内全中学校15校	継続	指導課
4	3	2	地場産業見学・体験	地場産業の現場を見学・体験することで、地域の伝統への理解と興味を深めるとともに、将来的な消費者としての地盤とシビックプライドの醸成を行います。	小学生による地場産業事業所への見学や体験づくりなどを実施した。	1 協力事業所数 9事業所 2 実施校数 14校 3 参加児童 1,187人	継続	経済振興課

③若者の交流と活動の場の充実

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課	
			中・高校生を中心とした若者が過ごす場所や機会の充実	中・高校生を中心とした若者が主体的に活動できる場を整備し、若者の居場所づくりを推進します。	こどもの居場所づくりに関する指針により中高校生を含めた居場所の機能、不登校などの福祉的課題への対応に向けたソーシャルワーカー機能を強化するためワークショップ、アンケート調査を実施した。	1 ワークショップ開催 2回 2 ワークショップ参加者 延べ52名 3 アンケート調査 4996件	継続	青少年課	こども政策課
4	3	3	出会いサポート事業	結婚を希望する方を対象に出会いの機会を提供するとともに、交際や結婚に至るまでのサポートを行う事業を実施します。	出会いサポートの出張登録会の開催や、後援を行った。	1 出張登録会 1回 2 後援実績数 1回	継続	子ども施策推進課	こども政策課

④社会生活に困難を有する子ども・若者の早期発見と支援

基本目標	中柱	小柱	取り組み・事業名	事業の内容	令和7年度の実績 (開催回数・件数・参加者数等)	次年度 取組み	担当課	変更後担当課
4	3	4	支援ネットワーク体制の整備と相談体制の充実	地域の支援ネットワークと連携を図り、日常生活に困難を有する子どもの相談に応じ、早期発見と支援に努めます。	地域の支援ネットワークと連携を図るため、地域の関係機関と交流を図り、関係機関向けに研修等を開催することで、相談体制の充実を図った。	1 啓発研修会開催回数 5回 2 参加人数 579名	継続	こども家庭センター
4	3	4	ひきこもり相談支援	不登校等からひきこもり状態になっている当事者の居場所をつくり、またその家族が気持ちを共有できる集いの場を設け、個別相談支援を含めた援助を行います。	不登校等からひきこもり状態になっている当事者の居場所をつくり、またその家族が気持ちを共有できる集いの場を設け、個別相談支援を含めた援助を行った。	1 当事者の居場所 (1)開催回数 12回 (2)延べ参加者数 62人 2 家族のつどい (1)開催回数 6回 (2)延べ参加者数 15人 3 個別相談 延べ相談件数 419件	継続	こころの健康支援室
4	3	4	若年者等就職支援事業	就職希望者を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかで総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図ります。	就職を希望しながら、就職できずに悩んでいる若年者や女性等を対象に、専門のキャリアコンサルタントが就職に向けた相談、助言、情報提供などの総合的コンサルティングを実施し、就職を支援した。	1 相談者数 53人 2 終了者数 45人 3 就職者数 7人	継続	経済振興課
4	3	4	自立相談支援事業	経済的困窮や複合的課題を抱える若者等に対して、各関係機関と連携を図り、自立に向けた包括的支援を行います。	子ども・若者に関わる各関係機関と連携を図り支援を行った。	こども福祉課及びこども家庭センター 25件 学校関係 1件 アスポート学習支援 7件 重層会議 6回	継続	生活福祉課（生活自立相談よりそい）
4	3	4	就労準備支援事業	ひきこもり状態など、直ちに就労することが困難な生活保護受給者又は生活困窮者の若者等に対し、一般就労に従事する前段階の準備として、基礎能力の形成支援を行います。	越谷市の引きこもりの現状把握につとめ、こころの健康支援室と連携を図るべく打ち合わせ等を行った。	事業利用者数（令和7年度末時点） 生活困窮者数：9人 被保護者数4人	継続	生活福祉課

第1期越谷市こども計画進捗状況（第5章）

令和7年度進捗状況報告調書

3. 教育・保育等の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

市内に居住する0～5歳のこどもについて、現在の保育所（園）、幼稚園、認定こども園の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの幼児期の学校教育・保育等の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業等を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童解消を前提とします。

<認定区分と提供施設>

認定区分		保育の 必要性	対象施設・事業	認定に要する 保育必要量
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		あり	保育所（園）、認定こども園、満3歳以上限定小規模保育事業	保育短時間 保育標準時間
3号	満3歳未満		保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業	
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園、特別支援学校幼稚部	不要
新2号	3～5歳	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	
新3号	0～2歳			
【乳児等支援給付認定】 満3歳未満		なし	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等	不要

(2) 保育に係る施設、事業所

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要なこどもを預かり、保育（養護と教育）を行います。

<保育提供施設及び事業>

- ・保育所（園）
- ・認定こども園（保育部分）
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

<保育提供対象者>

- ・ 2号認定のこども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども）
- ・ 3号認定のこども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども）

※地域型保育事業は原則3号認定のみ

（3）幼児期の学校教育に係る施設

満3歳から小学校就学前までのこどもを預かり、教育を提供します。1日4時間を標準時間に預かります。

<保育提供施設及び事業>

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園（教育部分）

<保育提供対象者>

- ・ 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前のこども

※2号認定を受けたこどもでも、幼稚園の利用希望が強い場合は1号認定へ変更可

（4）幼児教育・保育等の質の確保及び向上の内容

① 幼稚園等・保育所（園）・認定こども園・小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校等との円滑な接続を推進する観点から、市の就学前保育・教育指針による連携・接続の意識啓発、各小学校における園児と児童生徒との交流活動、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との合同研修会の開催等を推進します。

② 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図るため、引き続き、各職階・役割に応じた研修（園長、主任教諭、副園長、中堅職員、初任者向けなど）を実施します。

また、公立・私立の枠組みを超えた連携により横のつながりの構築を支援する取組や幼児期の学校教育・保育に関する国の動向を踏まえた研修会や各園の保育に関する取組等の情報共有を行います。

③ 働きやすい職場環境づくりと人材の確保

保育士の労働環境の整備・改善を図るため、市内の公立保育所・私立保育園・認定こども園のほとんどでは、1歳児のこどもの数に応じて保育士を配置する基準が国の基準よりも手厚くなっています。また、職責や経験年数に応じたキャリアアップと給与改善の取組を推進するとともに、公立・私立の保育士や調理員、所長などを対象に市独自の職員研修等を行うなど、長く働き続けることのできる環境整備が行われています。

人材の確保にあたっては、市内私立保育園・認定こども園が参加する合同就職相談会の開催のほか、埼玉県との連携により過去に保育士として勤務した方の復帰支援や保育士資格の取得支援などに取り組んでいます。

(5) 乳児等の通園（こども誰でも通園制度）に係る施設

満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを預かり、遊びや生活の場を提供するとともに、保護者との面談や子育てについての情報提供、助言などの援助をします。

<提供施設及び事業>

保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園など市が認可した施設

<提供対象者>

満3歳未満で保育所等に通っていないこどもとその保護者

<第3期計画における量の見込み及び確保方策>

1 教育・保育

【提供量の見込み及び確保方策】（基準日：4月1日）

（単位：人）

量の見込み／確保方策		令和8年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		3,644	3,063	354	1,081	1,158
②確保方策	教育・保育施設	5,231	3,300	292	630	885
	満3歳以上限定 小規模保育事業		0			
	地域型保育事業			226	453	461
	こしがや「プラス 保育」幼稚園事業		1,155			
	計	5,231	4,455	518	1,083	1,346
②-①		1,587	1,392	164	2	188

【実績】（令和8年5月1日現在）

（単位：人）

量の見込み／確保方策		令和8年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
利用実績		2,459	4,429	386	1,159	1,194
提供体制	教育・保育施設	4,450	3,381	295	643	905
	満3歳以上限定 小規模保育事業		0			
	地域型保育事業			217	440	446
	こしがや「プラス 保育」幼稚園事業		1,200			
	計	4,450	4,581	512	1,083	1,351
【参考】待機児童数		0	0	0	1	1

※利用実績の2号認定には、こしがや「プラス保育」幼稚園事業の数を含む。

【確保方策の内容】

1号～3号認定全てにおいて、確保方策（定員数）が量の見込みを上回っています。引き続き、保育ニーズの増減に的確に対応します。

2 乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）

【実績】

（単位：人）

量の見込み／ 確保方策 （単位）	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （人日／月）	0歳児	9	9	9	9	9
	1歳児	10	11	11	11	11
	2歳児	9	8	9	9	9
	合計	28	28	29	29	29
実績	0歳児	2				
	1歳児	2				
	2歳児	0				
	合計	4				
確保方策（人日／月）		12	38	40	40	40
提供体制（実績）		13				

【確保方策の内容】

令和7年度の事業実施は、令和8年度の本格実施に向けた試行的実施と位置付けているため、確保方策（定員数）が量の見込みを下回っています。

令和8年度以降は、既存施設での新たな事業実施に取り組み、必要数の確保に努めます。

4. 地域子ども・子育て事業の見込み及び確保方策等

(1) 利用者支援事業

【利用対象者】

就学前児童及び小学生とその保護者並びに妊産婦・その配偶者等

【事業内容】

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所での教育・保育や一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から、こどもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報の集約や提供等による円滑な利用者支援を行います。

また、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠届出等の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にサポートプラン等を策定し、切れ目のない支援を行います。なお、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

あわせて、妊婦等包括相談支援事業型として、妊産婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【本市の取組と実績】

保育支援課及びこども家庭センターの窓口で実施しています。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

基本型・特定型・こども家庭センター型

基本型・特定型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
実績	1				
確保方策（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（実績）	1				
こども家庭センター型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
実績	1				
確保方策（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（実績）	1				

妊婦等包括相談支援事業型

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	4,769	4,766	4,768	4,775	4,775
実績	4,395				
確保方策(回)		市保健師及び助産師による面談等			
提供体制(実績)	4,395				

【確保方策の内容】

基本型・特定型については、多様化する教育・保育事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう努めます。

こども家庭センター型については、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できるよう努めます。

妊婦等包括相談支援事業型については、令和7年度からの実施を予定し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進に努めます。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【利用対象者】

保育所（園）等を利用している就学前児童とその保護者

【事業内容】

就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

【本市の取組と実績】

令和7年度実績は、公立保育所 17 か所、民間保育所（認定こども園（保育部分）を含む）34 か所、地域型保育事業所 36 か所で実施しました。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人／年）	3,136	3,130	3,163	3,191	3,222
実績	2,965				
確保方策（実人／年）	6,229	6,229	6,229	6,229	6,229
提供体制（実績）	6,320				

【確保方策の内容】

実績を上回る提供体制を確保できており、引き続き保護者の延長保育のニーズに的確に対応します。

(3) 放課後児童クラブ（学童保育室）

【利用対象者】

小学生（小学1～6年生）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

【本市の取組と実績】

公立学童保育所 57 か所で実施しています。利用者が増加傾向にあり、令和7年度で待機児童が低学年で 64 人、高学年で 144 人となっています。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／ 確保方策 (単位)	学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人／年)	1年生	1,257	1,268	1,268	1,260	1,250
	2年生	1,098	1,068	1,060	1,061	1,044
	3年生	888	905	915	874	872
	4年生	511	508	514	495	456
	5年生	117	115	108	104	105
	6年生	24	26	25	24	23
	合計	3,895	3,890	3,890	3,818	3,750
実績 (入室希望)	1年生	1,230				
	2年生	1,151				
	3年生	861				
	4年生	408				
	5年生	106				
	6年生	22				
	合計	3,778				
確保方策（実人／年）		3,709	3,719	3,854	3,854	3,854
提供体制（実績）		3,709				

【確保方策の内容】

市内の各小学校区において、保育需要を見極めつつ定員に見合った学童保育室の計画的な整備を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【利用対象者】

0～2歳児

【事業内容】

保護者が疾病や就労、育児疲れなどにより、こどもを養育することが困難な場合、児童福祉施設等で一定期間、こどもを預かります。

【本市の取組と実績】

乳児院（市外）で受け入れ体制を整備しています。事前の相談の中で、児童福祉法の措置入所となる場合や他のサービスの利用となる場合もあり、平成27年度以降、利用実績はありません。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	11	11	11	11	11
実績	0				
確保方策（延人／年）	50	50	50	50	50

【確保方策の内容】

本市における供給量は充足していると考えられますが、利用者のニーズに対して支援が的確にできるように努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【利用対象者】

生後4か月までの乳児がいる家庭

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じるほか、母子保健サービスの情報提供等を行います。

【本市の取組と実績】

こども家庭センターにおいて対応しています。

継続的支援が必要と判断した場合は、養育支援訪問等の実施により継続して支援を行っています。また、里帰り出産をされた方は里帰り先の自治体で訪問が受けられるよう調整しています。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	2,172	2,168	2,166	2,167	2,170
実績	1,875				
確保方策(実人／年)	市保健師及び委託助産師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師及び委託助産師による訪問を実施するとともに、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

(6) 養育支援訪問事業

【利用対象者】

養育支援が必要な家庭

【事業内容】

こどもの発育や発達及び子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭等、養育支援が必要な家庭に保健師が訪問し、保護者が適切な育児ができるよう支援を行います。

【本市の取組と実績】

健康づくり推進課（保健センター）において対応しています（令和8年度からはこども家庭センター（保健センター）において対応）。

令和7年度は416人の利用実績となっています。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人／年）	428	421	419	417	415
実績	416				
確保方策（実人／年）	市保健師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【提供対象者】

就学前児童とその保護者

【事業内容】

地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

【本市の取組と実績】

保育所（園）や認定こども園に併設されている地域子育て支援センター14 か所と子育てサロン5か所で実施しています。

令和7年度の利用実績は、子育てサロン（「子育て相談」、「子育て講座」、「子育てひろば」の参加者数）が延べ42,049人、地域子育て支援センター（「子育て講座」の参加者数）は、延べ18,219人となっており、十分な提供体制は確保できている状況です。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策（単位）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）		60,321	61,564	62,807	64,050	65,293
実績		60,268				
確保方策 （か所）	子育てサロン	5	5	5	5	5
	地域子育て支援センター	14	14	14	14	14

【確保方策の内容】

市内14か所の地域子育て支援センター及び5か所の子育てサロンにおいて、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。地域子育て支援拠点がない地域については、隣接する地域での対応を図ります。

(8) 一時預かり事業

【提供対象者】

就学前児童とその保護者

【事業内容】

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育ステーション、地域子育て支援センター、幼稚園、認定こども園等において、一時的な預かりを行います。

【本市の取組と実績】

幼稚園型（在園児）については、幼稚園及び認定こども園で実施し、「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の実施等を含め長時間預かりに対応しています。

幼稚園型以外（在園児除く）については、地域子育て支援センター及び保育ステーション、ファミリー・サポート・センター事業において実施しています。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりの利用実績は増加をしており、令和7年度で延べ218,124人となっています。また、幼稚園型以外（在園児除く）の利用実績は、令和7年度で保育ステーションが延べ7,852人、地域子育て支援センターが延べ4,766人、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児分）が延べ1,693人となっています。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

一時預かり（幼稚園型）					
量の見込み／確保方策 （単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	203,574	198,664	190,112	186,421	183,025
実績	218,124				
確保方策（延人／年）	203,574	198,664	190,112	186,421	183,025
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[見込み量]（人）	981	981	981	981	981
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[定員]（人）	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155
一時預かり（幼稚園型以外）					
量の見込み／確保方策 （単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	13,656	13,793	13,931	14,070	14,211
実績	14,311				
確保方策（延人／年）	40,605	40,605	40,605	40,605	40,605

【確保方策の内容】

ニーズの見込みに対しては既存施設での対応を図るとともに、地域の実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

(9) 病児保育事業

【提供対象者】

病気のある児童

【事業内容】

児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

【本市の取組と実績】

市内2か所にある病児保育室及び緊急サポートセンター埼玉で実施している「緊急サポート事業」で対応しています。

供給量は確保できているものの、利用のしやすさに地域差があることから、地域のニーズに沿った提供体制を確保するために、令和8年度に市内3か所目の病児保育室を開設しました。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)		909	1,022	1,145	1,264	1,381
実績		964				
確保方策 (延人／年)	病児保育	2,700	4,100	4,100	4,100	4,100
	ファミサポ (病児対応型)	104	104	104	104	104

【確保方策の内容】

児童の病気等の急変等による緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設又はファミリー・サポート・センター（病児対応型）において実施します。

また、市民が利用しやすい方法について検討します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【提供対象者】

子育て家庭

【事業内容】

児童の送迎や預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と、援助を行うことを希望する市民（提供会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。

【本市の取組と実績】

越谷市社会福祉協議会内に設置されているこしがやファミリー・サポート・センターが窓口となっています。

令和7年度は延べ1,401人の利用実績となっています。

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	2,215	2,232	2,249	2,265	2,282
実績	1,401				
確保方策(延人／年)	2,215	2,232	2,249	2,265	2,282

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、援助する会員の確保に努めるとともに、提供会員と両方会員の増加を図ります。

(11) 妊婦健康診査

【提供対象者】

妊婦

【事業内容】

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付します。

【本市の取組と実績】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

令和7年度の母子健康手帳の交付実績（別冊交付も含む）は2,254人となっています。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人／年）	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
実績	2,254				
確保方策	全国の産科医療機関、助産院において実施				

【確保方策の内容】

埼玉県と委託契約を行っている医療機関等は委託契約、その他の医療機関等は償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めます。産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。

(12) 産後ケア事業

【提供対象者】

家族等から十分な家事や育児の援助が受けられず、出産後に心身の不調や育児不安のある母親と1歳未満の子ども（ただし、母子ともに入院加療が必要と診断されていない方、感染性疾患に罹患していない方）

【事業内容】

訪問型、宿泊型、通所型の3種類のサービスがあります。助産所・産科医療機関等で、対象者に対し、健康管理・乳房ケア・授乳指導・育児手技指導・育児相談等を実施します。

宿泊型・通所型については、食事の提供や療養支援（乳児保育）も含みます。

【本市の取組と実績】

こども家庭センターにおいて利用相談・申請を受け付け、利用の承認を行います。

令和7年度は124人（延べ人数で342人）の利用実績となっています。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	234	304	304	304	304
実績	342				
確保方策（延人／年）	産科医療機関・助産院において実施				

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、市内の受け入れ助産所等の確保に努めます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【提供対象者】

子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

【事業内容】

訪問支援員が、対象となる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【本市の取組の方針】

児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により支援が必要な家庭に対して、ヘルパー等の訪問支援員が訪問し、家事や子育て等の支援を行います。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	31	62	62	62	62
実績	3				
確保方策	支援員による訪問				

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、外部委託等により実施し、サービスを提供できる事業体制整備を行い、支援の充実に努めます。

(14) 親子関係形成支援事業

【提供対象者】

親子関係に不安を抱える保護者と子ども

【事業内容】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【本市の取組の方針】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者向けに講座を開催し、子どもへの伝わりやすい伝え方、褒め方、注意の仕方などを講義やロールプレイを通して学びます。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	10	20	20	20	30
実績	12				
確保方策	講座を開催				

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、事業の外部委託を検討し、講座の実施回数の増加と内容の充実に努めます。

(15) 実費徴収に係る補足給付事業

【提供対象者】

保護者と保護者の同一世帯に属する方で、市民税所得割額の合計が77,101円未満の方所得階層に関わらず、小学校3年生以下のこどものうち、3番目以降のこどもが幼稚園に在籍する方

【事業内容】

各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【本市の取組と実績】

従来型幼稚園に通う低所得世帯等のこどもの食材料費（副食費）に対する補助を行います。

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	573	559	534	523	513
実績	578				
確保方策(延人／年)	573	559	534	523	513

【確保方策の内容】

量の見込みに対応した副食費の補助に努めます。

(16) 児童育成支援拠点事業

【提供対象者】

家庭や学校に居場所のない主に学齢期以降のこどもとその保護者

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、児童等とその家庭へのアセスメントを通して、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。

【本市の取組の方針】

支援が必要な児童等の把握に努めながら、適宜検討してまいります。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供対象者】

新規施設事業者等

【事業内容】

多様な事業者の新規参入を支援するなどにより、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るために実施する事業です。

【本市の取組と実績】

地域の需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるにあたっては、公平性、透明性を確保し、良質なサービスが提供できる事業者を選定するため、公募制を採用しています。

令和8年度に開設予定である市内3か所目の病児保育室の公募にあたっては、病児保育事業の性質から、市内で保育施設を運営する事業者に限らず、市内で医療機関を運営する事業者も公募対象としました。

【確保方策の内容】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等の充実を図るため、事業者の新規参入に対する支援を引き続き実施します。

こども政策について（こどもの権利条例制定）

1 こどもの権利条例とは

参考資料1

地方自治体において、こどもの権利保障に関する基本理念や、権利の具体的な内容、また施策の具体的な制度等について、地方自治体独自に定めるもの

※「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の考え方に基づき策定されることが多い

2 条例制定の目的

- (1) こどもを「権利の主体」として尊重する地域に
こどもを「一人の独立した権利の主体」として尊重し、地域全体でこどもの健全な成長を支え合う土壌を育む
- (2) 社会的課題に対する支援の総合的・継続的・安定的な推進
条例により規定することで、複雑多様化するこどもを取り巻く環境に対して、支援の総合的・継続的・安定的な推進を担保する

3 他自治体の制定状況

令和7年4月1日現在、全国81の自治体において、こどもの権利に関する条例が制定されており、自治体によってその内容は異なる

例) 条例の内容 (基本理念のみ規定、施策・事業のみ規定、どちらも規定)
こどもの定義 (18歳未満とする、心身の発達過程にある者とする)
権利の数 (条約と同様に4つとする、自治体独自の権利も規定)
役割・責務 (誰を対象に役割・責務を規定するか、役割・責務の内容)

4 条文の主要な構成要素

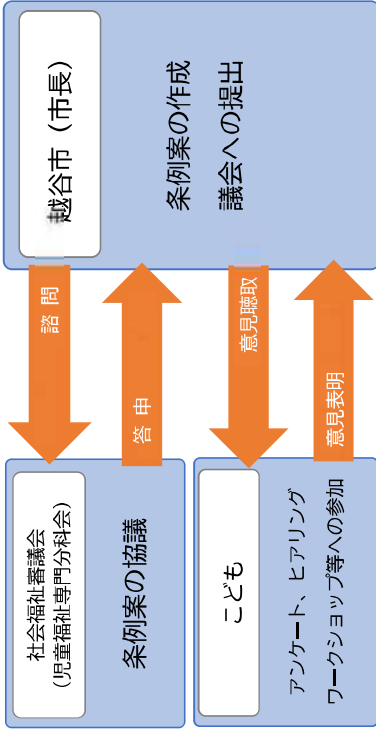
参考資料2

- ① 前文
 - ② 目的
 - ③ 定義
 - ④ 具体的な権利
 - ⑤ 各主体の役割・責務
 - ⑥ 施策や事業の内容
- 社会的意義や決意、メッセージを宣言
条例の目的
対象とするこどもなどについて年齢等による定義
条約の4原則や地域独自の権利
自治体・おとも・こども・地域などの役割・責務
権利保障のための施策や事業について列挙

5 越谷市こどもの権利条例制定の方針

- (1) こどもの「意見」を聴きながら制定を進める
- (2) こどもの定義は「心身の発達過程にある者」とする
- (3) 基本理念 + 施策・事業についても規定する

6 制定に向けた体制



7 今後のスケジュール (案)

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
R8	事例調査研究	[分科会]概要報告 ※本日の会議	こどもの意見聴取 こどもの意見表明	諮問 [分科会]構成の検討
R9	[分科会]構成の検討	こどもの意見聴取 こどもの意見表明	[分科会]内容の検討	[分科会]素案の検討
R10	[分科会]素案決定	パブリックコメント	[分科会]最終案決定 答申	議案上程
R11	条例施行 事業実施			

8 (参考) こどもの権利保障に関する越谷市の取組について

参考資料3

- (1) こどもの意見表明・意見聴取に関する事業
- (2) こどもの居場所づくりに関する事業

参考資料1 こどもの権利に関する基本的な考え方

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

平成元年（1989年）に国連で採択され、日本は平成6年（1994年）に批准した。
世界中のすべての子ども（18歳未満）が持つ権利を保障する国際条約。

■ 4つの一般原則

条約の土台となる重要な4つの考え方

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：日本ユニセフHP

こども基本法

令和5年（2023年）4月1日に施行された。こども政策を総合的に推進するための基礎となる法律。

■ こどもの定義

心身の発達の過程にある者（年齢による区分はしない）

■ 6つの基本理念（子どもの権利条約の趣旨+α）

① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。	④ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。	⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。	⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

出典：こども家庭庁HP

こどもを「保護される対象」としてだけでなく「独立した権利の主体」として尊重し、その声を対等に聴く姿勢が求められる

参考資料 2

県内他自治体のこどもの権利条例について

構成要素	ふじみ野市 (R 4. 4. 1 施行)	北本市 (R 4. 1 0. 1 施行)	三芳町 (R 6. 1 2. 1 3 施行)	鴻巣市 (R 7. 4. 1 施行)
① 前文 ※ <u>理念や考え方は共通で規定</u> <u>その他、地域性のある表現や</u> <u>こどもの意見を載せる条例も</u>	「理念や考え方」、「体力向上」、「大人に手本を見せてほしい、大人に自分の意見を聴いてほしい」	「理念や考え方」	「理念や考え方」、「平地林に代表される美しい自然」、「悠久の歴史・文化」、「持続可能な未来」	「理念や考え方」、「ひな人形と花のまち」、「荒川や田園風景の自然に囲まれた中での成長」
② 目的	省 略			
③ 定義 ※ <u>こども基本法制定後は年齢で区分しない条例も多い</u>	18歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある者	18歳未満の者、又はこれと等しく権利を認めるのが適当な者	18歳未満の者、その他これらと等しく認めることが適当な者	新生児期から青年期までの者で、心身の発達過程にあるもの
④ 具体的な権利 ※ <u>条約の4原則が基本</u> <u>独自の規定がある条例も</u>	生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利等	安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、守られる権利、参加する権利等	命が守られ成長できること、差別のないこと、子どもにとって最もよいこと、子どもの意見が尊重されること	安心して生きる権利、心身ともに豊かに育つ権利、自分を守り・守られる権利、意見の表明及び参加する権利
⑤ 各主体の役割・責任 ※ <u>市だけ責務とする条例も</u>	こども、保護者、住民、施設、事業者の役割、市の責務	市、保護者、施設、市民、こどもの役割	大人の共通役割、町、保護者、住民、施設、事業者の役割	市、保護者、住民、施設の責務
⑥ 施策や事業の内容 ※ <u>多くの自治体で規定</u> ・ <u>意見表明、社会参画</u> ・ <u>こどもの居場所づくり</u> ・ <u>いじめの防止、救済</u>	意見表明及び社会参加の促進、子育て家庭への支援、配慮を要することもその家庭への支援、虐待・いじめ体罰からの保護、有害・危険な環境からの保護、相談体制の充実、こどもの体力向上、自由な外遊びの場の確保、保護者の責任ある見守り	普及啓発、意見表明・社会参加機会の確保、子ども会議の設置、虐待・体罰・いじめの防止、特別な配慮が必要な子ども及びその保護者への支援、成長及び発達に資する支援（体験や交流の促進、文化的活動、運動余暇、こどもの居場所、医療、福祉、教育）、権利擁護委員	子どもの居場所づくりの推進、意思表明・参画の促進、安全の確保、権利侵害からの相談と救済、保護者への支援	権利の普及・啓発（このす☆こどもの権利の日）、こどもの居場所の確保、困窮、ヤングケアラー支援、虐待・体罰・いじめ防止、救済、相談窓口の設置

こども性暴力防止法の施行に伴う本市の対応について

資料 6

1 こども性暴力防止法とは

（正式名：学校教育者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律）
令和6年6月26日公布 令和8年12月25日施行

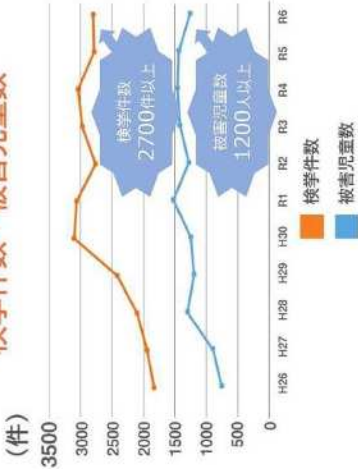
① 制定背景

- ・こどもが性暴力の被害にあうケースが依然として多く存在
- ・性暴力の被害は心身ともに深刻な影響を与え、将来の人生にも悪影響を及ぼす

こどもが主な被害者となった 性犯罪の認知件数（注1）



児童ポルノ犯罪の 検挙件数・被害児童数



出典：こども家庭庁庁支援局総務課 こども性暴力防止法施行準備室 作成資料

② 制定目的

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心身の健全な発達に寄与するもの

③ 内容

こどもに教育・保育を提供する事業者（学校や保育所等の運営者）に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**ことなどを義務付けるもの
（イギリスが始めたDBSを参考に、成立）



① 義務対象事業者

全ての事業者が法に定める措置を実施する

義務がある者

……小中学校、認可保育所、幼稚園、認定こども園、障害児通所支援事業、児童館 など

② 認定対象事業者

国の認定を受け、法に定める措置を実施する者（認定は**任意**）

……学習塾、学童保育、認可外保育所、スポーツクラブ など



※①、②いずれも公立・私立を問わない。

＜「こどももろ」マークを付けられるものの例＞

- ・ 制服
- ・ パフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- ・ 名刺、電子メール
- ・ 受付、玄関ホール、看板
- ・ 求人広告 など

《参考：本法の対象となる従事者の要件》

業務の実態が以下の3要件全てを満たす場合に、本法の対象となる。
（当該業務の実態に応じて、事業者が判断する。）



(所管条例、指導監督指針等の改正など)

② 認定対象施設・事業 関係

措置等		目的
安全確保措置	初犯対策	予防（ルール作り、研修、相談体制）、発生時対応（調査、被害子どもの保護・支援）
	再犯対策	従事者の特定性犯罪の前科を確認（DBS）
	防止措置	児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、教育・保育等に從事させない
	情報管理措置	情報管理規程の策定、情報管理体制の構築（性犯罪歴情報の厳格管理、漏洩時の報告）

(対応)

公立の認定対象事業は、**原則、認定申請する。**
(義務対象事業と同様の対応)

措置等		目的
民間事業者	施設・事業（公立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)
	施設・事業（私立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)
	施設・事業（私立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)
	施設・事業（私立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)

(対応)

民間事業者に対して、**積極的に認定申請を促していく。**
(本制度の周知、申請に当たっての相談対応など)

《市の対応の方向性》

→ **子ども達が安心してサービスを利用でき、「社会全体が子どもへの性暴力を許さない」という機運の醸成に取り組んでいく。**

3 対象事業者に求められる措置等

措置等		目的
安全確保措置	初犯対策	予防（ルール作り、研修、相談体制）、発生時対応（調査、被害子どもの保護・支援）
	再犯対策	従事者の特定性犯罪の前科を確認（DBS）
	防止措置	児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、教育・保育等に從事させない
	情報管理措置	情報管理規程の策定、情報管理体制の構築（性犯罪歴情報の厳格管理、漏洩時の報告）

4 本市の対応

① 義務対象施設・事業 関係

措置等		目的
越谷市	部局	施設・事業（公立）
	部市長	保育所(17)、児童館(2)、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)
	委員会	小学校、中学校
	委員会	小学校、中学校

(対応)

法の対象となる事業者として、**上記3の各措置を講ずる。**（各施設の法適用となる対象職員の検討、服務規程の作成、本制度の導入の周知など）

措置等		目的
民間事業者	施設・事業（私立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)
	施設・事業（私立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)
	施設・事業（私立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)
	施設・事業（私立）	児童保育、児童発達支援センター(1) ※別途、子ども誰でも通園制度(1)

(対応)

所轄庁として、**民間事業者を指導・監督する。**

児童館・保育所複合化計画について

令和7年度第1回児童福祉専門分科会における報告事項「児童館と保育所の複合化の検討」について、その後の取組状況等を報告するものです。

1 令和7年度の取り組み

- ① 児童館ヒマワリと蒲生保育所、児童館コスモスと桜井保育所を複合施設とする方針について計12回の説明会を実施しました。

回	開催日時	実施場所	対象者
1	5月24日(土)10時	蒲生地区センター	蒲生地区自治会連合会(自治会長)
2	5月25日(日)10時	桜井地区センター	桜井地区連合自治会(自治会長)
3	7月27日(日)10時	蒲生保育所	蒲生保育所在所児童保護者
4	7月27日(日)14時	桜井保育所	桜井保育所在所児童保護者
5	8月18日(月)19時	桜井地区センター	児童館コスモス隣接自治会
6	8月19日(火)19時	蒲生地区センター	児童館ヒマワリ隣接自治会
7	8月31日(日)10時	桜井地区センター	桜井地区住民
8	8月31日(日)14時	蒲生地区センター	蒲生地区住民
9	2月15日(日)10時	蒲生保育所	蒲生保育所在所児童保護者
10	2月15日(日)14時	桜井保育所	桜井保育所在所児童保護者
11	3月17日(火)19時	蒲生地区センター	蒲生地区住民
12	3月18日(水)19時	桜井地区センター	桜井地区住民

- ② 児童館における中高生の希望する居場所機能や、利用者の改修ニーズを把握するため、アンケート調査、ワークショップ及び利用者意見交換会を実施しました。

【アンケート調査】

調査期間	対象者
9月～10月	中高生及び保護者

【ワークショップ】

回	実施日時	実施場所	対象者
1	8月21日(木)10時	児童館コスモス	中高生
2	8月21日(木)13時30分	児童館コスモス	中高生
3	8月22日(金)10時	児童館ヒマワリ	中高生
4	8月22日(金)13時30分	児童館ヒマワリ	中高生

【意見交換会】

回	実施日時	実施場所	対象者
1	9月20日(土)10時	児童館コスモス	児童館利用者
2	9月27日(土)10時	児童館ヒマワリ	児童館利用者

- ③ 児童館及び保育所に勤務する職員から、児童館と保育所の複合化について、意見や要望の聞き取りを、令和7年8月下旬から9月上旬にかけて実施しました。

2 児童館・保育所複合化計画スケジュール

児童館・保育所の複合化に向けてのスケジュール（案）では、児童館ヒマワリと蒲生保育所の複合化を令和8年度から事業（検討業務）に着手（予定）し、児童館コスモスと桜井保育所の複合化は令和13年度から事業（検討業務）に着手する予定です。

年度	児童館ヒマワリ	蒲生保育所
令和8年度	複合化検討業務	施設状況調査（耐震診断）
令和9年度	複合化検討業務 複合化基本設計・実施設計	
令和10年度	複合化基本設計・実施設計	
令和11年度	児童館改修工事	
令和12年度	児童館改修工事	耐震補強設計
令和13年度	複合施設開館（開所）4/1～	耐震改修工事

年度	児童館コスモス	桜井保育所
令和8年度		施設状況調査（耐震診断）
令和9年度		補強設計
令和10年度		改修工事（補強工事）
令和11年度		改修工事（補強工事）
令和12年度		
令和13年度	複合化基本設計	
令和14年度	複合化実施設計	
令和15年度	複合化実施設計	
令和16年度	児童館改修工事	
令和17年度	児童館改修工事	
令和18年度	複合施設開館（開所）4/1～	

令和7年度に実施しました説明会、アンケート調査などの意見を踏まえ、今後の基本設計等に反映してまいります。

こしがや こどもまんなか！フェスティバル（第3回） 開催要項

1 事業名 こしがや こどもまんなか！フェスティバル（第3回）

2 目的

国では、こども基本法を施行し、全てのこども・若者が幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こども大綱において、支援に取り組む団体や企業をはじめ、地域の様々な関係者と行政の共助が必要とされている。

これを踏まえ、こどもや子育て世帯を地域全体で支える機運を醸成し、行政と民間の協働によるこども施策の推進を目的に、「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」を実施する。

3 主催 越谷市

4 後援等(予定) 後援：公益財団法人越谷市施設管理公社

協賛：アカチャンホンポラガーデン春日部店

協力：越谷市私立保育園・認定こども園協会、越谷市私立幼稚園協会
越谷市地域型保育連絡協議会、越谷市子ども会育成連絡協議会
ゆめずかん Ichiba 実行委員会

ボランティア：叡明高等学校及び興学社高等学院新越谷校の学生

5 日時 令和8年10月3日（土）午前10時から午後3時

※少雨決行・荒天時一部中止

6 会場 越谷市役所各広場及びエントランス棟 等

7 主な企画（予定）

こども 市長にものもうす！	ふれあい動物コーナー
赤ちゃんハイハイレース	こども食堂の周知・販売
プレーパーク	妊婦体験
マルシェ・お仕事体験	ミニサッカーコーナー
ジュニアリーダー縁日	教育・保育関係協会ブース（3団体）
クイズラリー	クワイエフォトブース
ガーヤちゃん記念撮影	

きっと見つかる わたしらしさ



【支援者向け】

越谷市 ヤングケアラー支援の手引き

～ 気づきから支援まで ～

令和8年4月

目次

1. はじめに.....	2
2. ヤングケアラーとは	3
3. こどもの権利とヤングケアラー.....	4
4. 越谷市のヤングケアラー支援	5
5. ヤングケアラーへの気づき.....	8
6. ヤングケアラー支援の具体的な流れ.....	9
7. ヤングケアラーを支える関係課所と関係機関	10
[参考]チェックリスト～気づきのポイントの一例～	11
ヤングケアラーにかける具体的な言葉(声かけ例).....	15
ヤングケアラーと信頼関係を築くポイント	16

「こども」表記について

特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いていますが、法令等に根拠がある場合は、「子ども」を用いています。

1. はじめに

埼玉県では令和2年3月、全国で初めてケアラー支援条例が制定され、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すことが示されました。

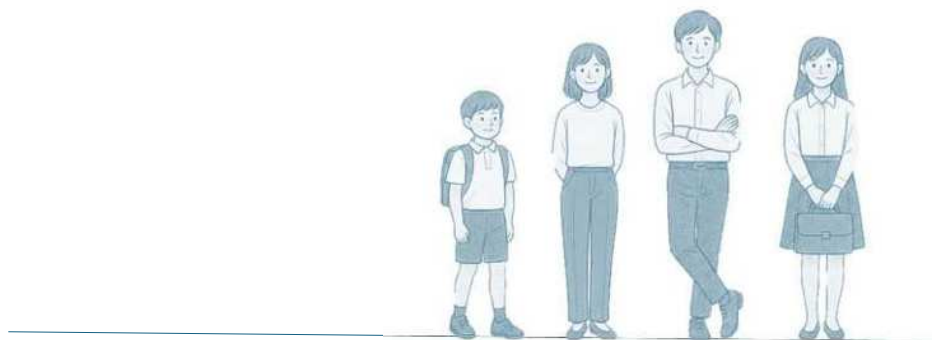
国においては、令和4年度から「ヤングケアラー支援体制強化事業」により、地方自治体での実態調査や関係機関向けの研修、支援体制の構築を促進してきました。

しかし、ヤングケアラー支援の法的位置づけが明確でないことに加え、どこがどのような支援を担うのかが示されておらず、自治体ごとに取組の進捗や支援内容に差が生じているのが現状でした。

令和6年には、子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象であることが明記されました。

ヤングケアラーの支援は、児童福祉、生活福祉、高齢者福祉、障がい福祉、保健・医療、教育などの分野や地域が緊密に連携し、家族全体を支援していく必要があります。本市の関係機関と各専門分野の機関が、連携して取組むことが不可欠です。

そこで本市では、関係機関等がヤングケアラーへの理解を深め、適切な支援につなげていけるよう、本手引きを作成しました。本手引きが広く活用され、周知を通じて、こどもの権利と安全を守るための一助となれば幸いです。



2.ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義しています。

「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合をいいます。支援対象であるかの判断を行うにあたっては、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、こども・若者の最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要です。

ヤングケアラーの対象年齢は、こども期(18 歳未満)に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね 30 歳未満を中心としており、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ます。

<図:ヤングケアラーの例>



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

引用:こども家庭庁(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

3. こどもの権利とヤングケアラー

こども基本法では、日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

ヤングケアラーを含むすべてのこどもの権利を守ることを目的としており、ヤングケアラー支援もその一環として位置づけられています。

ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことにより、本来であればできるはずの「自分がやりたいこと」が制限され、その結果、守られるべき、こども自身の権利が侵害されている可能性があります。そのため、ヤングケアラーの課題を正しく理解し、こどもの権利を大切に考えることが重要です。ヤングケアラーは、子どもの権利条約とも深く関連します。

子どもの権利条約 “基本の4つの原則”



差別の禁止 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 子どもにとって最もよいこと

子どもに直接・間接に関わることが決められ、行われるときは、「子どもが一番大切にしていること・最もよいこと」を第一に、子どもと一緒に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた大切な力を十分にその子のペースで育めるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重 意見を表明し参加できること

子どもは自分にかかわるあらゆることについて、自由に意見を表すことができ、おとなはそれを子どもの発達に応じて真剣に受けとめ、一緒に考え行動していきます。



引用:こども家庭庁(<https://kodomokihonhou.jp/rights//>)

POINT 🖐️「お手伝い」と「ヤングケアラー」の違いは？

「お手伝い」と「ヤングケアラー」は、こどもの年齢や発達段階に応じた、無理のない範囲でケアを行っているかどうかによって区別されます。

ただし、こどもの能力や家庭環境はさまざまであるため、画一的に線引きすることは難しい場合があります。そのため、こどもがケアの役割を担うことを「拒否」できるかどうか、ひとつの目安となります。

4. 越谷市のヤングケアラー支援

ヤングケアラーやその家族が抱える課題は複雑で、求める支援は多岐にわたり、一つの機関で解決を図ることは困難です。そのため、関係機関等と連携した支援が必要です。

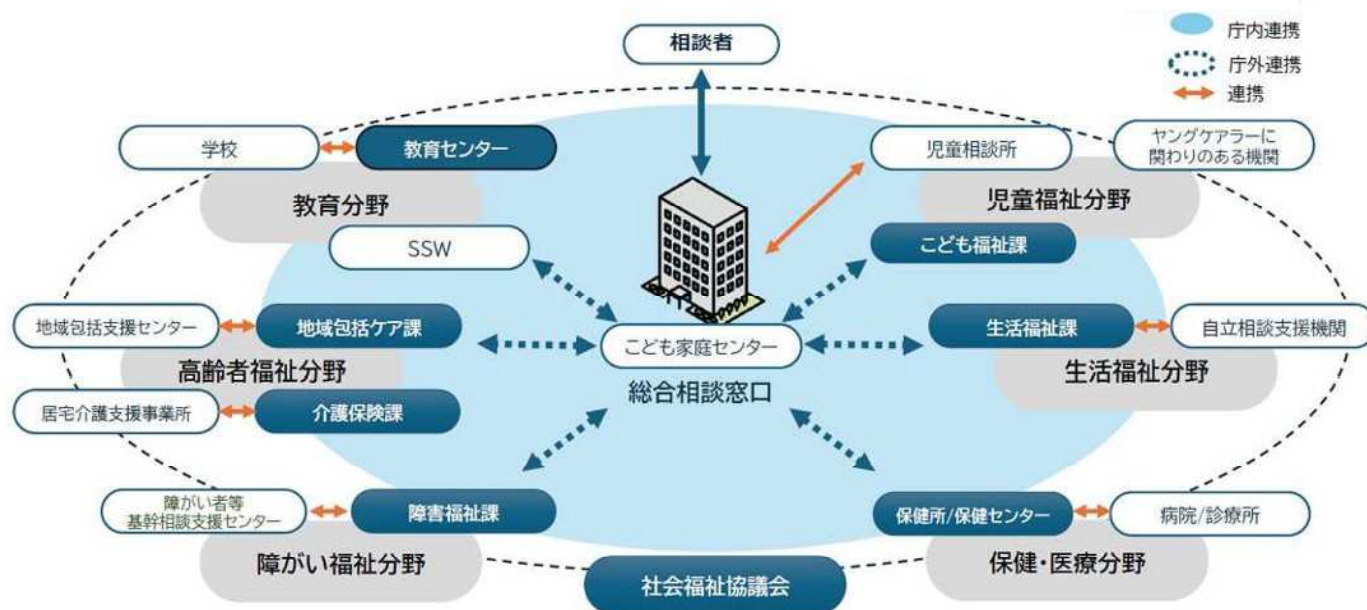
1 ヤングケアラー相談窓口の設置

- ✓ 「こども家庭センター」がヤングケアラーの相談窓口となります。
- ✓ 相談窓口の設置により、ヤングケアラーやその家族、関係機関等からの相談(情報)を集約することができます。

相談窓口	電話番号	受付時間
越谷市こども家庭センター	048-963-9319	8:30~17:15

ヤングケアラー支援体制

こども家庭センターへ相談すれば、適切な機関へつながる



POINT 🖐️「介入が難しい」場合…

ヤングケアラーやその家族が、支援を望まないことや、支援に対して抵抗感を示すことがあります。その場合には、まずヤングケアラーやその家族の気持ちを尊重し、困ったことがあったときに気軽に相談できるような信頼関係を築くことが大切です。

2 ヤングケアラー・コーディネーター(YCC)の役割

- ✓ ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、「こども家庭センター」では、ヤングケアラー・コーディネーター(YCC)を中心に支援を行っています。
- ✓ 個々の相談に応じ、ヤングケアラーやその家族の気持ちに寄り添い支援を行います。
- ✓ ヤングケアラー・コーディネーター(YCC)は、ヤングケアラーに関する知識だけでなく、児童福祉、生活福祉、高齢者福祉、障がい福祉、保健・医療、教育などの、制度を広く理解し、関係機関等との連携を担います。そのため、組織横断的な連携による支援が行えるよう、社会福祉士等の資格を有する専門職が総合的なコーディネートを行います。

【ヤングケアラー・コーディネーター(YCC)が行う業務】

相談支援・助言	ヤングケアラーやその家族からの相談だけでなく、関係機関等からのヤングケアラーに関する相談に対し、家庭の状況に応じて、相談支援・助言等を行う。
サポートプランの作成	ヤングケアラーやその家族と一緒にサポートプラン(支援計画)を検討し、作成する。
関係機関・地域との連携	ヤングケアラー支援に必要な福祉サービス、民間団体・地域の資源を把握し、連携を図る。
研修・啓発活動	関係機関・地域等を対象とした研修を企画・実施をする。

POINT 🖐️「サポートプラン」とは？

サポートプランは、ヤングケアラーやその家族の「困っていること」「気になっていること」について、ヤングケアラー・コーディネーター(YCC)と一緒に課題を整理し、何を解決していけたら良いかを明らかにしていくためのツールです。

ヤングケアラーやその家族が、必要な支援を受けられるように、サポートプランを活用します。

3 越谷市要保護児童対策地域協議会を活用

ヤングケアラーやその家族から困りごとの表明がなく、支援を拒否している場合でも 公的な介入が必要と判断したときには、児童福祉法に規定されている要保護児童対策地域協議会を活用し、リスク評価や緊急度について検討します。

越谷市要保護児童対策地域協議会実務者会議は、要保護児童等(※)の適切な保護、支援等を行うために、児童相談所や警察、関係課などと連携し、支援状況や方針を共有・確認をする会議です。こども家庭センターが調整役となり、月1回の実務者会議を開催しています。また、年1回の代表者会議では、協議会が適切に運営されるための協議や情報交換を行います。※要保護児童等とは、さまざまな事情(児童虐待等)から保護や支援が必要であることものを言います。

代表者会議構成機関	
1	越谷市医師会
2	埼玉県越谷児童相談所
3	越谷警察署
4	さいたま地方法務局越谷支局
5	越谷市民生委員・児童委員協議会
6	越谷人権擁護委員協議会越谷部会
7	越谷市私立幼稚園協会
8	越谷市私立保育園・認定こども園協会
9	越谷市教育委員会
10	越谷市保健医療部
11	越谷市こども家庭部
12	越谷市女性・DV 相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)
13	埼玉県助産師会越谷地区
14	越谷市地域型保育連絡協議会
15	その他市長が指定する機関等
実務者会議構成機関	
1	埼玉県越谷児童相談所
2	越谷警察署
3	越谷市教育委員会
4	越谷市女性・DV 相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)
5	越谷市保健医療部保健総務課(こころの健康支援室)
6	越谷市こども家庭部保育施設課
7	越谷市こども家庭部保育支援課
8	越谷市こども家庭部こども家庭センター(家庭児童相談室を含む)
9	特定非営利活動法人子育てサポーター・チャオ

5. ヤングケアラーへの気づき

ヤングケアラーは、家庭内の問題が「よくあること」や「家族だから当然」と捉えられがちで、その小ささ・些細さゆえに表面化しにくいという特徴があります。変化を早期にキャッチし、周囲の大人が気づくことが重要です。ヤングケアラーに気づいたら一人で抱え込まず、まずは、「こども家庭センター」のヤングケアラー・コーディネーター(YCC)にご相談下さい。

◆気づきのポイントとして、以下の例を参考にしてください。

- ・ 介護・家事・保護者の代替など、こどもが世話や役割を担っている様子
- ・ 学校等での遅刻・欠席の増加、疲れや集中力の低下
- ・ 表情や言動の変化、友人関係の希薄化など

(参考)P11～「チェックリスト～気づきのポイントの一例～」

◆これらのことに気づいた場合でも、**一方的に「困っている。」と判断するのではなく、状況を丁寧に確認**することが大切です。

- ・「最近、眠れている？ごはんは食べられている？」と生活の基盤をやさしく確認する。
- ・「放課後や休みの日、自分の時間はとれている？」と時間の奪われやすさに触れる。
- ・「家でどんなお手伝いをしている？大変なときはどんなとき？」と事実を丁寧に聴く。

(参考)P15～「ヤングケアラーにかける具体的な言葉(声かけ例)」

P16～「ヤングケアラーと信頼関係を築くポイント」

POINT 🖐️「気づいたら」そのままにしない

ヤングケアラーかも…と思ったら、本人の同意が得られない場合であっても、重篤化・深刻化の予防という観点から、個人情報を除く情報をヤングケアラー・コーディネーター(YCC)と共有し、対応方法を一緒に検討することが重要です。

6. ヤングケアラー支援の具体的な流れ

ヤングケアラーを適切な支援に繋げるため、「気づく」「つなぐ」「支援する」「見守る」の段階に分けた対応を心がける必要があります。



7. ヤングケアラーを支える関係課所と関係機関

ヤングケアラー支援にあたっては、「児童福祉」、「生活福祉」、「高齢者福祉」、「障がい福祉」、「保健・医療」、「教育」の各分野の相談窓口や、社会福祉協議会等との情報共有を進めるとともに、地域との連携を図ることが大切です。

「こども家庭センター」のヤングケアラー・コーディネーター(YCC)が中心となり、関係機関等と連携しながら、ヤングケアラーやその家族の気持ちに寄り添い支援を行います。

【主な連携先】

分野	所属	内容	連絡先
生活福祉	生活福祉課	生活保護制度全般に関する相談、生活困窮者自立支援事業に関する相談	048-963-9162
高齢者福祉	地域包括ケア課	高齢者に関する総合相談(介護予防、権利擁護、成年後見制度) 地域包括支援センターに関すること 家族介護支援(ケアラー)に関すること	048-963-9163
	介護保険課	介護保険制度(介護支援ボランティア制度※及び地域包括支援センターに関するものを除く)に関すること	048-963-9169
障がい福祉	障害福祉課	障がい者に係る相談、支援等に関すること	048-963-9164
保健・医療	保健総務課 こころの健康支援室	こころの健康相談 ひきこもり相談支援 自殺予防に関する相談	048-963-9214
	健康づくり推進課	健康増進に関すること	048-960-1100
	感染症保健対策課	難病等に係る疾病対策及び医療給付等に関すること	048-973-7531
児童福祉	こども家庭センター	母子保健に関すること、児童福祉法等に定める相談、支援および措置に関すること、ヤングケアラー(青少年相談も含む)に関すること	048-963-9319
	こども福祉課	障がい児に係る相談、支援等に関すること	048-963-9172
	こども政策課	こども家庭相談室(①児童館コスモス②ヒマワリ) 児童の健全な遊びや家庭内及び地域における児童の養育問題についての相談及び助言を行う	① 048-978-1515 ② 048-986-3715
教育	教育センター	幼児、児童および生徒に係る教育相談に関すること	048-962-3894
関係機関	社会福祉協議会 相談支援課	福祉に関する総合相談 重層的支援体制整備事業に係る取組	048-966-3411

※介護支援ボランティア制度の所管課は高齢福祉課です 連絡先:048-963-9187

【参考】チェックリスト ～気づきのポイントの一例～

■福祉分野

こどもがケアをしている
☐ 家庭訪問等の際に、食事づくりや買い物、洗濯などの家事をしている
☐ 日本語の苦手な家族、聴覚障がいのある家族等の通訳をしている
☐ 家族の感情面のサポートをしている
☐ 家計を支えるために就職やアルバイトをしている
☐ 来所相談時や家庭訪問時に傍にいる
ケアによる影響と思われるこどもの様子
☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
☐ 感情の起伏が激しい、または、感情を出さない
☐ 周囲の人に気を遣いすぎる、しっかりしている
☐ 年齢に不相応な受け答え(年齢よりも幼い、または大人びている)
☐ 自分の事を話したがない、質問などをすると話をすり替える
☐ 物や支援を欲しがらない
☐ 家族の顔をうかがっている
☐ 不登校である、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
☐ 時に家族と大ゲンカや家出をしていることがある
こどもが必要な世話をされていない様子
☐ 身なりが整っていない
☐ 食事の世話がされていないようである
☐ 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである
☐ 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである
保護者・家族の様子
☐ 介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
☐ 多子世帯 若いこども(きょうだい)がいる
☐ 経済的に困窮している
☐ 日本語が母語でない家族がいる
☐ 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる
☐ 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている
☐ 手続きの遅れや漏れ等がある
☐ 家事等ができないことで、こどもに影響が出ないかを心配している
☐ 家族の世話について、こどもをあてにしている
☐ 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
☐ 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

■学校

ケアによる影響と思われるこどもの様子
☐ 元気がなく表情が乏しい、精神的に不安定である
☐ 欠席、遅刻、早退が多い 不登校傾向もしくは不登校である
☐ 部活に入っていない、休みがち、遅刻、早退が多い
☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
☐ 宿題や課題の提出漏れや遅れがある
☐ 保健室で過ごしていることが多い
☐ 授業中の集中力が欠けている 居眠りをしていることが多い
☐ 学力が低下している
☐ 単位の取得が滞っている 中退のおそれがある(高校生)
☐ 持ち物がそろわない、学校で使用するものを用意してもらえない
☐ 友人関係が希薄、ひとりであることがある 非行等がみられる
☐ 家族に関する不安や悩みを口にしている
☐ 年齢に比べ、しっかりしている様子がみられる(精神的成熟度が高い)
☐ 周囲の人に非常に気をつかう
こどもが必要な世話をされていない様子
☐ 極端に痩せてきた(太ってきた) 給食の過食傾向にある
☐ 生活リズムや身だしなみが整っていない
☐ 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである
こどもがケアをしている様子
☐ 家族の付き添いや介助をしている、幼いきょうだいの送迎や世話をしていることがある
☐ 家族の感情面のサポートをしている
☐ 面談等で通訳をしたり、保護者の代わりに金銭管理をしている
☐ 生活ノートに家族等のケアをしていることが書かれている
☐ 生活のために過度なアルバイトをしている、生活のために就職を希望している
保護者・家族の様子
☐ 介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
☐ 多子世帯 幼いこども(きょうだい)がいる
☐ 日本語が母語でない家族がいる
☐ 保護者が多忙である、経済的に困窮している
☐ 学校諸経費の納入が遅れる 滞納や未払いがある
☐ 授業参観や保護者面談を欠席する

■保健・医療分野

こどもがケアをしている様子
☐ 医師の往診、看護師の訪問看護、保健師の家庭訪問等の際に、食事づくりや洗濯などの家事、家族の介護等をしている姿を見かける
☐ きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
☐ 家庭訪問時に傍にいて病状の説明や要望伝達をする、認知症の家族の見守りを行う、車いすを押す、買い物を手伝う等家族の付き添いをしている
☐ 通院の同行介助、薬の受け取り、電話でのやり取り、日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳等家族のサポートを担っている
☐ 病気を悲観する家族や大声を出したり泣き出したりする家族をなだめたり、障がいを持つきょうだいを励ますなど、感情面のサポートをしている
ケアによる影響と思われるこどもの様子
☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
☐ 感情の起伏が激しい、または、感情を出さない
☐ 家族の病状からくる暴言や暴力等のつらい体験にも気丈にふるまい、周囲の人に気を遣いすぎる
☐ 年齢に不相応な受け答え(年齢よりも幼い、または大人びている)
☐ 自分の事を話したとらない、質問などをすると話をすり替える
☐ 物や支援を欲しがらない
☐ 家族の顔色をうかがっている
☐ 診察時の様子から、体調不良の背景に家庭環境などの要因が推測される
☐ 遅刻や学校にきちんと行けていない様子がみられる
☐ 以前はよくこども同士で交流があったのに、学校行事、部活動、地域の集まり等に参加しなくなった
☐ 時に家族と大ゲンカや家出をしていることがある
こどもが必要な世話をされていない様子
☐ 身なりが整っていない
☐ 食事の世話がされていないようである
☐ 平均よりも痩せている
☐ 学校に提出する書類や保育所(園)に通うきょうだいの準備等をするしっかり者である
☐ 役所等とのやり取りをし、書類の提出等を行っている
保護者・家族の様子
☐ 家庭訪問時に家の中やこども部屋が散らかっている、着られなくなった服なども放置されている
☐ 手続きの遅れ・漏れ等がある
☐ 家族の世話について、こどもをあてにしている
☐ 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
☐ 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

■地域(ピアサポート・民間支援団体・非営利団体・NPO 法人、こども食堂・学習支援等民間支援団体、民生委員・児童委員、児童館、学童、保育所(園)、自治会、企業 等)

こどもがケアをしている様子
☐ 車いすを押したり、買い物を手伝ったり、家族の介護や付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
☐ 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている
☐ 大声を出したり泣き出したりする家族をなだめたり、感情面のサポートをしているところを見かける
☐ 家計を支えるために就職・アルバイトをしている
ケアによる影響と思われるこどもの様子
☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
☐ 様子に気になる点がある
☐ 以前はよくこども同士で交流があったのに、学校行事、部活動、地域の集まり等に参加しなくなった、児童館に来なくなった
☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
☐ 遅刻や学校にきちんと行けていない様子がみられる
こどもが必要な世話をされていない様子
☐ 身なりが整っていない
☐ 食事の世話がされていないようである
☐ 学校に提出する書類や保育所(園)に通うきょうだいの準備等をするしっかり者である
☐ 役所等とのやり取りをし、書類の提出等を行っている
保護者・家族の様子
☐ 家庭訪問時に家の中やこども部屋が散らかっている

参考：東京都ヤングケアラー支援マニュアル令和5(2023)年3月発行

ヤングケアラーにかかる具体的な言葉(声かけ例)

安心と尊重が伝わる短い言葉から始め、評価や指示を避けて、「見ている」「味方である」ことを示すことが大切です。まずは、評価せずに相手の話を聴く「傾聴」から始めましょう。雑談を通じて、相手の立場に寄り添いながら最後まで話を聴くことが、信頼の土台となります。

「見てくれる人がいる」と感じられることが、安心感や力につながります。たとえ短い声かけでも、継続することが重要です。状況を丁寧に把握し、本人の同意を得ながら、必要に応じて適切な相談先へつなぐ姿勢が望めます。

■はじめの声かけ

「最近、眠れている？ごはんは食べられている？」と生活の基盤をやさしく確認する。

「ここは安全な場所。話したくなったらいつでも聞くよ。」と安心の枠を示す。

「家のことで頑張ってるの、ちゃんと気づいているよ。」と“見ている”メッセージを伝える。

■学校・日常の様子に寄り添う

「放課後や休みの日、自分の時間はとれている？」と時間の奪われやすさに触れる。

「最近、友だちと遊んでいる？宿題やテストで困っていることはある？」と具体的に聴く。

「しんどい日はあるよね。そのままの気持ちで大丈夫だよ。」と感情を正当化する。

■家事・ケア内容をそっと確認

「家でどんなお手伝いをしている？大変なときはどんなとき？」と事実を丁寧に聴く。

「きょうだいの送り迎えや通訳もある？時間が足りない感じはある？」と多様なケアに配慮する。

「一人で全部やらなくていい。分けられることは一緒に考えよう。」と分担の視点を提示する。

■安心と同意を重視したつなぎ

「いまの話はここで止めておくね。誰かに共有する時は一緒に相談しよう。」と情報の扱いを明確化。

「勉強や進路のサポート、時間を作る工夫も一緒に考えられるよ。」とニーズに沿った支援を示す。

「身近に話せる大人や窓口もある。必要なら一緒に行こうか？」とハードルを下げる。

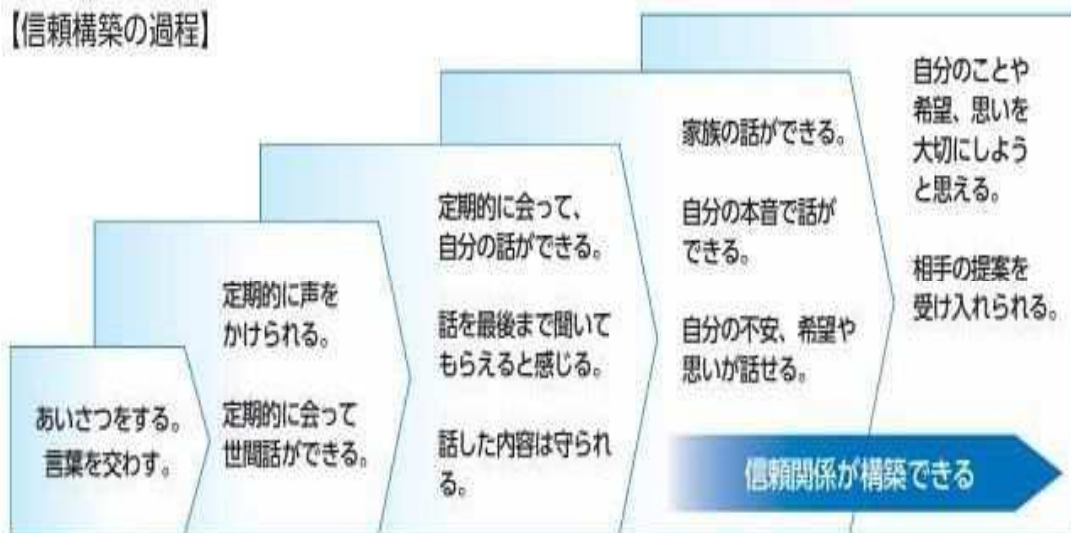
■避けたい言い方(置き換え例つき)

「何かあったら相談してね」だけ→「今ここで話してもいいし、また今度でもいい。どの方法が安心？」

「えらいね・いい子だね」だけ→「毎日続けるのは大変だよ。気づいているよ。」

ヤングケアラーと信頼関係を築くポイント

ヤングケアラーとの信頼関係は、すぐに築ける訳ではありません。関わり続ける過程の中で関係が構築されます。



【信頼関係の構築に向けたヒント】

- 定期的に会って、何気ない会話を重ねる。
- ヤングケアラーのケアに対する想いは多様と認識する。
- ヤングケアラーが担っている役割やケアを否定しない。
- 大人側の価値観で褒めない。押し付けない。
- 知られたくないと考えている場合は、本人の気持ちを汲み取る。
- 時間をとって、じっくり話を聴く。根気強く話を聴く。
- 口を挟まず、最後まで話を聴く。
- 知りえたことは他の人に（家族にも）話さない。話すときは本人に確認する。
- 信頼関係ができるまでは、すぐにアドバイスしない。
（アドバイスが、本人にとっては「注意」と捉えられる可能性がある。）
- いつでも、どんなことでも相談してよいと伝え続ける。
（これからも、継続して理解者・支援者でいることを伝える）

引用：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック（令和5年3月）

越谷市ヤングケアラー支援の手引き

令和8年4月

越谷市こども家庭センター

〒343-8501越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL:048-963-9319

越谷市ヤングケアラー支援の手引きについて

1. 趣旨（概要）

令和6年の法改正によりヤングケアラー支援が法制化されたことを受け、本市では、「早期発見」と「適切な支援体制の構築」を目的として、支援者向けの指針となる本手引きを作成いたしました。

本資料を関係機関へ配布し、地域全体での支援意識の向上と多機関連携の強化を図るものです

2. 作成の経緯

本手引きの作成にあたっては、実効性のある支援フローを確立するため、越谷市要保護児童対策地域協議会（要対協）の構成機関と検討・意見交換を重ねてまいりました。

現場の視点、および「こども家庭センター」を中心とした連携体制を反映させた内容となっております。

3. 公開・掲載先

- ・市ホームページへの掲載



【問合せ】

こども家庭部 こども家庭センター

外線 048-963-9319（内線 2453）

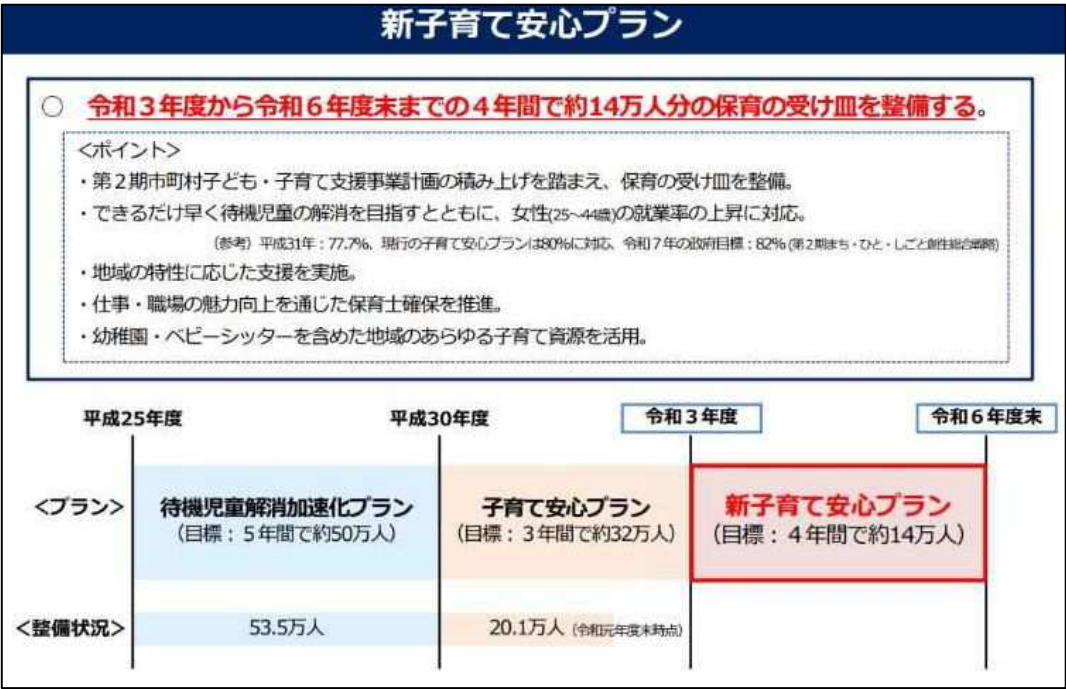
保育基盤について

1 国が進める保育行政について

①待機児童対策

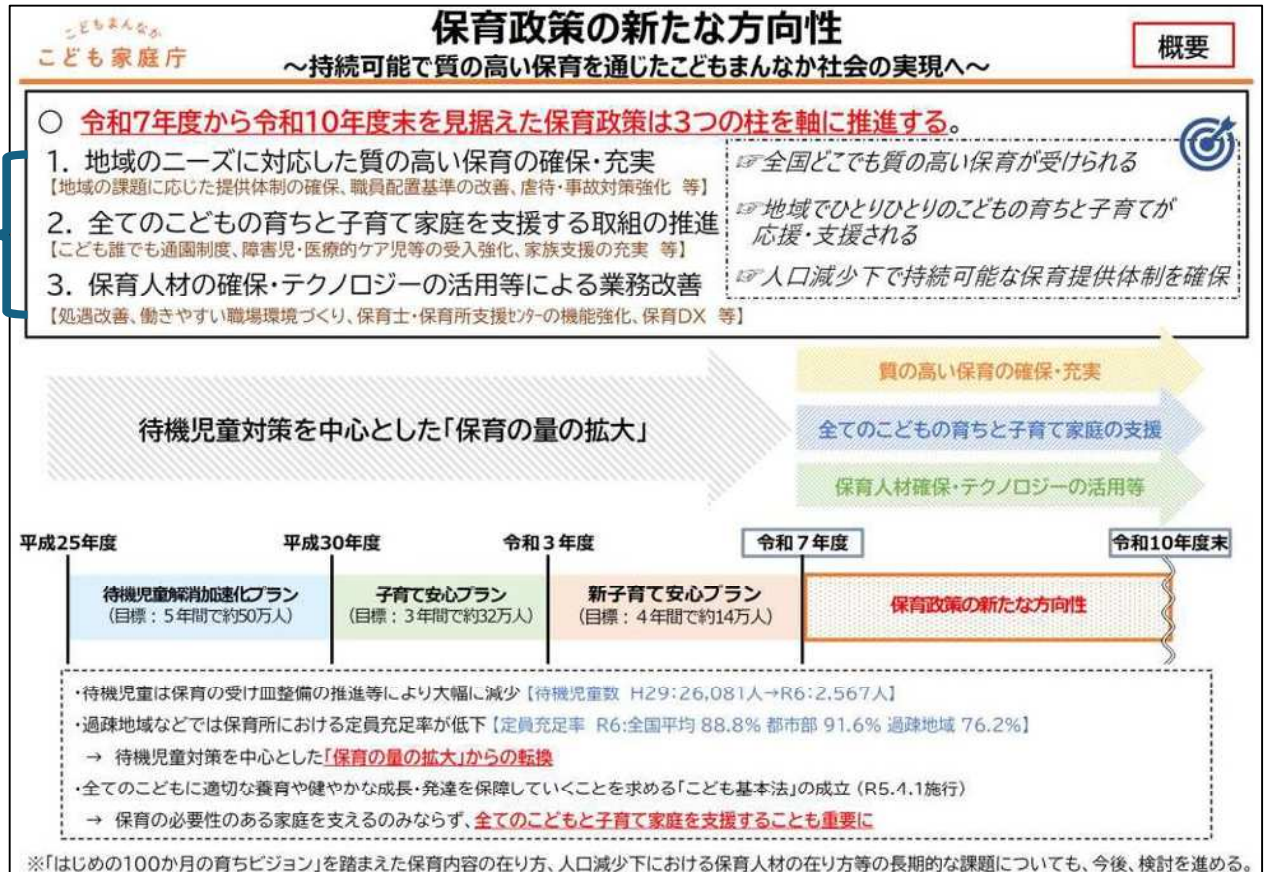
(1)新子育て安心プラン（～R6）

これまで、「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」などに基づき、保育の受け皿整備を進めてきた。



(2)「保育政策の新たな方向性」(R7～)

国から示された「保育政策の新たな方向性」では、全国どこでも質の高い保育が受けられ、地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援されるような社会の実現を目的としており、次の3つの柱を軸としている。



全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）、
虐待や不適切な保育の防止、対応の強化 等

地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

こども誰でも通園制度の推進、多様なニーズに対応した保育の充実
（障がい児・医療的ケア児等、病児保育） 等

保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

保育DXの推進による業務改善、働きやすい職場環境づくり 等

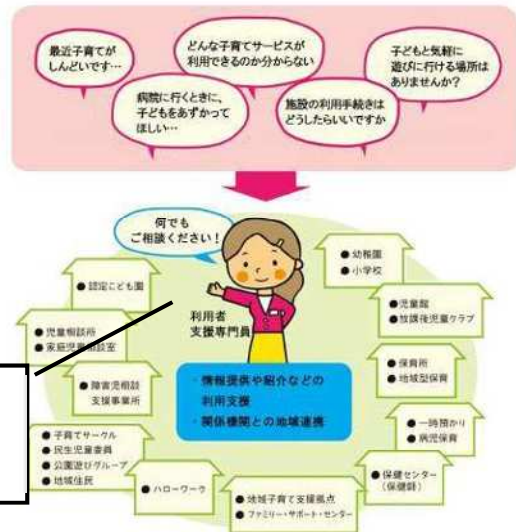
②保育所の多機能化

(1)子ども・子育て支援新制度（H27～）

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、**地域の子育て家庭に対する支援**を行う役割が示された。

※利用者支援事業、延長保育事業、一時預かり事業 等

保育所などの施設等を拠点として、情報の提供な支援の紹介のほか、子育て支援サービスを実施



(2)児童福祉法改正によるこども家庭センター・地域子育て相談機関の設置

令和5年4月に施行された改正児童福祉法では、児童虐待の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を目的に、こども家庭センターの設置が位置付けられた。

また、地域に身近な相談拠点であり、こども家庭センターを補完するものとして、地域子育て相談機関も設置することが可能となった。



(3)こども誰でも通園制度の創設

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度として、こども誰でも通園制度が創設された。

※実施場所は、保育所や幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等を想定

全てのこどもの育ちを応援！

2 本市の取り組み

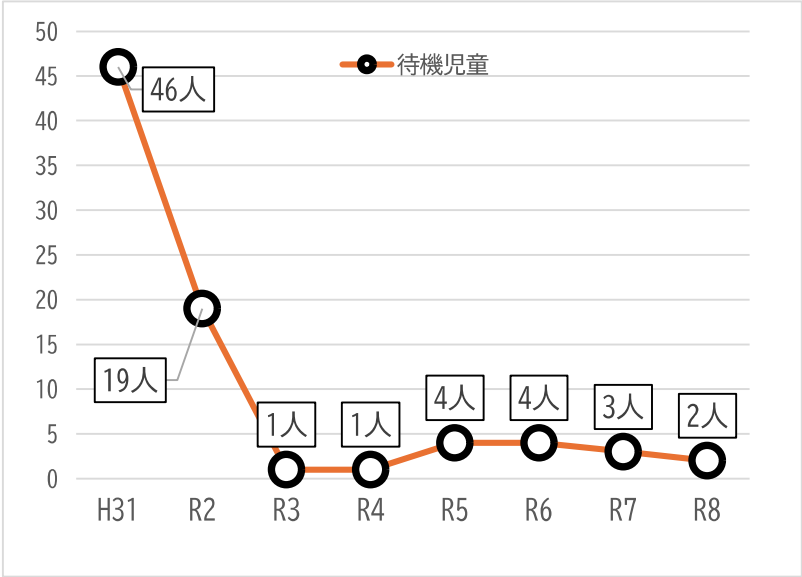
①待機児童対策

本市では、公立保育所の整備（大相模保育所の建替え、緑の森公園保育所の整備）を行うとともに、民間施設の活用として、低年齢児の小規模保育事業所の整備と高年齢児のこしがや「プラス保育」幼稚園事業の両輪により、待機児童の解消に取り組み、近年は待機児童数が5人以下となっている。

【各事業の整備の取り組み】

小規模保育事業所	プラス保育
子ども・子育て支援新制度の開始（H27）以降、 30以上の事業所を整備 ↓ 令和8年4月現在 65事業所 定員1,082人	平成31年4月に事業を開始 ↓ 令和8年4月現在 25園 定員1,200人

【待機児童数】



②保育所の多機能化

(1)子ども・子育て支援新制度

地域こども・子育て支援事業として、地域子育て支援センターや、一時預かり事業など、保育所を拠点とした支援を実施している。

【地域子育て支援センター 14か所 一覧】

増林保育所	地域子育て支援センター「おひさまの子」
新方保育所	地域子育て支援センター「にこにこ」
荻島保育所	地域子育て支援センター「ぼかぼか」
南越谷保育園	地域子育て支援センター「すくすく」
おおたけ保育園	地域子育て支援センター「たけのこ」
越谷レイクタウンさくら保育園	地域子育て支援センター「げんき」
松沢保育園	地域子育て支援センター「きらきら」
認定こども園わかばの森ナーサリー	地域子育て支援センター「森のひろば」
の〜びるこどもの家保育園	地域子育て支援センター「おへその広場」
袋山保育園	地域子育て支援センター「たんぼぼ」
の〜びる保育園	地域子育て支援センター「のびるば広場」
越谷どろんこ保育園	地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」
認定こども園小牧	地域子育て支援センター「こあら教室」
埼玉東萌保育園	地域子育て支援センター「あおいとり」

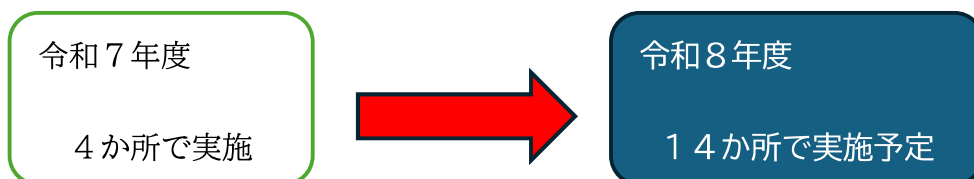
(2)児童福祉法改正によるこども家庭センターの設置

令和6年度より、こども家庭部に「こども家庭センター」を設置。

こども家庭部	こども政策課	児童福祉(虐待防止対応、ヤングケアラー支援等)と母子保健(妊産婦健康診査等)を統合し、包括的に支援!
	こども福祉課	
	こども家庭センター	
	保育支援課	
	保育施設課	

(3)こども誰でも通園制度の創設

全国一律の給付制度の開始に先駆けて、令和7年度より、市内4カ所でこども誰でも通園制度を開始。



3 本市の人口動態

①市全体

本市の人口は令和8年4月1日現在、341,379人で、減少傾向であり、今後も人口は減少していく見通しである。

【令和8年4月1日現在 人口】

区分	総人口（対総人口比）	
0～5 歳	12,951 人	（ 3.8%）
0～14 歳	38,784 人	（ 11.4%）
15～64 歳	214,865 人	（ 62.9%）
65 歳～	87,730 人	（ 25.7%）
総 数	341,379 人	

【将来人口推計】

人口の見通しと年齢3区分別の年齢構成（各年4月1日現在）



※越谷市第5次総合振興計画 後期基本計画 より

②地区別

年少人口（0～14歳）では、川柳地区及び大相模地区において、地区内総人口に占める割合が市全体の割合に比べて高い状況である。

（市全体：11.4％ 川柳地区：16.9％ 大相模地区：17.1％）

一方、未就学児（0～5歳）では、地区ごとの差はそれほど大きい状況にはなっていない。

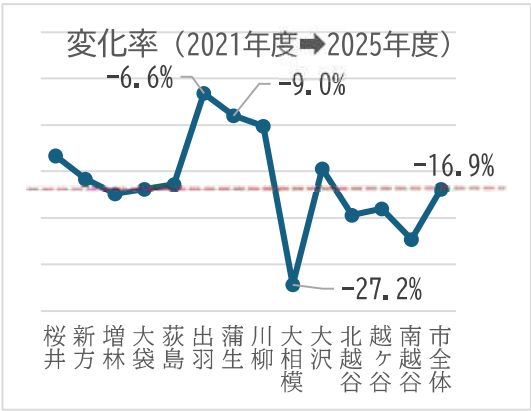
【令和8年4月1日現在 人口】

	0～14歳				15～64歳	65歳～	総人口
	0～5歳	対比		対比			
桜井地区	1,155人	3.1%	3,638人	9.9%	21,913人	11,324人	36,875人
新方地区	410人	3.0%	1,389人	10.1%	7,496人	4,905人	13,790人
増林地区	1,224人	3.7%	3,937人	11.9%	21,181人	8,027人	33,145人
大袋地区	1,801人	3.5%	5,597人	11.0%	31,015人	14,378人	50,990人
荻島地区	367人	3.2%	1,134人	9.8%	6,806人	3,576人	11,516人
出羽地区	1,271人	4.1%	3,495人	11.1%	19,793人	8,067人	31,355人
蒲生地区	1,604人	3.7%	4,260人	9.9%	27,909人	10,977人	43,146人
川柳地区	652人	5.9%	1,861人	16.9%	6,741人	2,411人	11,013人
大相模地区	2,051人	5.6%	6,205人	17.1%	24,099人	6,032人	36,336人
大沢地区	741人	3.5%	2,271人	10.6%	13,385人	5,675人	21,331人
北越谷地区	259人	3.0%	722人	8.3%	5,921人	2,082人	8,725人
越ヶ谷地区	567人	3.5%	1,735人	10.6%	10,824人	3,765人	16,324人
南越谷地区	849人	3.2%	2,540人	9.5%	17,782人	6,511人	26,833人
総数	12,951人	3.8%	38,784人	11.4%	214,865人	87,730人	341,379人

また、未就学児の過去5年間の人口の推移をみると、大相模地区の減少の割合が大きい。

【未就学児（0～5歳） 5年間の人口の推移（実数の単位は人）】

	2021	2025	変化率
桜井	1,396	1,210	-13.3%
新方	533	449	-15.8%
増林	1,572	1,299	-17.4%
大袋	2,237	1,858	-16.9%
荻島	482	403	-16.4%
出羽	1,335	1,247	-6.6%
蒲生	1,783	1,623	-9.0%
川柳	740	665	-10.1%
大相模	3,079	2,243	-27.2%
大沢	889	758	-14.7%
北越谷	346	278	-19.7%
越ヶ谷	738	598	-19.0%
南越谷	1,181	918	-22.3%
市全体	16,311	13,549	-16.9%



4 今後の保育行政について（公立保育所の在り方）

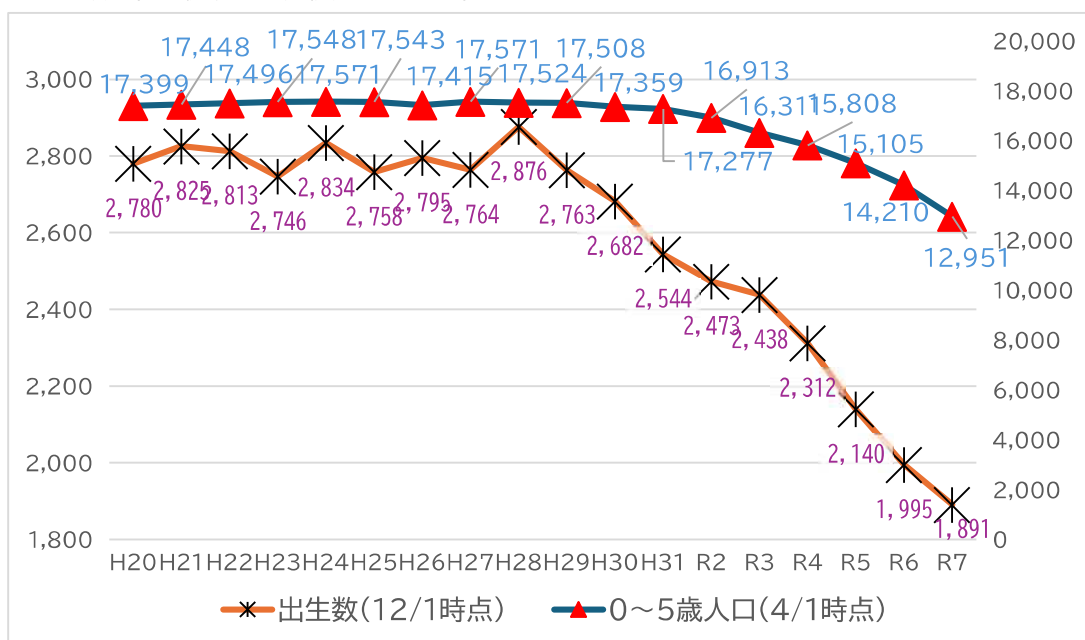
前ページまでの内容（国の動向、市の取組み、市の人口動態）に加え、後述する今後の見込み等を踏まえ、今後、公立保育所の在り方等を検討していく予定



まずは、委員の意見をお聞きしたい！

【人口の見込み】

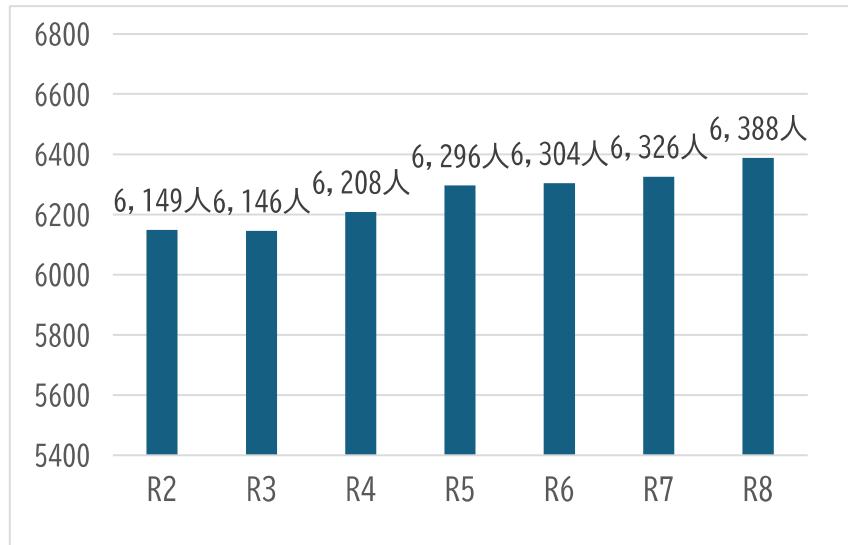
- ・本市の全人口は令和3年度をピークに減少に転じたが、年少人口の減少傾向は、以前から始まっている。未就学児に限ると、減少傾向は微減であったが、令和に入り、減少の傾向が大きくなりつつある。
- ・特に、出生数については、平成20年代ではほぼ横ばいであったが、ここ数年で減少の規模が大きい。



出生数は、増加傾向になるとは想定しにくい

【保育の利用見込み】

- ・人口減少であるが、保育の申込児童数は右肩上がり



申込児童は微増であるが、待機児童が解消されつつあること、出生数の大幅な減少等を踏まえ、保育サービスの利用量は近い時期にピークを迎えることが想定される！

【多様な保育ニーズ】

- ・保育ニーズの多様化の中、特別支援保育の人数が増加傾向

平成31年4月		令和8年4月
123人	+28.5%	158人



実施保育施設を増やしているが、年々利用人数が増加しており、今後も同様の傾向になると想定

【公立保育所】

- ・現在、公立保育所は17か所
- ・老朽化等を踏まえ、一部建替えは行ってきたが、古い施設では開設して50年以上経過している
- ・将来的には建て替えが必要であるが、長期間を要する

	住所	開設年月日	定員
桜井保育所	平方1349	S43.4.1	90
蒲生保育所	蒲生寿町9-23	S44.4.1	150
七左保育所	七左町1-184	S46.4.1	100
赤山保育所	赤山町4-2-11	S50.4.1	100
蒲生南保育所	南町1-10-20	S50.4.1	100
大袋北保育所	袋山475-3	S52.4.1	100
宮本保育所	宮本町5-250-1	S54.4.1	100
登戸保育所	登戸町42-10	S55.4.1	100
赤山第二保育所	赤山町2-58-1	S56.4.1	100
蒲生第三保育所	蒲生2-13-9	S57.4.1	100
深田保育所	下間久里318-1	H13.4.1	130
増林保育所	東越谷8-41-1	H14.4.1	120
新方保育所	北川崎729-1	H22.4.1	120
大袋保育所	恩間150-3	H25.4.1	120
荻島保育所	南荻島330-1	H26.4.1	120
大相模保育所	大成町2-288-1	R3.4.1	100
緑の森公園保育所	越ヶ谷2620-1	R7.4.1	288



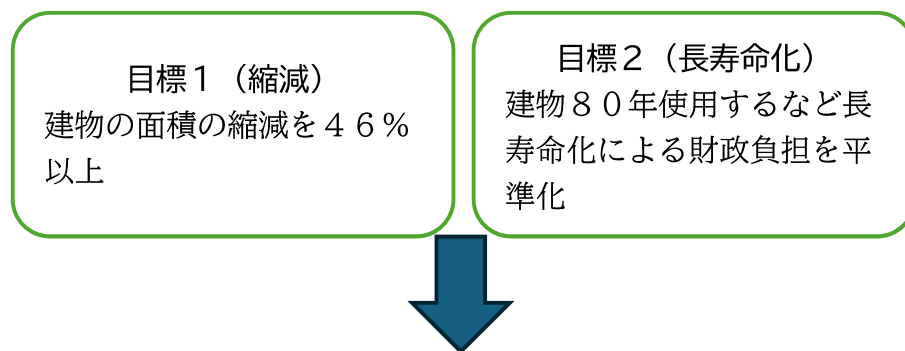
建て替えが済んでいない公立保育所については、令和8年度以降、状況調査を行い、耐震性が不足する場合は、壁や柱等を補強するなどの改修工事を行っていく予定

※こどもの安全を最優先に行っているもので、数十年単位で利用することを想定していない

- ・今後の保育所建替えについては、例えば、南部地域では、蒲生保育所と児童館ヒマワリの複合化後に、旧蒲生保育所の改修工事を行い、仮園舎として活用することを検討。
- ・具体的には、旧蒲生保育所をハブ施設として、近隣保育所（蒲生第三、七左、蒲生南、登戸）の建替えを想定

【公共施設関係】

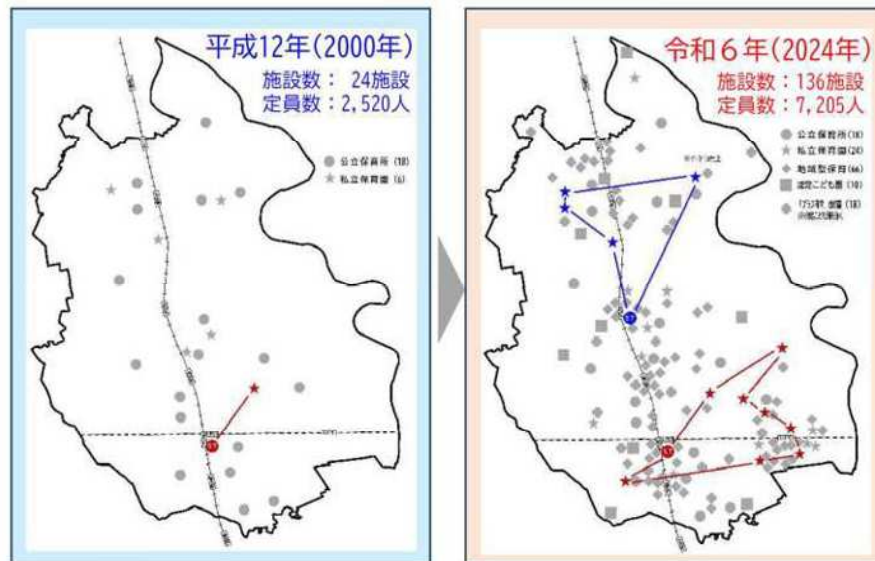
- ・本市は、高度成長期の昭和40年代に人口が急激に増加したことを受けて、その時期に、保育施設その他、学校など多くの公共施設を集中的に整備してきた。
- ・そのため、修繕や建替えの時期も集中することとなる。
- ・このような状況への対応として、「公共施設等総合管理計画 基本方針」を策定（平成27年4月に策定、令和4年7月に改訂）
- ・また、基本方針に沿った取り組みの具体化を図るものとして、令和8年3月に「第2次アクションプラン」を策定
- ・基本方針・アクションプランでは、『建物の総量の縮減』と『建物の長寿命化』の2つを目標として掲げている



「公共施設等総合管理計画」に基づき、将来を見据えた適正な公共施設（公立保育所）の整備・配置が必要

【民間を含めた保育サービスの提供体制】

- ・本市では、人口の増加にあわせて、保育の提供体制の強化に努めてきた。



- ・近年では、こしがや「プラス保育」幼稚園事業の実施など、教育分野との連携を図っている。
- ・施設数・定員ともに、公立保育所より民間施設の方が多い



**公立保育所の整備・配置にあたっては、
民間施設の状況を踏まえることが必要**

【参考 公立保育所 設置図】

